

2012 年度（平成 24 年度）  
自己点検・評価報告書

日本赤十字秋田看護大学

## 目 次

<b>【基準 1】 理念・目的</b>	<b>4</b>
1. 現状の説明 .....	4
2. 点検・評価 .....	7
3. 根拠資料 .....	7
<b>【基準 2】 教育研究組織</b>	<b>8</b>
1. 現状の説明 .....	8
2. 点検・評価 .....	11
3. 根拠資料 .....	12
<b>【基準 3】 教員・教員組織</b>	<b>12</b>
1. 現状の説明 .....	12
2. 点検・評価 .....	17
3. 根拠資料 .....	18
<b>【基準 4】 教育内容・方法・成果</b>	<b>18</b>
・教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	18
1. 現状の説明 .....	18
2. 点検・評価 .....	24
3. 根拠資料 .....	25
・教育課程・教育内容	25
1. 現状の説明 .....	25
2. 点検・評価 .....	28
3. 根拠資料 .....	29
・教育方法	29
1. 現状の説明 .....	29
2. 点検・評価 .....	37
3. 根拠資料 .....	37
・成果	38
1. 現状の説明 .....	38
2. 点検・評価 .....	40
3. 根拠資料 .....	41
<b>【基準 5】 学生の受け入れ</b>	<b>41</b>
1. 現状の説明 .....	41
2. 点検・評価 .....	47

3. 根拠資料 .....	48
<b>【基準6】 学生支援</b>	<b>48</b>
1. 現状の説明 .....	48
2. 点検・評価 .....	53
3. 根拠資料 .....	54
<b>【基準7】 教育研究等環境</b>	<b>54</b>
1. 現状の説明 .....	54
2. 点検・評価 .....	62
3. 根拠資料 .....	62
<b>【基準8】 社会連携・社会貢献</b>	<b>62</b>
1. 現状の説明 .....	62
2. 点検・評価 .....	68
3. 根拠資料 .....	69
<b>【基準9】 管理運営・財務</b>	<b>69</b>
・管理運営	<b>69</b>
1. 現状の説明 .....	69
2. 点検・評価 .....	72
3. 根拠資料 .....	73
・財務	<b>73</b>
1. 現状の説明 .....	73
2. 点検・評価 .....	76
3. 根拠資料 .....	76
<b>【基準10】 内部質保証</b>	<b>76</b>
1. 現状の説明 .....	76
2. 点検・評価 .....	79
3. 根拠資料 .....	80

## 序 章

本学の前身である日本赤十字秋田短期大学は、明治 29 年(1896 年)に開設した日本赤十字社秋田支部救護員養成所における看護婦養成を源とし、日本赤十字社秋田県支部病院救護看護婦養成所(大正 3 年)、秋田赤十字病院赤十字看護婦養成所(昭和 21 年)、秋田赤十字高等看護学院(昭和 25 年)、秋田赤十字看護専門学校(昭和 51 年)における看護師養成を経て、平成 8 年(1996 年)4 月、看護学科および介護福祉学科の二つの学科で開学した。さらに平成 21 年(2009 年)4 月、短期大学看護学科を改組転換し、本学、日本赤十字秋田看護大学が開学した。この間、一貫して世界的な人道機関としての赤十字の理念を基調とする「人道：Humanity」の建学の精神のもと、人の命を守り、人の尊厳と権利を尊重する教育を行ってきた。

本学は、開学初年度の平成 21 年度に大学機構を整え、自己点検・評価活動は、新設されたセンター機構の 1 つである評価センターを中心として実施することとした。また、点検・評価項目は、財団法人大学基準協会による第三者評価を受審することを念頭に、同協会の評価基準に基づいて実施した。

新たな評価体制のもと、大学運営における計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)の連続性＝PDCA サイクルを機能させ、内部的な質保証システムへ繋げる努力をしている。さらに、学内における認証評価機能をもつ組織評価体制の構築が課題である。また、相互評価・外部評価も検討中である。

本年度は、大学と大学院ともに完成年度にあたり、すべてを総括する年であり、学長として、基準の概要を記述した。教育結果を総括すると、推薦入試で応用力テスト、一般入試は入試センター試験 5 教科 5 科目で偏差値の高い優秀な学生を入学させ、豊かなカリキュラムを基盤に PBL (Problem Based Learning) 教育で自ら課題を見いだし解決する姿勢を、また GPA (Grade Point Average) で自ら学力を培い、人道の精神をもって社会に貢献できる卒業生を輩出できたと考えている。本学の今後の課題は、教員の研究活動の推進と博士課程の開設をもって、さらなる教育水準の向上である。

振り返ると、平成 23 年(2011 年)3 月の東日本大震災発生後の 6～8 月の 3 ヶ月間、陸前高田市の避難所のボランティアを大学・短期大学合同で、延べ 146 人の学生が教職員と共に活動し、被災者からは、「他からは物資を頂いたが、赤十字の学生からは心を頂いた」と深い感謝の言葉を頂いた。本学にとってはエールを頂いた言葉であり、思い出の言葉である。この報告書は、どのような大学を目指し、どのような結果であったかを検証するものになり得る。

大学・短期大学合同の報告書は、第三者評価の受審時期が異なるために、平成 23 年度をもって終了し、平成 24 年度より報告書は別冊となる。

日本赤十字秋田看護大学  
学 長 森 美智子

## 基準の概要

【基準1】 本学の建学の精神・教育理念について、その確立、表明、共有、確認について自己点検・評価を行い、建学の精神が本学の教育理念を明確に示し確立していることを確認するとともに、ホームページ、学校案内等で内外に表明しており、全教職員・学生が授業等を通じて共有・認識し、その精神を受け継いでいる。

【基準2】 教育研究組織について、4つの到達目標（①教育と研究に適した組織の構築②教育を企画・研究・実践・評価する組織の構築③重点的な研究と、専門分野の実践に寄与する研究を促進する組織の構築④卒業前教育と卒業後教育を継続して行う教育組織の構築）をたて、学長を中心とする経営会議、教授会（各委員会）、センター機構を位置づけ、大学経営を審議する経営会議、教育課程を審議する教授会、教員の研究の研鑽等を審議するセンター機構について明文化している。

【基準3】 教員・職員組織について、教育目標を達成するために大学設置基準に基づいて適切に教員組織が編成されていること、教員の採用・任用については審査基準に基づき適正に実施されていること、教員編制方針は、専門教育は実習をもって総括となるために、教授 11 名に加え、実習 1 教員/1 単位 24 名を配置し、さらに教養科目 6 名・基礎専門科目 2 名、総計 43 名以上（教授数 1 / 3）としている。教員の教育研究活動向上のために FD/SD 研修会の定期的な実施がされている。

【基準4】 教育内容については、建学の精神に基づいて教育目標を掲げ、赤十字領域、教養教育領域、専門教育領域から教育課程を編成し、カリキュラムマップを作成していること、また、教育方法については、入学から卒業まで PBL テュートリアル教育等を用いて、問題解決力・対人関係・自己学習力を促し、学生の自立的問題解決の支援、修学指導等きめ細やかに個別対応していること、さらに赤十字の理念を反映し、地域住民と密接な関係のある職業につくため、ボランティア活動の奨励について述べた。学位授与方針は、GPA (Grade Point Average) を用いて厳密な卒業評価を行い、多くの実習（知識・態度・技術評価含む）単位が取れ、卒業までに所定の単位を修得した場合は、教育目標を獲得したものと認め、学位を授与している。

成果としては、PBL 教育の学生の自己評価では、問題解決力・対人関係・自己学習力が年次を重ねるに従い、有意に成長していることが確認された。また、保健師国家試験の合格率は 100%、看護師国家試験は 98.1%であった。

大学院教育については、健康課題として挙げられる「がん」「少子高齢」という地域性を取り上げて開設し、論文コースの修士卒業生を輩出し、また助産師国家試験も合格している。

【基準5】 本学が求める学生像に基づいて入学者選抜を行っていること、学生募集のため、ホームページの公開、大学案内の配付、各種メディアを利用した広報活動のほか、秋田県内外の高等学校進路指導担当教諭を対象とした入試説明会の実施やオープンキャンパス等を実施していることを述べた。推薦入試では応用力試験、大学入試センター試験を利用した一般入試では 5 科目を課し、基礎学力のある学生を受け入れている。

【基準6】 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう修学支援として、経済的支援では奨学金制度及び特待生制度、生活支援では定期健康診断、保健室の設

置、感染症対策のための抗体価検査などの健康管理体制をとっているほか、クラスアドバイザーやスクールカウンセラーによる学生相談、キャリアアドバイザーらによる進路支援対策を講じていることを述べた。また、入学オリエンテーション合宿では、先輩学年が教員のサポートを受けながら開催し、学生間の絆を深め、学生が主体で大学の歴史を創る努力をしている。

【基準7】教育研究等環境については、設置基準で定める校地、校舎面積が保たれているほか、PCの整備や、視聴覚機材等教育設備も各講義室、演習室等に整備されていることを述べている。また、大学の心臓部である図書館についても蔵書の増加や年2回の選書等を実施し、学生が使用しやすい環境を整えているほか、終了時刻の延長など教職員、学生が学習・研究がしやすい環境を整えている。

【基準8】本学での社会連携、社会貢献としては、地域交流センターが担当する「聞き書きボランティア養成講座」、「海で遊ぼうよ！こどもサマーキャンプ in 秋田」、「3・1・2弁当箱法研修会」のほか、特別講演会、公開講座、雪かきボランティアなど実施していること、また、赤十字・国際人道法教育活動センターによる災害救護訓練や、国際人道法フォーラム、赤十字活動月間イベントの開催、そして、本学学生ボランティアが参加した、日本赤十字社主催のプロジェクト「サマーキャンプ 2012 in クロスヴィレッジ」について述べた。その他、赤十字学生奉仕団等サークルが多数有り、活動をしている。

【基準9】全国6大学を管理し本学の母体である学校法人日本赤十字学園と本学が良好な連携を図り、適正な管理運営を遂行していくための組織、諸規程の現状や過去5カ年の財政分析表、資金収支計算書類及び消費収支計算書類を提示し安定した財務状況であることを述べた。

【基準10】日本赤十字秋田短期大学・看護大学は、開学当初から年度末に各委員会及び担当部署が自己点検評価し、それを「自己点検・評価報告書」としてまとめ、各々の委員会及び担当部署で活用し、教育研究活動の改善に向けた取り組みをしてきた。自己点検評価結果については、Webサイト等で公表している。

現在、自己点検・評価、相互評価・外部評価、第三者評価受審機能を含む組織評価体制について、検討をしている。

今後は、特色ある教育の強化に重点を置き、教育成果は定性的評価を検討し、また研究成果の向上を図り、PDCAサイクルの中で、発展させる努力を行うものである。

日本赤十字秋田看護大学

学長 森 美智子

## 【基準 1】 理念・目的

### 1. 現状の説明

#### (1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

##### <1> 大学全体

日本赤十字秋田看護大学は、赤十字の基本原則である人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性に則り、赤十字の看護を遂行する目的で設置された大学であり、その教育理念は、世界的な人道機関としての赤十字の理念に示されている“人道 (Humanity)”を建学の精神としている。つまり、学部、研究科ともに、“人道”に基づく生命の尊厳と人間性の尊重の上に教育理念は設定されており、国内外の社会の変化に伴う看護ニーズを認識し、保健・医療・福祉システムの一員として看護活動ができ、基礎的能力を有し、将来、看護の教育・研究の発展に資することができる看護専門職を養成することを目指すものである（資料 1-1 授業要綱 P. 3 「教育理念」より）。

本学は明治 29 年（1896 年）に開設した日本赤十字社秋田支部病院救護看護婦養成所を前身としており、116 年の看護教育の歴史の上で、各々の時代に応じた看護の役割を果たすべく教育が実行されてきた。その結果、卒業生はそれぞれの場での活躍により看護の実践に寄与してきているが、いつの時代にも「生命を守る、人間の尊厳を守る」という理念が貫かれてきた。これらを基盤とした本学の理念・目的は、看護の実践と看護学を迫及することにより社会に貢献することであり、学校教育法第 83 条（目的）に適合するものである。

また、本学の個性は、赤十字の大学の一つとして存在しており、赤十字の原則である“人道”を基本とした理念・目的を掲げていることである。“人道”とは、本来人の持つ人に対する基本的な考え方であり、医療、看護の中では欠く事の出来ない要素である。本学の教育理念・目的の中では、これを謳い、かつ専門分野の学問への貢献を謳っており、大学の個性と特徴を明確に示している（資料 1-1 P. 3 「教育理念」「教育目的」）。

##### <2> 看護学部

日本赤十字秋田看護大学の学則には、第 2 条に教育研究上の目的として「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、個人の尊厳を尊重する豊かな人間性を培い、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることによって、国内外の保健・医療・福祉の分野で幅広く活躍できる有能な人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉の向上に寄与することを目的とする」と掲げている（資料 1-2）。

さらに、教育目的を、「『人道 Humanity』の理念を基調として活躍できる人材を育成する。また、科学的な看護を実践するためには、主体的な行動力と感性を備え、社会性豊かな人間形成、さらに優れた問題解決力を持って、国内外を問わず人々の保健医療・福祉・救護の向上に寄与できる看護専門職者を養成すること」と謳っており、建学の精神の達成と学校教育法 83 条（目的）に基づく大学の使命を明確にしている（資料 1-1 P. 3 「教育目的」）。

本年度は、短期大学看護学科からの改組転換から 4 年目を迎え、完成年度に至った。学士課程としての実績としては乏しいが、大学設置の際に描いた教育理念・教育目的を 4

年間通して遂行してきた。

### 〈3〉 看護学研究科

本大学院の教育理念は、「活動のあらゆる状況の中で、その人の生命と健康を守り、人間の尊厳を確保する働きをする」と謳う“人道”を基本とした赤十字の理念の基に、あらゆる人々の健康に貢献する事である（資料 1-3 大学院学習要項・便覧 修士課程 2013 本学の概要）。この教育理念に則り、広い視野に立ち、深い学識を教授し、人間性を涵養すると共に、看護学における研究能力または高度な専門性を必要とする看護職者としての高い能力を培う事を目的としている。

本研究科の教育目的と育成する人材像を表 1-1 に示す。

具体的には、「がんと生活」「健全な次世代」を標榜することにより、関連する学問と相まって学術の理論及び応用を教授研究すると共に、高度な専門性を要する職業を担うための深い学識及び卓越した能力の育成により、地域に貢献する事をめざしており、学校教育法第 99 条 [大学院の目的]、及び大学院設置基準第 3 条に記載されている目的に則っている。

表 1 - 1 研究科の教育目的と育成する人材像

教育目的	教育目標（育成する人材像）
広い視野に立って、深い学識を教授する	人の生活と健康を考慮し高度な判断のもとに支援できる人
人間性の涵養	人の尊厳を確保する為の倫理観を持ち、「人道」に基づく感性を有する人
看護学における研究能力を培う	高度な医療や医療政策に対応する看護の方法論を評価できる人
高度な専門性を必要とする看護職者としての能力の育成	深い洞察力に裏付けられた高度な専門性を持つ職業人

本研究科の特色は、日本赤十字秋田看護大学の大学院として赤十字の看護の原則に基づき、かつ、秋田県健康課題として挙げられる「がん」「少子高齢」という地域性を取り上げている点にある。

## （2）大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

### 〈1〉 大学全体

本学の教育理念および教育目的については、毎年度初めに、看護学部における「授業要綱」（資料 1-1）「学生便覧」（資料 1-4）、看護学研究科の「学習要項・便覧」（資料 1-3）を対象となる学生と全教職員に配布し、また、ホームページに掲載して一般社会にも周知している（資料 1-5）。

## 〈2〉 看護学部

学部の理念と目的については、全学生、教職員に毎年配布している「授業要綱」（資料 1-1）の最初に明示している。また、ホームページ上にも掲載している（資料 1-5）。

具体的には、本学の理念・目的は学生の入学時及び学年進行時（奇数セメスター開始時）にその都度、授業要綱・学生便覧を基に、教務委員会所属の教員により説明している。また、特に入学生に対しては、入学時ガイダンスにおいて、学部長（教務委員長）から説明を行っている（資料 1-6）。

教職員に対しては、授業要綱・学生便覧を配布すると共に、新入教員・職員には入職時オリエンテーションで学部長が具体的に本学の理念・目的を説明する。また、新入職員は毎年日本赤十字社が実施している「学校法人日本赤十字学園 職員対象赤十字FD・SD研修会」へ参加することとしており、赤十字の理念を学び、本学の教育との関連を考える機会となっている（資料 1-7）。

受験生には、高校訪問、オープンキャンパス、進学相談会等で、大学案内（資料 1-8）、学報“カリヨン”（資料 1-9）、募集要項（資料 1-10）等を用いて本学の理念・目的を説明している。社会一般に対しても、ホームページ、大学案内、学報“カリヨン”等にて、公表をしている。また、学生のボランティア活動に関する広報や報道等も大学の理念・目的を伝える機会となっている（資料 1-11）。

## 〈3〉 看護学研究科

看護学部には属する教職員とは大学院設置の際にその趣旨を共有すると共に、新入職員には入職時オリエンテーションで学長から説明をしている。

看護学部学生には進路説明会において、研究科長が大学院教育の概要を紹介し（資料 1-12）、また看護学研究科新入生には、入学時のガイダンスにおいて、大学院学習要項・便覧を基に本大学院の教育理念、教育目的及び教育目標に関して研究科長より説明を行っている（資料 1-13）。

一般社会に向けては、学生募集に際して、大学案内、大学院案内、大学院募集要項（資料 1-14）を用いて説明を行うと共に、大学ホームページ等により学外に向けて公表している。

**（3）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。**

### 〈1〉 大学全体

大学開学当初（平成 21 年度）から、学長の下に評価センターを設け、自己点検・自己評価を行い、教育理念・目的の点検を行っている（資料 1-15）。また、平成 23 年度には大学院看護学研究科が開設され、点検・評価に加わった。

### 〈2〉 看護学部

大学設立年度より年度毎に各委員会・センターで、自己点検・評価を実施している（資料 1-16）。

### 〈3〉 看護学研究科

本学全体として評価センターを中心に行っている自己点検・評価に加え、毎月開催される研究科委員会に於いて、理念・目的に関連して提起される課題に関して検討を行っている（資料 1-17）。

## 2. 点検・評価

本学の教育理念と目的の点検評価は、①赤十字教育、教養教育がどこまで貫かれているか、②看護職の資格養成と専門教育に含む理念・目的がどこまで社会或いは時代のニーズ、期待に込んでいるか、③理念や目的が学生等にどこまで理解され、浸透しているか、また教員がどこまで共有し、教育に創意、工夫を凝らしているか、の3つの視点から行っている。

本学は 116 年の歴史があり、卒業生の活動という人的資源を通じて、理念の遂行状況を具現化して提示できるメリットを有している。赤十字原論、赤十字病院実習からそれを体得している。

### ① 効果が上がっている事項

日本赤十字創立記念日の週には、全学生がボランティア活動を行い、看護週間には、宣誓式を行い、本学の建学の精神や教育の使命・目的は着実に推進している。平成 24 年度に看護学部、看護学研究科ともに完成年度を迎えた本学は、学校教育法に則る学士課程及び修士課程として、また赤十字の大学、大学院として、その理念・目的は相応しく、妥当なものであり、社会に不可欠なものと考えられる。

### ② 改善すべき事項

赤十字の理念を基調とした本学の学士および修士教育が更に発展するために、大学の理念・目的を基調とした命題を如何に向上させるか、教職員、在学生、保護者、同窓生が一致して協力・実施する体制の整備を、将来計画などに組み込む必要がある。カリキュラム委員会・教授会・経営会議の検討事項とし、教員会議および全教職員の意見交換ができる形式の研修会（ワークショップ等）を開催し、意識向上を図る。

## 3. 根拠資料

- 1-1 日本赤十字秋田看護大学授業要綱 平成 24 年
- 1-2 日本赤十字秋田看護大学学則
- 1-3 大学院学習要項・便覧 修士課程 平成 24 年
- 1-4 日本赤十字秋田看護大学学生便覧 平成 24 年
- 1-5 日本赤十字秋田看護大学 ホームページ
- 1-6 ガイダンス日程（平成 24 年度 各学年）
- 1-7 学校法人日本赤十字学園 職員対象赤十字FD・SD研修会
- 1-8 日本赤十字秋田看護大学大学案内 平成 24 年度
- 1-9 学報カリヨン No. 3

- 1-10 看護学部看護学科学生募集要項 平成 24 年度
- 1-11 学生のボランティア活動に関する広報や報道等資料
- 1-12 進路説明会資料
- 1-13 看護学研究科入学時ガイダンス日程
- 1-14 大学院看護学研究科看護学専攻修士課程学生募集要項 平成 24 年度
- 1-15 日本赤十字秋田看護大学評価センター規程
- 1-16 自己点検・評価報告書（平成 21～23 年度）
- 1-17 研究科委員会議事録（平成 24 年度）

## 【基準 2】 教育研究組織

### 1. 現状の説明

- (1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

#### < 1 > 大学全体

日本赤十字秋田看護大学の教育研究組織図を図 2-1 に示した。赤十字の目指す理念に基づく目的達成のために、大学の教育理念・目的に基づき看護学部、看護学研究科ではそれぞれに教育研究組織を設置している。しかし、大学院大学ではないために「専ら大学院の専任」である教員 1 名を除く他は、両教育に関与する教員であり、研究科委員会に属する委員会を除き、委員会は看護学部と看護学研究科は共同で実施している。また、日本赤十字看護大学は平成 21 年に、前身である日本赤十字秋田短期大学看護学科から改組した大学であり、日本赤十字秋田短期大学には介護福祉学科が単科で存在している。したがって、同じ校舎で学習する学生達への教育・研究・学園生活に関しての共通理解を得るため、委員会活動も短期大学と合同で実施しており、各々の教授会の外に大学看護学部、大学院看護学研究科、短期大学での合同教授会を毎月 1 回開催している。

研究教育組織は、図 2-1 に示すように、学長の下に大学の経営方針・基本計画を担う経営会議を置き、経営会議は大学の経営面に関して学長を補佐している（資料 2-1）。その下に大学の教育・研究を司る機能として、教授会（学部教授会）、研究科委員会（大学院教授会）、学生教育に直接ではないが大学として構成上必要な機能を持つセンター機構、学園内外の人的な問題を扱う倫理委員会、図書館、事務局で構成されている。また、危機管理組織体制に関する規程があり、大学設置基準に則った構成であるとともに、危機管理に関する体制が整えられている（資料 2-2）。

本学の教育研究組織は、他大学との比較の上で本学の個別性にも対応している。つまり、センター機構の中に、赤十字・国際人道法教育活動センターを設置することで、赤十字の理念の啓発と活動を活発にしている（資料 2-3）。さらに国際交流センターは、より広く国際的に知識を広める本学の教育の目的と赤十字の国際性に沿うものである（資料 2-4）。

また、本学の個別性の一環であり、また本来大学組織の目指すべき地域への貢献に鑑み、特に高齢社会である秋田県に対応するために、地域交流センターを設けている（資料 2-5）。同様に、市民への生涯教育の提供をする目的で、公開講座委員会がある（資料 2-

6)。

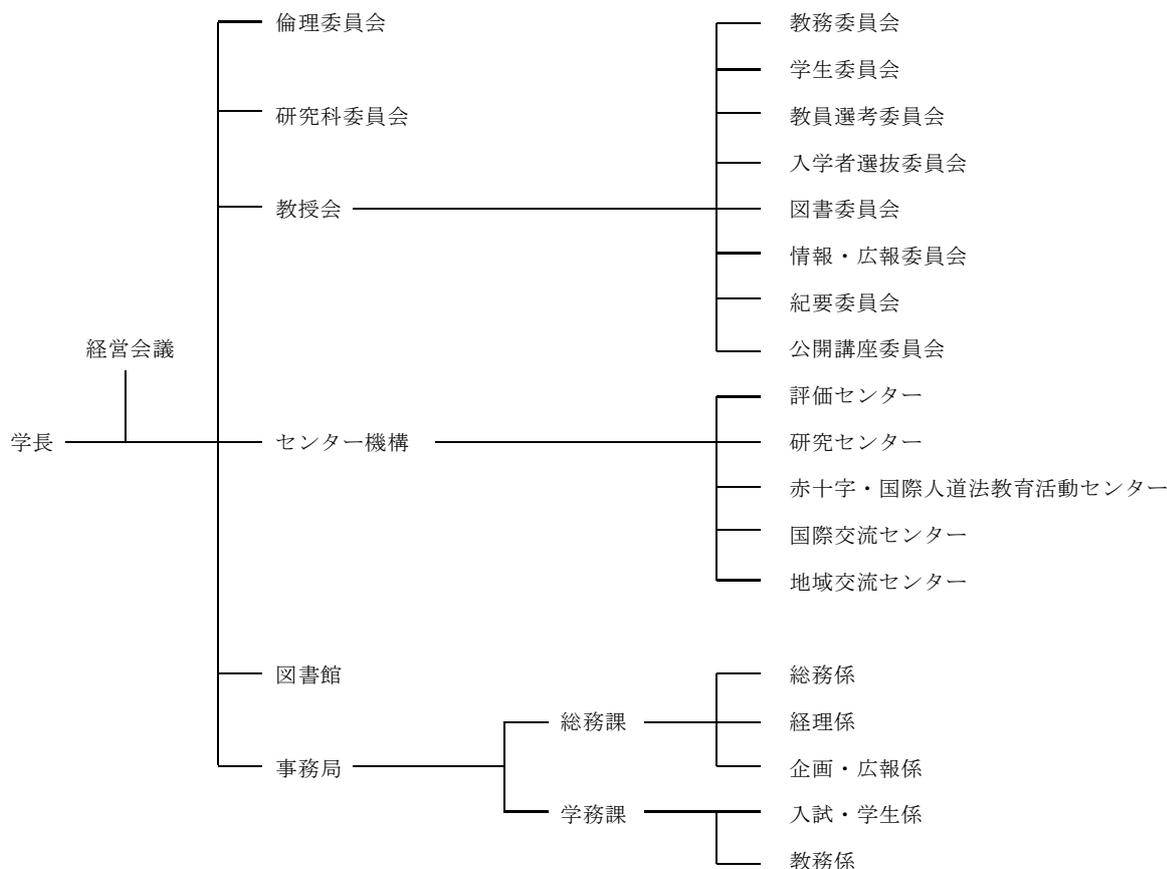


図 2 - 1 教育研究組織

これらの教育研究組織に関しては、規程上では大学と短期大学は別々に定められているが、一部の委員会、センターを除き、併設する短期大学と合同で活動を行なっている。

日進月歩する研究に関しては、研究センターが情報の提供や研究環境に関わるとともに、研究倫理審査を担当し、さらに、FD/SD の担当組織として研究会の企画・実施を行っている（資料 2-7）。

また、日本赤十字学園が所轄する他の 5 大学との教育上での繋がりには、学長会議の他に、学部長あるいは研究科長で構成する赤十字学園のカリキュラム委員会があり（資料 2-8）、各々の大学と意見交換が行われるほか、研究的な繋がりには、日本赤十字看護学会の学術集会を通して行われており、看護学と赤十字看護の発展への貢献となっている。日本赤十字看護学会は発足 13 年目を迎え、共通の理念「人道」のもとに集い、学術集会を通じて研究に教育に相互に研鑽する場を設けている。平成 24 年までの学術集会のテーマを表 2-1 に示した。平成 25 年度は、本学日本赤十字秋田看護大学で開催する予定である。

表 2-1 日本赤十字看護学会学術集会

	メインテーマ	会長	開催地	開催年度
1	21世紀の赤十字の看護	樋口康子	東京都	2000.5.27
2	看護教育、21世紀の叡智を求めて	濱田悦子	東京都	2001.5.26-27
3	情報化社会と看護 IT Society & Nursing Practice	松木光子	北海道	2002.6.14-15
4	変わりゆく医療と赤十字看護の役割	稲岡文昭	広島県	2003.6.6-7
5	国際化時代における赤十字看護・教育のチャレンジ	森美智子	東京都	2004.6.4-5
6	21世紀の赤十字看護の方向性を考える	小島道代	福岡県	2005.6.10-11
7	いま、求められる赤十字のヒューマンケアと看護実践	今泉正子	秋田県	2006.6.16-17
8	看護活動と地域社会との協働 Nursing Activities : Working with Local Communities	小西美智子	愛知県	2007.6.16-17
9	認知症の人と家族の暮らしを支える看護を考える Discussing the Nursing-Support for the life of Elderly with Dementia Family Caregivers	奥野茂代	京都府	2008.6.14-15
10	語ろう 看護の夢 Nursing our dream	守田美奈子	東京都	2009.6.20-21
11	看護師の品格を考える	石井トク	北海道	2010.6.19-20
12	看護の原点をたぐりよせ未来につなぐ英知	岡崎美智子	福岡県	2011.6.25-26
13	臨床看護のグランドデザイン	阿保順子	長野県	2012.6.16-17

### < 2 > 看護学部

看護学部では規程に従い、学部の教授会を毎月開催し、学長が運営している（資料 2-9）。また、学部長は学生の学習に関わる教務委員会（下部組織として、カリキュラム委員会・臨地実習委員会・教材委員会・PBLテュートリアル教育委員会・国試対策委員会を設置）を統括・運営している（資料 2-10）。

本学の教育目的に謳っている「主体的な行動と感性」を育む教育方策としては、PBLテュートリアル教育委員会を中心に、全学年を通してPBLテュートリアル教育が行われている（資料 2-11）。

また、主として看護学部学生の学生生活については、学務部長が学生委員会を統括してその任に当たっている（資料 2-12）。

研究に必須である図書の実態については、図書館長を中心とする図書委員会の活動により必要な図書の選書を募り、図書館の管理・運営にあたっている（資料 2-13）。学務に関しては、事務局の学務課長が統括しているが、教務係長の下に看護学部担当職員がおり、教育環境を整えている（資料 2-14）。

### < 3 > 看護学研究科

看護学研究科は、学長が統括する大学組織の中で、大学の学部教授会と並ぶ研究科委員会（大学院の教授会）として、研究科長のもとに研究科の教育研究組織として位置づけられている（資料 2-15）。

研究科委員会には、入学選抜に関する事項を日本赤十字秋田看護大学大学院入学者選抜委員会規程に則り実施する入学者選抜委員会（資料 2-16）と論文審査委員会がある。論文審査委員会は研究指導教授（平成 24 年度 7 名）で構成され、日本赤十字秋田看護大

学学位規程（資料 2-17）に従い申請された修士論文の審査に関する業務を行う（資料 2-18）。

研究科の教育研究に関しては、研究科委員会の中で検討、実施をするが、学内委員会活動、センター活動等の学内活動に関しては、大学学部及び短期大学と合同で行っている。

赤十字の理念の下に教育活動を行っている大学の中にあり、研究科はさらなる高度な教育研究を目指しており、そのための適切な組織を構築している。

本研究科は秋田県の抱える健康課題である高齢化、がんによる高い死亡率、高い自殺率、少子化を踏まえ、「がんと生活」「健全な次世代」を謳い、地域の要請に答えるべく平成 23 年度に開学した。開学にあたり、秋田県、秋田県医師会、秋田県看護協会から日本赤十字学園理事長宛の要望書の提出を受けており、がん看護学（CNS 教育）、助産学（国家試験受験資格教育）も開講しており、高度専門看護職の育成をしている（資料 2-19）。

## （2）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

### < 1 > 大学全体

本学は看護学部、看護学研究科共に完成年度であった。開設時に計画した教育研究組織の下で、教育、研究を遂行してきた。この間においては、各委員会が教育研究組織の適切性を検証している。

### < 2 > 看護学部

各委員会やセンターで検証し、大学組織の構成としての適切性は認められており、規程に則り、各々で活発な活動も行われた。しかし、教員が平均 3 つの委員会あるいはセンターに所属しているため、看護教育にとって不可欠な看護学実習と教員各自の研究との狭間で、教員の活動が制限されることが考えられた。

### < 3 > 看護学研究科

学生の人数が少ないこともあり、教務、カリキュラムなどの運営を研究科長が行い、教務に関しては委員会が必要であった。また、学生支援に関しては研究指導教員が担当している。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

本学における教育研究組織は、建学の精神である「人道」に基づく理念・目的に照らして設置されており、倫理、研究、教育に関する部門、直接地域に貢献する地域交流センターをはじめとするセンター機構、社会に開かれた図書館、そして、これらを事務的に支える事務局の部門からなり、学術の進展や社会の要請との整合性は十分にとれていると考える。

平成 21 年度に、短期大学看護学科が看護大学に改組されて以降、両大学の必要に応じて、部分的には議論がなされ、学長を中心に人事及び教育研究組織の検討を行ってきた。

本年度は、看護学部、看護学研究科ともに完成年度であり、開設時に設定された教育研

究組織での運用であった。その中でも、開校してみると検討課題があり、特に組織のあり方に関しては委員会、センター内で教員間の検討が行われており、積極的な改善の気運が見られた。

## ② 改善すべき事項

今後もより良い教育研究を推進するためには、大学組織の構成としての適切な各委員会やセンター機構を検討し、一致協力した組織運営を進める必要がある。

## 3. 根拠資料

- 2-1 日本赤十字秋田看護大学経営会議規程表
- 2-2 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学危機管理組織体制規程
- 2-3 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学赤十字・国際人道法教育活動センター規程
- 2-4 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学国際交流センター規程
- 2-5 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学地域交流センター規程
- 2-6 日本赤十字秋田看護大学公開講座委員会規程
- 2-7 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究センター規程
- 2-8 平成25年度日本赤十字学園法人本部会議予定
- 2-9 日本赤十字秋田看護大学教授会規程
- 2-10 各委員会規程
- 2-11 日本赤十字秋田看護大学授業要綱 平成24年（既出1-1）
- 2-12 日本赤十字秋田看護大学学生委員会規程
- 2-13 日本赤十字秋田看護大学図書委員会規程
- 2-14 事務局組織
- 2-15 日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科委員会規程
- 2-16 日本赤十字秋田看護大学大学院入学者選抜委員会規程
- 2-17 日本赤十字秋田看護大学学位規程
- 2-18 日本赤十字秋田看護大学大学院学位論文審査委員会規程
- 2-19 大学院学習要項・便覧 修士課程 平成24年（既出1-3）

## 【基準3】 教員・教員組織

### 1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈1〉 大学全体

普遍的な“人道”の考えをもって看護教育に携わることが出来る人材を基本的な理念として、職位により大学教育に相応しい学歴、職歴、教育研究上の業績、社会活動の実績の有無等を重ねて教員像として描いている。また、教員組織の基本単位は学科目であるが、関連する看護学の科目を合わせて、教員の配置を考えている。

## 〈2〉 看護学部

大学看護学部における教員像及び教員組織の編成方針は次のように定めている。

赤十字領域においては、赤十字の知識を教授できる教員を配置している。「赤十字概論」は専任教員が担当し、赤十字に関連する資格を与える科目である「赤十字救命救急法」「幼児安全法」「家庭看護法」の3科目については、日本赤十字社が実施している指導者講習を受講した本学科教員及び非常勤講師が担当する。

教養科目、専門科目については、本学の理念を理解し、学則第2条（教育研究上の目的）を果たす能力・資質等を備えた教員である。

完成年度である本年度は、大学開学にあたり担当科目と職位について文部科学省により大学教育に相応しいとの証認を受けた教員により、教員組織が構成されている。また、途中採用の教員に関しても、文部科学省の教員審査に合格した人材であった。

教員組織の編成方針は、専門教育は実習をもって総括となるために、教授 11 名に加え、実習 1 教員/1 単位 24 名を配置し、さらに教養科目 6 名・基礎専門科目 2 名、総計 43 名以上（教授数 1/3）としている。

原則として学科目制であるが、科目は看護専門科目毎に纏まっている。また、各看護学領域の中で教授、准教授、講師あるいは助教を配置することを原則としており、教育に関する責任の所在は教授にある。教養科目と看護基礎科目では、教員数のみが定められているが、それぞれに責任者として教授が配置されている。講座制に比較し、研究による専門性の縛りはない体制である。

しかし、開学時は 60 歳以上の教授が過半数を占め、適正な教育を行ってきたが、次世代の教授の養成、ならびに教育研究活動の活性化を図るために、若い教員の養成や新規採用が必要である。

表 3-1 平成 24 年度看護学部看護学科教員配置

分野	領域	専任教員数	計	助手	
基礎分野	教養教育科目	教授 2 准教授 2 講師 1、助教 1	6	0	
専門基礎分野	専門基礎科目	教授 2	2	0	
専門分野	基礎看護学領域	教授 2、准教授 1、講師 1、助教 1	5	1	
	臨床看護学領域	成人看護学	教授 2、准教授 1、助教 3	6	1
		老年看護学	教授 1、准教授 1、助教 2	4	0
		小児看護学	教授 1、准教授 1、講師 1	3	1
		母性看護学	教授 2、准教授 1、講師 2、助教 1	6	0
	広域看護学領域	精神看護学	教授 1、講師 1、助教 1	3	0
		地域看護学 在宅看護論	教授 2、准教授 1、助教 2	5	1
展開看護学領域	看護管理学 看護政策論	教授 1	1	0	

## 〈3〉 看護学研究科

本研究科にとって本年度は完成年度であり、原則として、開設時あるいは中途任用の教員は、文部科学省の設置審査に伴う教員審査を通過した人材である。従って、大学院設置基準第 9 条に該当する教員、あるいはその条項に準ずる資格を有する人材を配置している。

教員の構成は表 3-2 に示す。学校教育法第 92 条の教員組織を以て構成しており、研究指導に関しては各領域の研究指導教員が責任を持ち、授業に関しては領域毎のシラバスに記載されている科目で要求される内容に従い、非常勤教員を含め、関連する内容に関して専門性の高い教員を配置している。また、領域全体に関しては、研究指導教員が最終的な責任を負っている。

分野		領域	研究指導教員	研究補助教員	講義担当教員	非常勤教員
専門科目	基盤看護学分野	感染制御学	教授 1		教授 1	2
		食看護学	教授 1		教授 1 助教 1	3
	がん看護学分野	がん看護学	教授 1		教授 3 准教授 1	3
	健康生活支援看護学分野	小児看護学	教授 1	教授 1	教授 2	4
			准教授 1			
		成人老年看護学	教授 1	教授 1	教授 1 准教授 1	
		地域看護学	教授 1	准教授 1	教授 1	2
助産学分野	助産学	教授 1	教授 3	准教授 1 講師 2 助教 1	3	
共通科目	看護研究法	/			教授 1	2
	看護管理・政策論					3
	看護理論					2
	看護倫理				教授 1	1
	異文化看護論				教授 2	
	英文購読				准教授 1	
	臨床診断学				教授 1	
	病態生理学				教授 1	
	臨床薬理学					1

学部と同様に、開設時は 60 歳以上の教員が多く、法人の赤十字学園・定年規定に合致させるように、開設 5 年間の移行プログラムを作成し、若手教員との交代を進める予定である。

## (2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

### <1> 大学全体

看護学部、看護学研究科ともに授業概要に沿って教員配置を行い、特に専門分野に関しては、関連分野の業績と教育歴を基に科目担当するに相応しい教員を選考している(資料 3-1)。

### <2> 看護学部

完成年度にあたる今年度は、大学開設時に文部科学省に申請した編制方針に則り、カリキュラムの構成、担当者の専門性を考慮した組織となっている(表 3-1)。

授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みは、日本赤十字秋田看護大学教員選考基準に関する規程に記載されている（資料 3-2）。教員選考基準では、当該分野の専門性が貫かれていることが必要になる（資料 3-3）。

#### 〈3〉 看護学研究科

前述の表 3-2 に示されるように、研究科の教育課程に基づき、該当する授業科目に沿って教員を配置している。研究担当者の資格に関しては本年（完成年度）までは文部科学省設置審の審査結果に従っている。

### （3）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

#### 〈1〉 大学全体

本学では、教員の募集に関しては完成年度以降、原則公募で行う。応募には昇格を考慮される学内教員も含め、候補者とし、採用に関しての資格を審査することが、日本赤十字秋田看護大学教員選考規程に規定されている（資料 3-3）。

募集は、研究者人材データベース（JREC-IN）を使用しての公募、教員からの外部者の推薦、そして学内教員の昇格に関しては、自薦及び他薦とし、全て経営会議の発議により教授会で教員選考委員会を立ち上げて審査を行うこととなっている。また、本学の教員として採用・昇任をする場合の手順を決めている（資料 3-3）。さらに、日本赤十字秋田看護大学教員選考基準に関する規程では、選考に当たっての必要な基準を定めており、第2条(判定の基準)では、人格、学歴、職歴、教育研究上の業績及び社会活動の実績等に基づいておこなうことが、記されている（資料 3-2）。

#### 〈2〉 看護学部

教員の募集・採用・昇格等に関する規定および手続きは日本赤十字秋田看護大学教員選考規程（資料 3-3）及び日本赤十字秋田看護大学教員選考基準に関する規程（資料 3-2）により明確化されている。

#### 〈3〉 看護学研究科

完成年度までに関しては中途採用人事に関しても、文部科学省設置審議会の教員審査に合格した教員であり、適切に行われている。しかし、完成年度以降では、看護学部とは別に、大学院教員の科目適合性を審査し教育の質を担保するための規程などを学内で整備する必要がある。

### （4）教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

#### 〈1〉 大学全体

教員の資質向上のための方策としては、経営会議において教育研究環境の確保、研究費の配分額などを検討・決定されるが、具体的には、学長が直轄する研究センターが直接に研究費の分配およびFDを担当しており、毎月第3木曜日の15:00より定例のFD/SD研修会を開催し、教員と職員の資質の向上に努めている（研究センター議事録 資料 3-4）。看護学部と看護学研究科が短期大学と合同で実施している。

平成 24 年度には、特に大学における 3 つの Policy を大学全体で共有するための見直しを計画し、平成 24 年度はその 1 年目として大学におけるこれら Policy の位置付けと意義に関する総論的な講演と本学の DP の検討を行った。評価できる形の DP の作成には至らなかったが、大学院、大学、短期大学の教員の教育に関する意識の高揚が図れた。さらに、教育方法の研修として 2 回にわたってポートフォリオに関する研修を開催し、看護教育と介護福祉教育の中で近年急速に使用されるようになった教育方法論としてのポートフォリオの本来の意味とその使い方について、教育における省察の重要性と結びつけて学習した（資料 3-5）。

平成 24 年度の FD/SD 研修会は表 3-3 に示す 11 回を実施し、教職員の 65.9% が出席した。本研修会では毎回参加者から Reaction Paper（資料 3-9）の回収をし、計画に反映させている。

**表 3-3 平成 24 年度 FD/SD 研修会の実績**

回数	月日	曜日	時間	テーマと内容	出席率
1	4.19	木	60 分	「大学理念と PBL」 ディスカッション 森 美智子学長	79%
2	5.17	木	60 分	ワークショップ「日赤秋田の売りはこれだ！」	65%
3	6.21	木	120 分	講演「DP,CP,AP の開発と一貫性構築の進め方」 愛媛大学教育企画室長 小林直人 教授	81%
4	7.19	木	90 分	ワークショップ「DP を考える」 RefWorks 説明会	62%
8 月は夏期休暇					
5	9.20	木	60 分	文部科学研究費説明会 講演「赤十字の基礎知識」 井上忠男教授	78%
6	10.18	木	90 分	ワールドカフェ「よき学びと授業アンケートを考える」	54%
7	11.15	木	60 分	大学を取り巻く現状と 8 月 10 日の文科省実地調査 に関する補足説明 森 美智子学長 教育研究活動の展開について 溝口満子教授 大学職員として学び続けること 南部直気主査	72%
8	12.20	木	120 分	外部講師研修会「教育力、仕事力をさらにアップ！ ここに役立つポートフォリオ」その 1 鈴木敏恵講師	63%
9	1.17	木	120 分	外部講師研修会「教育力、仕事力をさらにアップ！ ここに役立つポートフォリオ」その 2 鈴木敏恵講師	47%
10	2.21	木	60 分	GP 報告「介護実習の効果をあげる実習指導体制」 土室 修准教授 秋田県に見る福祉の原点 宮下正弘教授	68%
11	3.21	木	60 分	老親と他出見の家族・援助関係を土台にした地域ケア システムの構築に関する実践的研究 佐藤嘉夫教授 24 年度 FD/SD 研修会を振り返って 研究センター長	56%

## 〈 2 〉 看護学部

大学全体の FD/SD 研修会に加えて、年度末に実施する教員の自己申告による自己点検自己評価である勤務評価を行っている。教員の勤務評価表は、教育業績・研究業績・社会貢献が点数化可能な形で作成されている。この結果を基にして、研究業績（特に論文）等

に関する成果が見られない教員についてのみ学部長が面接を行った。

看護学部では、学生による授業評価を各科目で行っている。その結果は学生のコメントを添付して教務委員会から教員個人に返却しているが、全開講科目の評価も併せて添付しており、担当科目の全体の中での位置づけを認識できる。ちなみに、全開講科目の授業評価の平均は、前期：4.25、後期：4.41 であり、学生の授業満足度は概ね良いといえる（資料 3-6）。

### 〈3〉 看護学研究科

現状では、大学院独自のFDは実施しておらず、看護学部と共同で実施している。しかし、大学院生の指導のできる教員を育成する事が急務であると考えられる。

## 2. 点検・評価

教員・教員組織では、組織のあり方が研究活動や教育・教授能力等、質の向上につながっているか、という観点から評価する。

本学の教員組織の編成方針は、短期大学設置基準に準拠して、本学教員選考規程及び教員選考基準に定められており、概ねそれに従った適切な教員の採用・昇格が行われている。

FD/SD 研修会は定期的に開催しており、全体的には参加率も高く、教員の資質向上に向けた組織的な取り組みがなされている。教授会、センター機構が合同で運営され、全ての教員は何らかの委員会、センター機構のメンバーとして所属し、短期大学教員と連携し活動を行っている。

### ① 効果が上がっている事項

教員の勤務評価では、教育業績・社会貢献は高い。学生からの授業評価も高く（資料 3-6）、基準に満たないGPAの学生も少なく（資料 3-7）、国家試験合格率も高いことから（資料 3-8）、適正な教育がなされる教員組織であると言える。

なお、研究センターの企画するFD/SD 研修会では、教員間の交流とともに、教育研究活動の活発化の機会となり、教員の資質の向上に貢献している（資料 3-9）。

### ② 改善すべき事項

本年度までは文部科学省の設置審査議会の教員審査を受けた教員が研究・教育に係わっていたために、教員の資質と教員組織に関しての問題は無かったと考えられる。しかし、開設年度における教員の年齢が相対的に高いことを考慮すると、次世代の教員が必要である。完成年度以降の教員の採用、昇任に関連しては、教育課程のレベルを担保することにより、初めて適正な教育の持続が可能であることを鑑みて行う。

教員の積極的な教育研究活動を期待し、年度初めに個人研究の課題の提出と年度末にはその成果の提出を義務づけているが、論文、学会発表等の形として残る成果が少なく、対策が必要である。

### 3. 根拠資料

- 3-1 専任教員の教育・研究業績
- 3-2 日本赤十字秋田看護大学教員選考基準に関する規程
- 3-3 日本赤十字秋田看護大学教員選考規程
- 3-4 平成 24 年度 研究センター運営委員会議事録
- 3-5 平成 24 年度学内 FD/SD 研修会
- 3-6 平成 24 年度 授業評価結果
- 3-7 G P A 学生分布
- 3-8 国家試験合格率
- 3-9 平成 24 年度 FD/SD 研修会アンケート結果

#### 【基準 4】 教育内容・方法・成果

##### ・教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

###### 1. 現状の説明

###### (1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

###### <1> 大学全体

学校教育法第 104 条（学位）第 1 項に基づく学位の授与に関する学位規程（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条第 1 項に準拠し、日本赤十字秋田看護大学では、日本赤十字秋田看護大学学位規程を設け、その第 3 条 1 項に学位授与の要件を明示している（資料 4(1)-1）。

###### <2> 看護学部

日本赤十字秋田看護大学学則第 36 条（卒業証書及び学位の授与）第 3 項において学位の授与が謳われており、学位規程では学位授与の要件として、本学を卒業した者に授与するとされている。

卒業要件および履修方法に関しては、日本赤十字秋田看護大学学則に定めてあり、学生便覧において学生に周知している。

卒業要件は、本学に 4 年（3 年次編入生については 2 年）以上在学し、卒業認定に必要な単位を取得することとなっており、卒業認定に必要な単位は、126 単位以上である（資料 4(1)-2）。

本学部の教育目標は、建学の精神、教育理念、教育目的に続いて、授業要綱に掲載している（資料 4(1)-3）。

日本赤十字秋田看護大学看護学部の教育目標は、以下に示す A から F で示されている。

- A. 生命を守り、人の尊厳と権利を尊重して行動できる豊かな人間性を養う
  - a. 豊かな人間性を育みながら、人の痛み・苦しみや喜びを共感的に理解し、コミュニケーションを図ることができる
  - b. 赤十字の愛の精神を持って、創造的に問題解決を考えることができる

- c. 赤十字基本原則を理解し、赤十字看護職者としての責任感を培う
- B. 看護の専門的知識と技術を修得し、科学的な根拠に基づいた適切な判断と解決ができる能力を養う
- C. 他の専門職と連携・協力し、地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与できる資質を養う
- D. 看護を体系的にとらえ、看護の諸現象を科学的に探求できる姿勢を養う
- E. 自己成長を目指すとともに生涯学習を継続し、社会の変化に対応できる能力を養う
- F. 看護を国際的視野でとらえ、広く社会に貢献できる能力を養う
  - a. 看護を取り巻く世界動向、法律施策、政治情勢に常に関心を持ち、看護の動向を考察できる
  - b. 国内外での救護に関する組織的活動ができる基礎的能力を身につける
  - c. 異文化の理解に努め、それぞれが持つ個別的及び普遍的特徴をとらえながら、国際的な視点で健康問題を考えることができる

教育目標で示されている上記 A から F までに示す 6 つの柱は、「人間の生命は尊重されなければならない」という“人道”に基づく赤十字の精神の土台に立ち、地域そして世界において全ての人々の生命と健康を守ることができる医療人の育成を目指す教育であり、近年の高いヘルスケアニーズに応えるべく質の高い看護者の育成を目指している。各項目に関連する基礎分野（教養科目）、専門基礎分野、専門分野の科目の授業（講義、演習、実習）の中に、これらの目標を達成する要因が挿入されており、学生の得た知識と実践を評価することにより、目標が達成されたと考えて学士の学位の対象としている。

各科目により評価項目の立て方は異なるが、いずれの科目においても、認知、情意、精神運動の 3 領域から各科目の教育目標をおき、学部全体の教育目標につなげている。また、カリキュラムとの関連に関しては、基礎分野では情意領域、認知領域の科目が多く、基礎専門分野では認知領域、情意領域、専門分野では精神運動領域を中心に情意、認知領域に関連する学習が学年進行に沿って進行している（資料 4(1)-3 P.18）。

以上、学位授与方針は、GPA を用いて厳密な卒業評価を行い、資格取得要件である多くの実習（知識・態度・技術評価含む）必須単位が取れ、卒業までに所定の単位を修得した場合は、教育目標を達成したものと認め、学位を授与している。

教育課程、卒業に必要な単位数、学位規程は、学生便覧に明示し、学内外に公表している。卒業に必要な単位数、教育課程に関しては、ホームページでも明示している（資料 4(1)-4）。

### 〈3〉 看護学研究科

学校教育法第 104 条の（学位）の規程に基づき、日本赤十字秋田看護大学では、日本赤十字秋田看護大学学位規程を設け、その第 3 条 2 項に修士の学位に関する学位授与の要件を明示している（資料 4(1)-1）。修了要件および履修方法に関しては、日本赤十字秋田看護大学大学院学則に定めてあり、大学院学習要項・便覧において学生に周知している（資料 4(1)-5）。

修了要件は以下である。

希望する分野よりいずれかを選択し、共通科目から 10 単位以上と、領域における特別研究 6 単位および研究計画書作成 2 単位を含む専門科目 20 単位以上の、合計 30 単位以上を履修した上で、必要な研究指導を受け、修士論文を作成、修士論文の審査および試験に合格する。

各専門領域の科目及び共通科目に設定している授業は、平成 17 年の中央教育審議会の答申にあるコースワークであり、学生はこれらの履修により、大学院学生としての基礎的素養を身につけ、目標とする分野における研究を構築する要素とし、その結果が修士論文の作成に反映されると考える。また、これにより、大学院設置基準第 11 条に示されている基礎的要素が涵養されるものと考えられ、本大学院看護学研究科の目指す教育目標に一致する。なお、学生の修得すべき学習成果は、各科目の授業目標に明示されている。

学位論文の作成に関する指導およびその計画に関しては、大学院学習要項・便覧に記載し、特別研究（課題研究）のスケジュール、特別研究および課題研究計画書の書式、履修時期などを詳細に記載し学生の理解を深めると共に、口頭での説明を行っている。

## **(2)．教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。**

### **<1> 大学全体**

看護学部、看護学研究科ともにその教育目的に基づく教育課程を編成し、授業要項、時間割を作成の上、学習要項等で学生、教員に周知している。

### **<2> 看護学部**

看護学部は、学部完成年度を迎える本年度まで、上記教育目標に沿った教育課程の編成・実施方針を明示し、教育を実施してきた。

教育目標に基づいた教育課程の編成方針は、本学開学時にカリキュラム編成の基本となる主要概念を「人間」「環境」「健康」「赤十字」「看護」とし、これらの各概念と授業科目の関連性を示し、系統的な学習ができることを意図した。教育目標に基づいたカリキュラムの体系をカリキュラムマップに示した（資料 4(1)-3 P.19）。

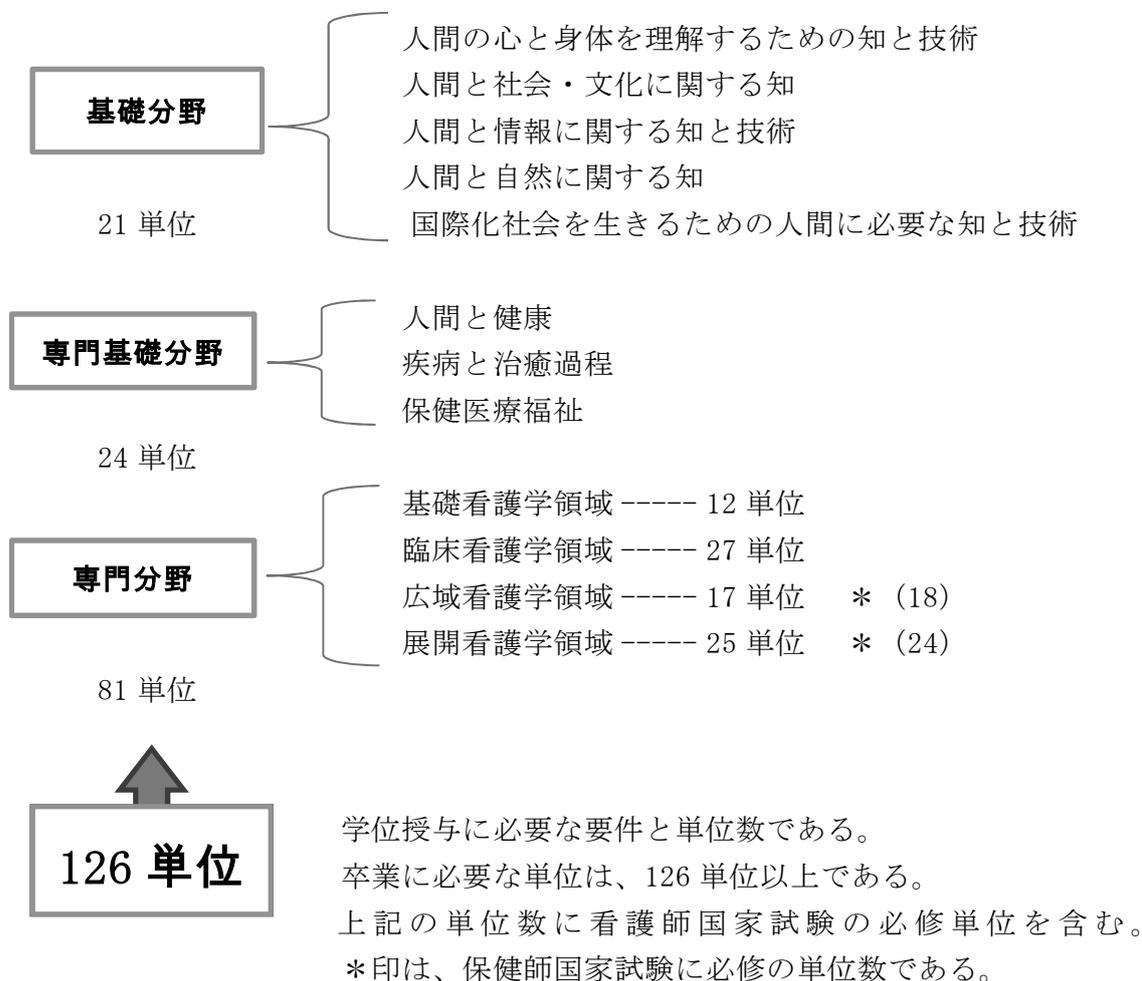
これらの教育目標を到達するための授業科目は、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」で構成されている。また、本学が特徴として取り上げる教育方法及び内容（PBL教育、赤十字・国際教育）も、教育目標達成の手段となっている。

履修の流れは、1、2セメスター（1年次）における履修の中心を「基礎分野」「専門基礎分野」とし、3、4セメスター（2年次）、5、6セメスター（3年次）において、「専門基礎分野」と「専門分野」を中心に構成し、7、8セメスター（4年次）で、「専門分野」中心として、漸次専門分野の履修へと導いている。本学が特徴としている教育内容のPBL教育、国際教育と赤十字の基本原則に基づくボランティア活動については、4年間を通して行われている。

つまり、看護学部の教育は、人間の本質を追求する「基礎分野」と人間の健康生活を理解し働きかけることができる基本となる知を高める「専門基礎分野」、また、これらに応用することにより人々の健康生活に働きかける知と技を高める「専門分野」から構築されている。

具体的なカリキュラム構成は、図 4-1 に示す通りである。なお、教育目標からカリキュラムマップを作成し、妥当性の検証を行っている。

図 4-1 看護学部のカリキュラム構成



学生の履修計画の上では、実習前に修得することの必要な授業科目が 2・3・4 セメスターに集中する傾向がある。従って、学習要綱に記載する教育課程表には、授業課程にそって、科目区分、単位数、卒業要件、履修学年（前・後期別）を明示しており、特に単位数の欄には、必修・選択必修・選択別に単位を記載し、卒業要件単位との関連を明確にしている。これにより、実習までにどのような科目の履修が必要か、また看護師国家試験資格取得に必要な条件・保健師課程或いは養護教諭資格取得に必要な条件を見やすくしている。また、個々の授業科目については、シラバスに開講時期、単位数、時間数、必修／選択の区別を記載している（資料 4(1)-3）。

看護学部ではセメスター制を謳っており、更に、後に述べる G P A 制度を導入している関係で、履修登録に関する注意事項として学生に CAP 制の周知をすることにより、単位の実質化を考慮して、過剰単位取得を防ぐ必要があるが、看護教育の持つ状況と特に本

学では科目数が多い状況から、学生には必修科目が多く選択の余地は少ない。したがってCAP制に関して学生に説明はしているが、考慮の余地はないと思われる。

### 〈3〉 看護学研究科

教育目標は表 1-1 に記載されている。具体的には、「がんと生活」「健全な次世代」を標榜する教育研究上の必要性から、教育研究組織は、共通科目（10 科目）と4専攻分野（基盤看護学分野、がん看護学分野、健康生活支援看護学分野、助産学分野）で構成されている。

学位授与方針に明記されている修了要件の中には、コースワークとしての共通科目の履修と専門領域以外の研究に関連する科目の履修の必要性が示されており、教育目標に示す人材像の育成を目指している。また、教育目標に関しては、大学院開設時の申請書類、及び大学院案内で公表している。

つまり、「がんと生活」の中心となる分野はがん看護学専攻であるが、それを生活面から支える生活支援看護学専攻の分野があり、また、「健全な次世代」を創造する助産学に関しても学問的には生活支援看護学専攻分野に支えられる。さらにそれら臨床看護学を主とする専攻に関連して基礎的なエビデンスを提供するのが、基盤看護学専攻分野である。また、それらの専攻の中で開講する科目は、相互に研究のための幅広い視野と学識を教授するコースワークとしても位置づけられている。

各分野の教育課程の概要は、学習要項・便覧などに記載しているが、教育目標との関連は以下に示す通りである。

#### 1 基盤看護学分野

教育概要は、人の日常生活の基盤である健康の保持・増進を考慮し、健康を外から脅かす感染を予防する感染制御学と、個人の内での要因である「食べる事」に関する食看護学で構成している。何れも看護を科学的な実証性を持って研鑽する事により、看護実践においてエビデンスを担保できる人材を育成する。

#### 2 がん看護学分野

がん看護実践を基に、がん患者とがんサバイバーの日常生活を考慮した質の高いケアを創造できる人材の育成を目的とする。がん患者の生活の現状分析からケア方法論の開発を創造する修士課程とともに、更に看護実践を積み重ね、がん看護に関する総合的な、かつ高度な実践能力を育成する専門看護師（CNS）教育課程を開講している。

#### 3 健康生活支援看護学分野

発達段階と生活の場の両側面から対象を考慮した領域を設定し、小児看護学領域、成人老年看護学領域、地域看護学領域で構成している。小児看護学領域では、病児或いは病後の児が日常生活を安寧に送る事を支援できる人材の育成を目的としており、成人老年看護学領域では、高齢や慢性疾患（がん等）を伴う対象に対する身体的、社会的支援の方法を創造できる人材の育成を目指している。また、地域看護学領域では、社会システムとして地域の健康問題にアプローチし、方法論を創造できる人材の育成を図っている。いずれもこの分野では生活者としての人を重点的に考えられる人材を目標にしている。

#### 4 助産学分野

助産師免許所有者には「健全な世代」をテーマに臨床現場での助産或いは育児、家族関係などの研究を行い、助産師として高度な助産ケアのあり方を思考する人材の育成をする。また、助産師国家試験受験資格取得をめざす者は、助産師教育課程を含め、助産学分野での人材育成に沿った教育が行われる。

以上に関連しては、基本的には大学院学則に科目、配当年次、必修／選択別の単位数を記載しているほか、学習要項・便覧では科目責任者および科目担当者を明記し周知を図っている（資料4(1)-5）。

#### （3）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

##### ＜1＞大学全体

本学の学部及び研究科の教育目標、学位授与方針等に関しては、授業要綱及び学習要項により学内の教員、学生に周知されている。また、社会に対しては、日本赤十字秋田看護大学ホームページに看護学部、看護学研究科各々の教育の目的・理念とともにカリキュラム及びシラバスが掲載されている。

本年度が最初となる看護学研究科の学位審査の日程、具体的な手順、或いは平成25年度に入学する科目等履修生の採用に関する具体的事項に関しては、研究科委員会の議題として審議、決定された（資料4(1)-6）。

##### ＜2＞看護学部

教職員に対する周知については、カリキュラムの変更のある場合には大学の組織機構に則り逐次報告し、関連する資料は、教務委員会・カリキュラム委員会により、授業要綱、学生便覧を作成して、全教員に配布し、全体会としての教員会にて報告をした。

学生に対しては、年度開始時、学年別に教務委員会・カリキュラム委員会の教員により学習ガイダンスとして授業要綱、学生便覧を用いて説明を実施し、学生からの質問にも対応している。また、履修登録に関する説明はこの時に併せて行っている。

受験生を含む社会一般に対する教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の公表は、オープンキャンパス及び学校説明会等での資料配付、また、ホームページにて公開している。さらに公開講座等においても周知を図っている。

##### ＜3＞看護学研究科

教育目標、学位授与方針は以下の方法で周知されている。大学院学習要項・便覧は、大学院関係者だけではなく全教員に配布されている。また看護学研究科で行われる外来講師の授業に関しては、学内に掲示して全教員と学部生にも周知している。

社会への公表に関しては、

- ① 日本赤十字秋田看護大学のホームページを通じて、本大学院の理念、目的、履修案内、カリキュラム一覧、修了要件などが社会に公開されている。

- ② 大学案内の中に大学院の頁を作成、オープンキャンパスに来校の高校生を中心とする学生、或いは学校訪問の時に高校に配布している。
- ③ 「日本赤十字秋田看護大学大学院 大学院案内 2013」を作成、近県の看護大学、看護専門学校、病院などに配布をしている。
- ④ その他、学生募集活動を通じて社会に教育目標などを公表している。

#### (4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

##### < 1 > 大学全体

日本赤十字秋田看護大学では、学部、研究科ともに、文部科学省の規定による完成年度であり、基本的には学則の変更に関する教育過程の変更はできない状況であり、保健師教育課程の変更或いは全国的に行われた従来までの養護教諭資格取得の条件の確認のように行政のレベルでの必要性でない限り、開学時の申請に従った。

##### < 2 > 看護学部

昨年平成 23 年度の自己点検・評価報告は実施しており、多少の検証を踏まえての平成 24 年度の履行である。また、今年度は、文部科学省の認可を受け 4 年目を迎えた。今年度は完成年度であり、定期的な検証について改めて検討する。

##### < 3 > 看護学研究科

平成 24 年度は完成年度であり、教育目標などに関して大きく検証する事はなかった。また、学位審査の日程、具体的な手順、或いは平成 25 年度に入学する科目等履修生の採用に関する具体的事項に関しては、研究科委員会の議題として審議、決定された。

## 2. 点検・評価

教育理念・目的に掲げる赤十字の「人道」の理念の実践、コミュニケーション・問題解決力等の社会に貢献できる能力、看護職者としての専門性を養うこと等、教育目標との整合性は図られている。

また、教育目標達成のために、学位授与方針、教育課程編成方針を明確に示している。

### ① 効果の上がった事項

現行の教育目標と学位授与の方針は明示されており、学生、教員、社会に向けて公表されていた。また、カリキュラムの構築は教育目標の達成を目指したものであり、その意味においては、カリキュラムに基づく総てを学習し、必要な単位を取得したと認定したときに学位授与するというプロセスを経ていることから、教育目標と学位授与方針との整合性はあるといえる。

## ② 改善を要する事項

設定されている教育目標と教育課程の基本となる主要概念の関連に関しては、整合性を担保している。時代のニーズを反映したより良い教育を行うためには、PDCAサイクルとして、建学の精神・教育目的・育成する人材、教育目標・教育プログラム・到達目標達成の確認方法・GPAマップ・PBL評価・卒業評価、授業科目学習目標・授業プログラム・教育方法・成績評価等（教育力の充実）の一貫性や質の向上について、カリキュラム委員会・教授会・教員会議・FD/SD等で、今後も常に継続検討を続けていく。

## 3. 根拠資料

- 4(1)-1 日本赤十字秋田看護大学学位規程（既出 2-17）
- 4(1)-2 日本赤十字秋田看護大学学則（既出 1-2）
- 4(1)-3 日本赤十字秋田看護大学授業要綱 平成 24 年（既出 1-1）
- 4(1)-4 ホームページ（卒業に必要な単位数、教育課程）
- 4(1)-5 大学院学習要項・便覧 修士課程 平成 24 年（既出 1-3）
- 4(1)-6 研究科委員会議事録（平成 24 年度）（既出 1-17）

## ・教育課程・教育内容

### 1. 現状の説明

（1）教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

#### 〈1〉 大学全体

日本赤十字秋田看護大学看護学部、看護学研究科は、共に各々の教育課程の編成・実施方針に基づき、体系的な編成で、授業科目を配置・開設している。

#### 〈2〉 看護学部

本年度は、文部科学省申請時からの運用を経ての完成年度である。教育課程の体系的編成については、教育課程の編成・実施方針に基づいて実施している。

看護学部の教育は、教育理念・教育目的・教育目標の具体的な展開を、教育課程に体系化したものである。

教育課程の編成は、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」の3構造からなる。

基礎分野は、看護専門職者として、知識や技術が実践に活用されるための幅広い教養と総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養するための動機付けとなる教養科目から構成される。

専門基礎分野は、変化する社会における高度医療を理解して対応することができ、看護の対象とその人を取り巻く環境との相互作用や健康について理解できるように学際領域の基礎的知識を学ぶこととして構成する。人間と健康、疾病と治癒過程、保健医療福祉等があげられる。

専門分野は、基礎分野・専門基礎分野での学びを実践・統合し、看護をあらゆる角度から研究的に探求する4領域である。基礎看護学領域、臨床看護学領域、広域看護学領域及び展開看護学領域とした。

これらを、8セメスター（4学年）で体系的に学ぶことができるように教育課程を編成した。基礎分野の多くは、1～4セメスター（1・2学年）に配置し、専門基礎分野は3～6セメスター（2・3学年）に配置した。さらに、専門分野は5～8セメスター（3・4学年）に配置し、開設のねらいが達成できるように計画した。また、全学年を通じては、PBL教育を実施している。特に7セメスターにおいては、統合実習を行い、8セメスターで実施した統合看護技術においては、OSCE（Objective Structured Clinical Examination:客観的臨床能力試験）を実施した。

授業科目の配置としては、概ね体系的に配置されていたが、4年生のカリキュラムに関する評価からは、実習が始まる前に履修しておきたい科目として薬理学が取り上げられており、基礎看護学実習前の1年時後期（2セメスター）への配置を検討した。

教養教育は、基礎分野として位置づけ、基礎分野は、幅広い教養と総合的判断が出来る力及び豊かな人間性を涵養するための動機付けとなる科目から構成されている。専門性の追求と同時に、幅広い人間としての教養を求めたものである。

看護に必要な基本的な知識である基礎医学、疾病、治療、公衆衛生学などに関する科目は、看護の専門基礎分野となっている。

専門教育は、教養教育での学びを生かして、看護の専門基礎分野での学びを実践・統合し、看護をあらゆる角度から研究的に探求するための教育としている。

看護は特に人に対する専門的働きかけを必要とする。医療の場、地域における生活者、あらゆる状況にある人々の健康増進を、他の医療人と共に協働して支援し続ける知と技を必要とする。看護の専門職として心、知識、技術に偏重のない人材を育成する目的での体系を構成している。

専門教育・専門基礎教育、教養教育の位置づけについては、教育課程表に一覧として示しているが、学年はじめに再度その趣旨を説明し、各自が履修届を提出する糧としている（資料4(2)-1）。

### 〈3〉 看護学研究科

授業科目の開講状況は、教育課程の方針に基づき、「日本赤十字秋田看護大学大学院看護学研究科看護学専攻 大学院学習要項・便覧 2012」に提示されている（資料4(2)-2）。

つまり、基本的には、コースワークの中でも座学を1年前期に開講、1年後期には演習を開講し、2年には研究を中心としたカリキュラムを作成している。

しかし、履修単位数の関係で、がん看護学分野（CNS教育）と助産学分野（助産師国家試験受験教育）に関しては、履修時期が必ずしも基本的な設定とは一致していない。平成24年度の開講状況は、小児看護学分野に関連する科目では受講希望者がなく開講をしなかった。また、一部事故のあった教員の授業に関して日程の変更が行われた他は、順調に進行した。

なお、研究を総合的に考える為に必要とされるコースワークを1年次に履修しながら

研究計画書を作成、2年次には研究を実施するという段階的な履修経過が実行され、予定した学習の順次性は保たれていた。また、大学院設置基準第14条にある、学生に対する授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画については、年度始めに配布する学習要項・便覧と授業時間割に記載し、周知を図っている。

**(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。**

〈1〉 大学全体

看護学部では、看護学の基礎を学ぶことにより、学生たちが看護実践を行うに足る能力を育成することを目標とした教育内容を設定し、また、研究科では、更に専門性に特化して研究の出来る人材の育成と、それにより臨床現場での看護の向上を図るための授業の内容を提供している。

〈2〉 看護学部

学士課程教育における看護学教育には、5つの特徴がある。

第一には、「国家資格取得（看護師・助産師・保健師）に繋がる専門教育である」、第二には「看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程である」、第三は「発展する医療・福祉・看護の社会にあって創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程である」、第四は「人間関係形成過程を伴う看護実践を学ぶことである」、そして、第五は「人間としての教養教育が基盤に位置づけられた課程である」。この五要素が内在している上での学士課程教育であることを前提としている。

上記の看護学教育の特徴を踏まえた上での、本学の理念、教育目的・目標に対する教育内容であるが、本学の教育内容は、これらの視点においても十分に必要な内容を提供していると考えられる。前述の教養教育及び、専門教育の位置づけは専門性の追求と同時に、幅広い人間としての教養を求めたものであるのが、その理由である。専門教育は、教養教育での学びを生かして、看護の専門基礎分野での学びを実践・統合し、看護をあらゆる角度から研究的に探求するための教育となっている。

専門職の学士課程としてのカリキュラムの構成に関しては、理論の基礎からその応用へ、また、実践の基礎から応用へという展開で組み立てている。一例としては、基礎分野の「人と情報に関する知と技術」では、「基礎統計学」、「看護情報学」、「コンピュータと医療社会」を設定しており、それが、専門基礎分野の「疫学」「保健統計学」へとつながる。また、展開看護学領域の一部は、学生が専門分野での学びを深め、より専門性を発展させるための科目として、学生自身が科目を選択出来る。内容は、がん治療看護論、ホスピスケア/エンドオブライフケア論、認知症看護論、嚥下障害・構音障害者ケア等の10科目を開講している。

特に看護学領域においては、基礎看護学で全体の理論の展開を行い、看護学各論では、各専門分野での理論構築から看護方法論へと発展する教育課程の編成としている。そして、最終的には看護研究方法論、卒業研究へと発展させている。

今年度卒業をする第1期生では、従来、臨床側から一般的に言われている大学卒業生に対する技術力の乏しさの声の対応策として、最終試験にOSCEを導入して総合技術力を

自身で確認する機会とした。学生が、4年間身につけた技術力を省察・整理し、現場での実践に繋げることを考慮した試みである。

本学は、大学における主体性を培う第一歩として、入学式後のオリエンテーション合宿ではディベートを取り入れ、ルールに基づく知的・論理的思考能力の啓発を試みるなどを行っている。これらは、本学のPBL教育への先駆けともなっている。また、秋田県の大学間連携で行っている「大学コンソーシアムあきた」では高大連携授業を行い、高校生を対象に各大学から企画授業を提供することにより大学の授業の一端に触れ、学問への興味喚起と進路について考える機会としている。平成24年度には、本学では前期には8月の2日間、後期は11月の2日間で、「高校生のための看護学入門」の授業を企画、実施した。内容は、看護専門領域（成人看護学、老年看護学、小児看護学、精神看護学、地域看護学）の看護やその活動を紹介することで、看護のこころ・ケアについての理解と関心を深めることをねらいとし、本学の6名の教員がオムニバス形式で講義を行った（資料4(2)-3）。

また、各高校への説明会においては、看護師・保健師の業務及び教育の現状を伝えることを行う一方で、受験生である高校生の現状を知り、入学生のレディネスの把握に努めている。

### 〈3〉 看護学研究科

学問の進展を把握し実践的な場において要求される看護に必要な知識と技術を教授する目的で、可能な限り教員自身が持つ最新の情報を基にシラバスを構成し、また、優れた専門性を持つ外来講師を導入して、授業を実施している。また、関連するテーマについて、学生の持つ経験や思考を題材にして検討を行う等の授業に関する工夫を行っている。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

教育目標に沿い体系化された科目が設定されており、相応しい教育内容であるとカリキュラムマップからも評価できる。大学教育における、学習の主体的学びと教養教育、専門基礎教育、専門教育の展開は適切であり、実施状況は学生の学習成果（PBL教育結果・GPA データ・OSCE データ・実習評価・授業評価・国家試験の合格率等）から評価できる（資料4(2)-4）。

看護学部ではその教育目標に沿って教育課程が作成され、授業科目は教育目標に基づき適切に開講され、学生から上がった科目の開講時期の要望に関しても一部修正を行った。PBL教育における学生の自己評価では、問題解決力・対人関係・自己学習力が、1年次より4年次には有意( $p < .0001$ )に成長していた。7セメスターにおけるGPA2.0以下の学生数は1.5%弱で、卒業時には全員が基準以上であり、PBL教育・GPA導入は、学生が主体的に学ぶ大学生活には効果的な方法である。尚、国家試験合格率は保健師国家試験が合格者115名(100%)、看護師国家試験は合格者105名(99%)であった。また、OSCE（統合看護技術）データの平均は83.1点であった。

学生による授業評価については5点満点で評価され、講義演習等についての授業評価平均は前期：4.25、後期：4.41で、臨地実習（平成23年度後期より平成24年度前期）

における実習授業評価の平均は 4.55 であり、講義、実技・実習指導を含め、教員の授業は適正と評価できる（資料 4(2)-5）。

研究科においても、修士教育課程の目標に基づき、コースワークとしての科目を含め、授業科目は適切に開講され、実際に研究の実施と修士論文作成に至った。

## ② 改善すべき事項

開学年度以来、学生自身の学修進度の目安として導入した G P A を卒業基準として授業要綱に示した。平成 25 年度からは学則に入れ、卒業要件に加える。

完成年度は卒業を前にした 4 年生にアンケート調査を行った結果、カリキュラムの編成に関する内容よりも教員に関するものがあり、授業評価と相反する結果であり、当該学年のみの結果か、今後対象学年を増やし学生からの評価について客観的に検討し、活用する必要がある。社会や個人のニーズの変化に対応する教育課程・教育方法について、看護学部・看護学研究科共に恒常的な継続検討が必要である。

## 3. 根拠資料

- 4(2)-1 日本赤十字秋田看護大学授業要綱 平成 24 年（既出 1-1）
- 4(2)-2 大学院学習要項・便覧 修士課程 平成 24 年（既出 1-3）
- 4(2)-3 「高校生のための看護学入門」
- 4(2)-4 国際 P B L 教育学会（台北） 発表抄録
- 4(2)-5 授業評価結果（H24 年度、P B L を含む）、OSCE データ、実習授業評価（H23 年度後期・H24 年度前期、P B L を含む）、G P A マップ、G P A 国試関連データ

## ・教育方法

### 1. 現状の説明

#### （1）教育方法および学習指導は適切か。

##### 〈1〉 大学全体

看護学部および看護学研究科の教育目標を達成するために、講義、演習、実習の授業形態を組み合わせて行っている。また、1 単位は 45 時間の学修を必要とする授業内容を持つことを原則としている。

講義・演習 : 15 時間から 30 時間の授業時間を持って 1 単位とする。

実験・実習・実技 : 30 時間から 45 時間の授業時間を持って 1 単位とする。

また、アドバイザー或いは科目担当教員により、学年毎の集団指導と、場合によっては個々の学生に個人的に学習指導を行なっている。

##### 〈2〉 看護学部

授業および試験の開講時期及び時間は以下のように設定しており、授業要綱を用いて入学時のガイダンスで説明をしている（資料 4(3)-1）。

看護学部では、セメスター制を取り入れており、学期との対応は以下のようになっている。

第1 Semester: 第1学年前期      第2 Semester: 第1学年後期  
第3 Semester: 第2学年前期      第4 Semester: 第2学年後期  
第5 Semester: 第3学年前期      第6 Semester: 第3学年後期  
第7 Semester: 第4学年前期      第8 Semester: 第4学年後期

学生便覧には、学則及び学則関連規程、履修案内、学生生活関連、図書館の利用、O A教室の利用、学生証、諸手続等に関する学修上の諸事項が記載されている（資料4(3)-2）。

授業要綱には、日本赤十字秋田看護大学の建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標が掲載されている。さらに、授業科目及び単位数、教育課程一覧、全教育課程・科目のシラバスが基礎分野より順次掲載されている（資料4(3)-3）。

履修科目の登録は、各年度始めに行っている。年度後半の選択科目に関しては、履修確認（変更・追加）を開始時期の始めに一定期間を設けて行っている。

単位の実質化を図った履修科目登録の上限の設定は、授業科目の多く、必須単位も多いカリキュラムでは、実質的な意味がなく、現在はCAP制を設定していない。看護系の大学では、実質的な選択というには困難であるが、学生の科目選択に当たり、以下を伝えている。

- イ 履修科目の選択にあたっては、卒業、資格取得、将来の進路を考慮すること。
- ロ 履修する授業科目は原則として、それぞれの年次に開講されている授業科目の中から選択し、上級年次開講の授業科目を履修することはできない。
- ハ 一度単位を修得した授業科目は、再履修することはできない。ただし、担当者の承認を得ることにより聴講は可能であること。
- ニ 後期選択科目に関し、履修確認（変更・追加）を後期の始めに一定期間を設けて行うこと。

履修登録は一定の手順で行っている。年度初めの学年別ガイダンスで履修の方法について説明している。流れについては以下の手順を踏んでいる（資料4(3)-2）。

ガイダンス → (授業時間割の配布・履修届用紙の配布・履修説明)  
→ 履修届に記入 → 履修届の提出 → 履修確認表の掲示  
→ (履修科目の確認・履修登録の訂正) → 履修科目の決定

平成24年8月10日の文部科学省の实地調査時の学生面談の結果から、学生が自身の履修状況についての認識が不足していることおよび履修に関する相談相手が上級生であり、履修に対する指導体制への指摘を受けたことから、より詳細な手続きに関して明示をした。

学生には、Semester毎に履修した科目に関して成績判定を行い、単位の修得状況を通知している。成績判定は、担当科目の教員による判定後、教授会の審議を経て承認されることにより決定する。判定後は、本人への通達と同時に、担当の学生支援アドバイザーに報告されるが、成績評価は、学生に対して一方的に通達するのではなく、判定後に学生から異議を申し出る機会を作っている。

看護学部では、クラスアドバイザー制を設定しており、入学から卒業まで同じ学生を

一人の教員がアドバイザーとして担当する。入学時及び各セメスター進行時にアドバイザーは学生面談を通して学生と成績の確認をしている。特に、1セメスターでGPAが低い学生は、卒業時まで低迷する傾向がみられるために、学業不良による単位修得が困難な学生に対しては、アドバイザーの教員が関わり、丁寧なサポートを行っている（資料4(3)-4）。クラスアドバイザーは、入学から卒業までクラス全体の学生の学修サポートを行っており、学生からの信頼が厚い存在である。

実質的な学習を担保する目的で、大学での学習方法としては1単位15時間の講義の場合、講義に加えて30時間の予習・復習からなる自己学習が伴った45時間の学習が必要である事などを例示し、GPA制度とセメスター制に伴う「CAP制」の考え方を説明している。また、当該セメスターにおける学習モデルを示し、入学時から、最終学年までの学修プランの設定と各セメスターでの履修への対応を学生が考え、教員が指導する体制としている。

学生の学習面で感じている課題などを、学年毎にアドバイザーやその他の教員を交えて話し合う学生懇談会を学年の後半に開いている。学習の方法や学園生活などの課題が大学側に提起されることにより学習支援の方法を検討している。平成24年8月の文部科学省実地調査時の学生面談の結果からは、学生が「CAP制」について周知していなかったことと、「オフィスアワー」についての学生への不徹底の指摘があったことなどへの対応を含め教務委員会で開催する「学生懇談会」の効果的活用等が考えられた（資料4(3)-5）。

本学の教育の特徴として、PBLテュートリアル教育を取り入れ、入学から卒業まで一貫した学習により、現在の急速な社会の変化に対応した多様な価値観を理解し、問題解決能力を育成する教育であり、主体性の豊かな学生が育つことを目標としている。学生の自己評価では、問題解決力・対人関係・自己学習力が、1年次より4年次には有意に成長していた（資料4(3)-6）。PBL教育そのものについては1～4回生まで有意に成長する効果は同様であるが、1回生の卒業時アンケートからはテューターとなる教員によるアプローチのばらつき、解剖生理学などの知識の必要性に関する意見が多少あり、主体的に解剖生理学や他の知識を調べ・学ぶPBL教育の意義の指導強化が伺えた（資料4(3)-7）。

看護教育の総括にあたる実習については、実習の履修条件を設定し（単位認定及び成績管理に関する規程、学生便覧、実習マニュアル、入学時のオリエンテーション、各実習前の演習で学生全体への周知を図っている。また、学生個々が実習の履修要件を満たしているかの確認は、実習委員会、担当教員、教務係の学科担当者が主に行っている。

実習前（実習前学習、実習施設オリエンテーション、事前打ち合わせ）、看護現場での実習体験（実習段階毎の学習課題に沿った展開）、実習終了時（実習のまとめ、報告会、個人面談）という一連のプロセスを踏んでいく。実習24単位全体の目的を達成できるよう、また、学生個々の成長につながるよう単位認定の評価には、知識・技術・態度を設定し、必須単位としている。一教員の実習学生数は5～7名で、臨床側の指導者ときめ細かく指導にあたっている（資料4(3)-8）。

次に研究的思考を育成するための卒業研究に関しては看護研究方法論を第6セメスターに15時間開講し、卒業研究を第7・8セメスターにそれぞれ60時間設定している。

具体的には、学生は第6セメスターの看護研究方法論の時間の中で、研究担当教員による研究専門分野のプレゼンテーションを受け、それらを参考にして各自の研究領域を決定した後に、教員の指導を受けて、研究計画書を作成し論文としてまとめることができた。成果は大学の図書館に抄録集として保管している。この間、学生のテーマによっては、大学の倫理委員会の審査を受けての実施であり、担当教員はこの点でも指導者としての役割をとっている。指導教員は一人約6～7名の学生を担当して8セメスターまでの研究指導を行った。最終的には、ポスターセッション形式にて発表会を実施したが、研究発表は学生の研究心を高め、将来的に大学院へ進み現場の看護の向上に寄与したいとする学生もみられた（資料4(3)-9）。

学部生の卒業研究の到達目標のレベルをどこに設定するかは、第1回生の結果を経て検討中である。研究の成果を求めるといよりは、研究方法の基本を理解することを優先させ、ゴールは文献研究が妥当ではないかという意見、或いは事例検討に止める等の意見がある。なお、近年は、病院の倫理上の問題もあり、受け持っている患者の事例研究が難しくなることへの対応策も必要とされる。

### ＜3＞ 看護学研究科

授業形態は、原則として各専門科目の特論は講義 15 時間 1 単位、演習は 30 時間 1 単位、実習、実験では 45 時間 1 単位として設定し、前期は4月から9月まで、後期は 10 月から3月としている。しかし、修士論文の作成との関連、本県の冬場の天候などを考慮し、後期は9月より開始した。

社会人学生の便宜を図り、大学院設置基準第 14 条の特例を利用しており、授業は昼夜開講としている。また、入学時のガイダンスで学生に周知の上で、土、日曜日に開講する場合もある。授業時間を以下に示す。

	月曜日から金曜日	土曜日
時限	授業時間	授業時間
1時限	9：00～10：30	9：00～10：30
2時限	10：40～12：10	10：40～12：10
3時限	13：00～14：30	13：00～14：30
4時限	14：40～16：10	14：40～16：10
5時限	16：20～17：50	
6時限	18：00～19：30	
7時限	19：40～21：10	

授業の形態の多くは、系統的な講義などの後に関連する分野の学生からの発言やプレゼンテーション、討論の時間をつくり、主体的な学習の機会を設けている。

特別研究の指導は、主として研究指導教員が行っているが、助産師教育を行う分野で

は、研究指導教員の指導の下に看護学研究科教員が実習の中で研究データを収集する指導を行い、修士論文の作成に向けている。

なお、特別研究に関する指導経過であるが、学修要項・便覧に記載したように、1年次後期に研究指導教員が指導して研究計画書を作成し、学年末には学内に公開で研究計画書発表会を開催し、他分野あるいは看護学部教員からアドバイスを得て最終的な計画書を完成した。さらに2年次始めには、日本赤十字秋田看護大学・短期大学研究センター倫理審査委員会の承認を得て研究が開始され、研究終了後の後期には修士論文の作成にかかり、研究指導教員との密な連絡・指導の下に論文が完成し、1月には修士論文が提出された。研究指導の適切性に関しては、現在指導教官が一人で指導を行っているが、異なる視点から適切な助言を受けることにより、さらに研究の質の向上を図れることから、理想的には複数での指導体制が望ましいと考えられる。

## (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

### <1> 大学全体

看護学部は授業要綱に、看護学研究科では学習要綱・便覧の中で各教科目のシラバスを作成して学生の学習に役立てており、教員はそれに基づいて授業を展開している。

### <2> 看護学部

看護学部では、授業の目的、達成目標、授業内容・方法、授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスの作成をし、その内容を学生に周知している。

教務委員会では授業要綱作成に関わる責任を負っており、各科目の担当教員が決定した後に、シラバスの作成要領に基づいて担当教員に作成を依頼する。シラバス作成の依頼時には、上記のシラバスに記載する内容を明記している。しかし、「準備学習内容」については、記載がない科目もあり、追加・実施が必要である（資料4(3)-3）。

各担当教員に対しては、授業終了時に学生による授業評価が行われており、その結果を返却しており、特に学生からのコメント内容は必要な時に教務委員長が、直接口頭で伝える方法をとっている。授業評価の「シラバスに沿って授業が行われたか」の項目に関しては、どの科目も5段階評価のほぼ4点（良い）であった（資料4(3)-10）。

### <3> 看護学研究科

それぞれの授業科目に於いて、教員は授業内容・方法・シラバスとの整合性を考慮して教案を作成していると考えられるが、それを評価する手段が明らかではない現状である。現状のシラバスでは、授業科目に関する授業目標は記載しているが、個々の授業での到達目標を記載していない。授業の到達目標を提示する事により、より授業内容が明確に学生に伝わり、学修目的の達成に近づける。また、授業内容・方法に関して学生からの客観的な評価を受け、改善の可能性が増加すると考えられる。

## (3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

### <1> 大学全体

成績の評価に関しては、看護学部、看護学研究科ともに成績評価基準に基づき行わ

れ、単位の認定は、それぞれ看護学部教授会及び研究科委員会により行われている。

## 〈2〉 看護学部

成績評価方法と評価基準は、シラバス上に明記し学生に説明をしている。また、成績評価については、最終的に教授会での承認事項となっており、不明瞭な点については科目責任者を通して解決に当たる体制である。

成績評価基準は、日本赤十字秋田看護大学学則第 32 条の成績の評価の項で規定されている（資料 4(3)-11）。また、履修方法及び試験については、日本赤十字秋田看護大学履修内規として定めている（資料 4(3)-12）。

科目の評価を受けるための資格については以下のようなものである。

- イ. 学生が単位を取得するためには、履修科目の登録が必要である
- ロ. 授業への出席時間数が総時間数の 3 分の 2 以上である
  - 尚、PBL テュートリアル教育科目、基礎ゼミ及び実習科目に関しては、出席日数が総時間数の 5 分の 4 以上であること
- ハ. 当該期の授業料を納入している

成績の評価については以下による。

- イ. 成績の評価は、A、B、C、D の評語をもって行い、A、B、C を合格とし、D を不合格とする。
- ロ. 成績の評価点を 100 点満点とした時は 100～80 点を A、79～70 点を B、69～60 点を C、59 点以下を D と読み替える。

また、学生の学習の到達評価として GPA を導入し、卒業基準としても設定しているが、その成績評価基準との関連は表に示すように、履修登録をした全ての科目に対して成績ポイントに換算し、単位数を重み付けとして用いた合計の平均値を GPA としている。

表 4 (3) - 2 GPA 算出のための成績評価

区分	評語	成績評価基準	成績ポイント	備考
合格	S	100～90 点	4	学籍簿、成績証明書などには A として記載される。
	A	89～80 点	3	
	B	79～70 点	2	
	C	69～60 点	1	
不合格	D	59 点以下	0	
対象外	G	認定科目	—	他大学等で修得した科目を本学の単位として認定したことを示す。

G P Aについては以下のような方針で、評価に使用している

- イ. 表に示すように、成績の評価点を 100 点満点としたとき、G P Aの成績ポイントを、100～90 点を 4.0、89～80 点を 3.0、79～70 点を 2.0、69～60 点を 1.0、59 点以下を 0.0 とする。評価点に該当する科目の単位数で重みをつけた合計を、登録総単位数で除した平均値をG P Aと定めた。
- ロ. 学修到達目標をG P A2.0 以上とする。
- ハ. 各学期のG P A2.0 未満の学生に対して学習指導を実施する。G P A2.0 未満が2 期連続した学生に対しては、さらに学習指導を強化し、場合によっては、進路変更等を指導する。
- ニ. 学生に対するG P Aの通知は、学業成績単位修得表に付記する方法で行う。
- ホ. G P Aは成績証明書及び学籍簿に記載する。

以上の項目を明記し、G P Aをクラスアドバイザー等にも周知して、学習指導に役立てている。学生には、上記の評価方法と評価基準を学生便覧（資料 4(3)-2）に記載して明示するとともに、学年進行時のセメスター毎に授業評価の流れについて資料を渡して説明している（資料 4(3)-13）。単位認定については、教授会における審議により判定されることも明示し、伝えている。単位認定に要する資格と認定の方法等について、各担当教員により授業開始前にシラバスを基に学生と確認をしている。評価結果については早期に学生に表示し、結果に異議があれば申し出ることも可能であり、学生への配慮をしている（資料 4(3)-2）。

学則第 35 条関係として既修得単位の認定に関する内規を定め、該当教員、学生への周知徹底を図っている。単位認定に関する規程は、大学設置基準第 27 条（単位の授与）に準拠して設定しており、適切と考える。看護学部では、学生の勉学意欲の向上を期して、開学時よりG P A制度を導入し、G P A 2.0 を学習到達目標（卒業基準）卒業要件としている。7セメスターで、G P A2.0 未満の学生は 1.8%であり、8 セメスターでは全員卒業基準を満たしている。

### 〈3〉 看護学研究科

成績評価と単位認定に関しては、以下の点が大学院学修要項・便覧に謳っており、入学時に学生に説明をしている。

成績評価を受ける事ができない事項は以下である。

- a 履修登録をしていない場合
- b 講義・演習科目において、当該科目の出席時間が規定の授業時間数の 3 分の 2 に満たない場合。
- c 授業料を納入していない場合。

成績評価は担当する教員により、試験、レポート等の形式で行われ、科目毎の成績評価方法がシラバスに記載されている。授業を担当する非常勤講師からも評価をうけ、担当者が多い場合には時間数から重みをつけて平均をだし、総合の評価としている。なお、共通科目で本学教員が担当しない科目では、研究科長が調整に当たっている。

単位制度の趣旨としては、本来1時間の教室内での講義に対して教室外での自学自習を合わせて、週に1回、15週行う事を1単位と考えられているが、社会人学生の勤務への便宜を図り、本学では、がん看護学（CNS教育）と助産学（助産師国家試験受験資格教育）を除き、原則木、金、土曜日を開講日としているため、専門科目特論などでは、1回4時間連続の授業を組んでいる科目もある。

単位認定は各担当者の成績評価を受けて、科目別に履修者の成績一覧が研究科委員会に提出されるが、それについて問題点があるときには検討が行われた後に、単位が認定される。

なお、日本赤十字秋田看護大学大学院学則第22条における入学前の既修得単位認定に関する規程では、該当する科目に関して研究科委員会で審議を行い、10単位を上限に認める事になっているが、平成25年度入試には該当者はいなかった。

#### **（４）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。**

##### ＜1＞ 大学全体

授業評価、学生のGPA推移、PBLデータ、実習データ、OSCEデータ等を、 Semester毎に、各教員、教務委員会が定期的に分析・検討している。本年は、看護学部、看護学研究科ともに、完成年度であり第一回の卒業生、修了生を送り出す時であったために、成果の社会的な評価を得るには至っていない。その中でも教育成果の一つとしてあげられるものは看護学部卒業生の看護師および保健師国家試験の合格率と看護学研究科修了生の助産師国家試験の合格である。

今年度の国家試験合格率とそれに対して行われた方策に鑑み、より確実な看護教育体制を構築すべく恒常的な教育の中での改善を検討する。

##### ＜2＞ 看護学部

個々の教員が、学生の授業評価のフィードバック・学部長面接、学生の授業成果等から、特に授業評価が3.0以下の時は、毎年定期的に授業改善計画を提出することになっているが、該当者はいなかった。

教育内容・方法の改善を図るための組織的な取り組みは完成年次の現段階では、準備中である。具体的には、FD/SD研修の中で教育成果を評価する方法について学習し、教職員間の共有を図っているレベルである。また、教員間でのピアレビューを一部科目担当単位の中では行っている。具体的には、新任教員（助教）の講義に、講師以上が必ず参加するなどの方法である。

教員個々においては、研究日を活用して、外部への関係領域の教育のための研修に参加する等の努力をしている段階であり、教育の成果について単位認定・GPA、授業評価等で、Semester毎に定期的に検証している。

##### ＜3＞ 看護学研究科

教育効果に関する客観的な評価の体制は単位認定時である。また、大学の学部、短期大学と合同で教育方法に関するFDにおいて授業の方法などの研修を始めたところである。

## 2. 点検・評価

教育効果を上げるための授業形態・授業方法の適切性及び、学生の学習意欲を促す学習指導の適切性の観点から評価すると以下の点が挙げられた。

### ① 効果の上がっている事項

学部教育において、成績評価、単位認定に関する内容は、規程に則り適正に履行されており、PBLを含む授業形態やその他の授業方法は今後も継続していく。

また、学生への履修指導をはじめとする学習指導は、学生を担当するアドバイザーによってきめ細かく行われていた（資料4(3)-4）。

看護学研究科においても、その規程に則り、成績の評価と単位認定は公正に行われている。

### ② 改善を要する事項

教務委員会の主催する「学生懇談会」は学生のニーズを把握し、大学側の意図を連絡するための手段として有効な機会であったが、出席者が少数の学年があり、開催方法の検討が必要であった（資料4(3)-5）。

看護学部、看護学研究科ともに、シラバスに基づく授業の検証手段について検討する必要が考えられた。つまり、看護学部においては、各授業担当によりシラバスの記載がまちまちであり、単元毎の到達目標の表記や評価基準について、統一記載とそのチェック機能が必要である（資料4(3)-3）（資料4(3)-14）。

看護学研究科の授業評価をとり、学生の授業に対する満足度や学びの達成感なども、得る必要がある。

## 3. 根拠資料

4(3)-1 入学時ガイダンス資料

4(3)-2 日本赤十字秋田看護大学学生便覧 平成24年（既出1-4）

4(3)-3 日本赤十字秋田看護大学授業要綱 平成24年（既出1-1）

4(3)-4 学生支援アドバイザー面談記録 平成24年

4(3)-5 学生懇談会記録 平成24年

4(3)-6 PBLテュートリアル 学生及び教員の評価 平成24年

4(3)-7 卒業時学生アンケート 平成24年

4(3)-8 実習指導要領 平成24年

4(3)-9 卒業論文抄録集 平成24年

4(3)-10 授業評価結果 平成24年

4(3)-11 日本赤十字秋田看護大学学則（既出1-2）

4(3)-12 日本赤十字秋田看護大学履修内規

4(3)-13 ガイダンス日程（平成24年度 各学年）（既出1-6）

4(3)-14 大学院学習要項・便覧 修士課程 平成24年（既出1-3）

## ・ 成果

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

##### 〈1〉 大学全体

教育目標に沿った教育効果の判定は、学位授与までの過程に含まれる。卒業要件の単位認定に至るまでの教育効果判定の材料としては、看護学部では、各教科目の成績評価、GPA、学生の授業評価、知識・技術・態度評価を含む23単位以上の実習評価、OSCE等の技術評価、災害訓練、ボランティア活動等が含まれる。

一方、卒業生、修了生の自己評価、勤務先などからの社会的な評価が必要である。また、専門職の育成を基盤とすれば、国家試験の合格率も成果の一つとなる。

##### 〈2〉 看護学部

学生の学習成果を測定する方策は、各教科目にて実施されている。また、その方法については試験、レポート、授業参加度等である。また、成績判定は、各担当科目に任されており、教授会に示される結果を持って共有されている。また、成績評価についての基準は定められている。

赤十字の人道の理念に関して、理念を具現化したボランティア活動等については、平成23年度の東日本大震災時の陸前高田における被災地でのボランティア活動において、被災者から「赤十字の学生からは、物資でなく心を頂いた」との感謝の言葉をいただ。これに続き、平成24年度においても各種学生ボランティア活動、災害訓練結果から、成果を評価できる。

次に汎用能力を培うPBL教育のデータ（問題解決力・対人関係能力・自己学習力等の学生の自己評価＝各セッション集計）では、1年次より4年次には有意( $p < .0001$ )に成長している。

GPA データでは、7セメスターにおけるGPA2.0未満の学生数は1.5%弱で、卒業時には全員が基準以上である。

専門教育では、OSCE（統合看護技術）の平均は83.1点、実習評価平均80.3点、授業評価（5段階）平均は前期：4.25 後期：4.41 であり（資料4(4)-1）、また、国家試験合格状況は看護学部1期生の合格率は保健師国家試験が合格者115名（100%）、看護師国家試験は合格者105名（99%）であった。

なお、PBL教育、災害訓練、ボランティア活動の教育研究の成果は学会発表を行っている。

##### 〈3〉 看護学研究科

教育の成果を測定する方策の一つである学修成果の評価基準は、学修要項・便覧（資料4(4)-2）の中に以下の様に記載されている。

各科目の成績評価は、試験またはレポートなどにより行う。また、成績の評価に関しては、以下のように示される。

評語	点数	合否判定
S	100～90 点	合格
A	89～80 点	合格
B	79～70 点	合格
C	69～60 点	合格
D	59 点以下	不合格

現状では一部を除き教員各々の客観的な評価基準は示されておらず、形成評価は教員に任されている。本学の教育目標に沿った成果が得られたことの検証は、育成した学生の今後に懸かってくると考えられる。学生自らが評価する短期的な自己評価と共に、修了生に関する長期的な教育成果も追求する必要がある。また、修了生に対する自己評価、勤務先の評価に関しても体制がない。

教育目標に沿った成果を測定する具体的な方策が早急に求められている。教育目標に沿った成果の一つとして、今年度6名が修了要件を満たし修了、修士の学位を授与した事が挙げられる。

## (2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

### <1> 大学全体

看護学部、看護学研究科ともに、規程に従って適切に行われている。

### <2> 看護学部

看護学部では、学則第 37 条（卒業証書及び学位の授与）に準拠し、以下の手続きを経て、卒業の認定、学士（看護学）の学位が授与される（資料 4(4)-3）。

第1項 学長は、卒業の要件を満たした者について、教授会の議を経て卒業を認定する。第2項 学長は、前項で卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

第3項 学長は、卒業証書を授与された者に対して学士（看護学）の学位を授与する。

以上の規定に基づき適切に行われている。

学位授与方針に沿い卒業認定のためには、教科目担当者からの成績評価が Semester 毎に教授会に提出され単位の取得、GPA データに関して、厳格に審査がされている。

### <3> 看護学研究科

学位授与の基準は、日本赤十字秋田看護大学学位規程位規程第3条に基づき定められており、関連する条項等を示す（資料 4(4)-4）。

（学位授与の要件）

第3条 2 修士の学位は、本学大学院修士課程（以下「修士課程」という。）を修了した者に授与する。

なお、修了要件は、大学院設置基準第 16 条に基づく日本赤十字看護大学大学院学則第 27 条により以下に定められている。

（課程修了の審査）

第 27 条 学生が本大学院の修士課程修了の認定を受けるためには、修士課程に 2 年以上（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）在学し、所定の科目について 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた学生については在学期間を 1 年以上に短縮する事ができる。

2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められる時は特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代える事ができる。

そして、課程修了は以下により認定される。

（課程修了の認定）

第 28 条 課程修了の認定は、論文の審査結果及び最終試験の成績により研究科委員会が決定した合否の報告を受けて、学長がこれを行う。

なお、修士論文の審査は日本赤十字秋田看護大学大学院論文審査委員会が、その規程に基づき実施するものであり、論文審査に当たっては、日本赤十字秋田看護大学大学院修士課程 論文審査規程に基づき、規程中の(別紙 2) 修士論文又は課題研究論文の審査基準を運用し、客観性を重んじている。

平成 25 年 3 月には第 1 期生 12 名の内、長期履修申請者を除く 6 名が大学院設置基準第 16 条に該当、修了して修士（看護学）の学位を授与された。

なお、学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策としては以下の様な条項が論文審査規程に存在する。

つまり、第 3 条（審査担当教員）では、修士論文及び課題研究論文の審査は、教員 3 名で行い、主査を、当該研究の研究計画書及び論文の作成指導に関わらない当該研究に関連する領域の教員とし、副査を 2 名とし、当該研究の研究指導、研究計画書及び論文の作成指導に係わらない教員とする等、論文を客観的に評価する方策を決めている。

また、第 5 条（論文の審査方法）では本大学院において行う修士論文の妥当性の確認と合否の決定の方法を規定している。

初年度の学位審査においては、主査に関しては、規程通りの運用を行ったが、副査に関しては、今後の論文指導に役立てる意味から、専門的な立場からの発言に限るという条件をつけて、副査 2 名の内の 1 名として研究指導教員が臨席した。

## 2. 点検・評価

学士及び修士の学位授与に関する手続きは、学生や教職員及び社会にも明示されており、規程に則り行われた成果をみる。

### ① 効果の上がった事項

看護学部に関して、各教科目の成績評価、G P A、学生の授業評価、知識・技術・態度評価を含む 23 単位以上の実習評価、OSCE 等の技術評価、P B L 教育、災害訓練、ボランティア活動、国家試験の合格率等から、赤十字の理念を涵養した専門職業人育成は評価

できる結果であった（資料4(4)-1）。

本学の特色ある教育からも、PBL教育の学生の自己評価では、問題解決力・対人関係・自己学習力が、1年次より4年次には有意に成長するとともに、保健師国家試験の合格率は100%、看護師国家試験は98.1%であった。ちなみに、進学1名、他就職率100%、退学率は1.8%であった。

また、看護学研究科においても、助産師国家試験受験者が1名いたが、合格している。

## ② 改善すべき事項

学部教育の教育成果は、大学・看護学部の最終教育評価により表現される。しかし、今後は学科目の成績にとどまらず、在学生・卒業生からの評価、さらに卒業生を迎えた現場からの評価により、本学の教育成果の評価を導く必要がある。

看護学研究科における学生の到達度に関する評価は、担当教員による成績の評価を以って行われるが、学生自身や修了生が教育成果をどのように評価しているか、さらには修了後の社会活動の中で本学での教育成果がどのように評価されるか等も、完成年度後の教育方針に活かされる必要がある。

しかし、学部・大学院ともに、在学生・卒業生からの評価、卒業生を迎えた現場からの評価、卒業生の社会活動評価から本学での教育成果がどのように反映・評価されるか等を長期・短期の視点から慎重に検討し、反動的な改革を防ぐ必要がある。

## 3. 根拠資料

4(4)-1 授業評価結果（平成24年度前期・後期、PBLを含む）、OSCE データ（既出4(2)-5）

4(4)-2 大学院学習要項・便覧 修士課程 平成24年（既出1-3）

4(4)-3 日本赤十字秋田看護大学学則（既出1-2）

4(4)-4 日本赤十字秋田看護大学学位規程（既出2-17）

## 【基準5】 学生の受け入れ

### 1. 現状の説明

（1）学生の受け入れ方針を明示しているか。

<1>大学全体

大学、大学院ともに、アドミッションポリシーを定め、ホームページ、学校案内、学生募集要項などで明示している。

<2>看護学部

「人道の理念：Humanity」の理念を基調として、心身ともに健康で将来看護職者として活躍したいと考えている人材を迎えることを目標としている。高校生はもとより高等学校の進路指導等教員、進路説明会・オープンキャンパス・大学祭に会場した社会人をも対象にして、本学が「求める学生像」を明示するとともに、ホームページでも、社会一般に周知している（資料5-1）。

本学の「求める学生像」は以下の6項目である。

1. 赤十字の理念や諸活動に関心があり、国内外の保健・医療・福祉の分野で看護職として活躍したい人
2. 生命の尊厳を理解し、人間としての権利を尊重し行動できる人
3. 社会や生命の倫理に関心があり、看護を学ぶ意欲のある人
4. 豊かな感性と誠実な人間性を持つ人
5. 積極的に他者との交流ができ、相手を尊重した行為・行動ができる人
6. 物事について深い関心を持って追求する姿勢を持ち自己研鑽を重ねられる人

本学に入学するにあたり、習得しておくべき知識等の内容や水準については、推薦入学試験（公募制推薦入学試験、指定校制推薦入学試験、赤十字特別推薦入学試験）では、出願資格及び要件で、調査書の全体の評定平均値が 3.8 以上の者としている他は特には明示をしていない。しかし、高等学校教員並びに高校生に対しては、入学まで高等学校卒業程度の学力を持続するための学習及び読書等を行うように口頭で希望をしている。

障がいのある学生の受け入れについては学生募集要項に、「障がいのある入学志願者の方々へ」として、出願に先立つ問い合わせを希望している（資料 5-2）。

本学の、障がいのある学生の受け入れ方針は以下の3点である。

1. 大学の目的から、看護大学で学びたいと希望し、学校教育法第 90 条に該当する者は誰でも受験し入学ができること。
2. 看護職の免許取得については、「保健師助産師看護師法第 9 条」により決定されること。
3. 障がいのある学生が入学した時には、円滑な学生生活ができるように机・椅子等に配慮をする。

尚、本学の建物の構造は、学内の床面には段差がなく、上下階への移動にはエレベーターの利用で可能であり、車いす用のトイレは、各階に設置されている。

### 〈3〉 看護学研究科

日本赤十字秋田看護大学大学院看護学修士課程学習要項・便覧及び学生募集要項に、アドミッションポリシー（求める学生像）として以下を明示している（資料 5-3）。

1. 人の尊厳を確保する倫理観を持ち、人の生活と健康に対し全人的な視点から問題提起のできる人
2. 人の持つ健康問題に真摯に取り組み、研究を推進できる人
3. より卓越した専門的な知識と技能を持ち、さらなる看護と看護学の実践或いは研究に対し向上心の旺盛な人
4. 地球規模での健康問題を視野に入れ、他職種と協働した思考のできる人

本課程に入学する為に修得しておくべき事項に関しては、特に記載をしていないが、学校教育法第 102 条（大学院の入学資格）により、大学卒業者のもつ知識レベル、特に看護学に関するレベルを基本としている。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

< 1 > 大学全体

恒常的には、ホームページなどを通して、看護学部、看護学研究科に関する周知を図っており、入学試験に関しては、各々で募集要項を作成している。入学者選抜に当たっては、日本赤十字秋田看護大学教授会規程第8条7項に基づく日本赤十字秋田看護大学入学者選抜委員会（資料 5-4）、及び同じく大学院看護学研究科委員会に基づく日本赤十字秋田看護大学大学院選抜委員会（資料 5-5）が其々の委員会規程に準拠し、入学者の選抜に関する業務を公正を期して行っている。

< 2 > 看護学部

大学案内やホームページ等に本学の教育理念・教育目的・目標・本学が求める学生像に関する情報等、恒常的に本学に関する周知を図っているが、学生募集に向けては、更に募集要項を作成している。具体的には、以下のような幅広い広報活動を行い、受験生だけでなく一般社会に対して、本学への理解を得るようにしている。

- ①本学主催の「学生募集説明会」を、高等学校進路指導教員を対象に実施
- ②業者主催の進路説明会に参加
- ③8月から9月にかけて高等学校を訪問し、進路指導担当教員に本学の教育目的・目標、教育の特徴、教育課程などについて説明
- ④オープンキャンパスを年2回開催し、模擬授業・看護の演習を通して学習内容や教育課程を紹介
- ⑤オープンキャンパスと大学祭では、教員による入試に関する個別相談、事務職員による奨学金等の相談、更に在学生による相談の各コーナーを同時に設置
- ⑥各種報道媒体への広告の掲載
- ⑦高等学校へ学校案内の送付
- ⑧学校訪問で来学した中学生・高校生には、本学についての説明・見学とともに模擬授業の機会を設定しているが、希望によっては、高等学校への出前授業を実施

入学者の選抜にあたっては、本学の看護学部教授会の下に、入学者選抜委員会を組織し、日本赤十字秋田看護大学入学者選抜委員会規程に則り、募集方法、募集要領の検討及び入学試験の実施に関する調整等、募集から実施、判定に関わる業務を公正に実施している。

入学者の選抜は、推薦入学試験、社会人・学士入学試験、一般入学試験 で行い、推薦入学試験は更に、公募制推薦入学試験、指定校制推薦入学試験、赤十字特別推薦入学試験で募集をして、選抜試験を行っている。

各選抜試験の特徴を以下に示す。

推薦入学試験に関しては、教育水準を担保する目的で、平成25年3月に高等学校を卒業する学生で、高校の評定平均が3.8以上であり、本学を第一志望とし、合格した場合には入学が確約できる者としている。募集定員は50名（全入学定員は100名）である。

社会人・学士入学試験では、対人的な職業である看護の教育に関して、多方面から異な

る価値観を持つ社会人或いは学士の学位保有者との学園生活の意義に鑑み、若干名を募集している。但し、教育の水準確保のために、高等学校もしくは中等教育学校卒業、或いは同等以上の学力を有すると規定し、選抜試験では高等学校卒業程度の学力で読解・解答ができるレベルの応用力試験を行っている。

一般入学試験（大学入試センター試験利用入学試験）は、平成 25 年度大学入試センター試験において本学の指定する教科・科目を受験した者を対象に 50 名を募集する。大学入試センター試験の結果と面接（集団討論と個人面接）、提出書類（調査書、志望理由書等）を総合して判定する。

大学入試センター試験科目は、以下の 5 教科 5 科目とし、高等学校普通科・実業科の学生を問わず、受験できるように科目を設定している。

①外国語（英語リスニングを含む）②国語（近代以降の文章）③地歴・公民（世界史 A 世界史 B、日本史 A、日本史 B、地理 A、地理 B、現代社会、倫理、政治・経済から 1 科目選択）④数学（数学 I、数学 A、数学 II、数学 B、工業数理基礎、簿記・会計、情報関係基礎から 1 科目選択）⑤理科（理科総合 B、生物 I、理科総合 A、化学 I、物理 I、地学 I から 1 科目選択）

なお、入学者選抜にあたっては、受験生を特定できないように、願書受付から入学試験の実施、合否判定、合格発表までの全過程において受験番号で対応し、公正を期している。

入学者が本学の学生として適正であったか否かに関しては、入学時の成績と入学後の GPA との関連をみた結果、一般入試では、入試センター成績と 1～3 セメスターまでの GPA の相関に有意な差 ( $p < 0.05$ ) があり、推薦入試の応用力テストでは相関はなかった。しかし、一般・推薦とも 1 セメスターの GPA と 2～7 セメスターの GPA の相関に有意差 ( $p < 0.01$ ) があり、一般・推薦ともに、1 セメスターの成績が 7 セメスターまでの成績と相関していた。また、入学後の GPA の変化も入試方法による差はなかった。以上から、一般・推薦ともに入試方法は適正と評価できる。しかし、1 セメスターの GPA 2.0 未満のごく少数の学生は卒業時まで GPA が低迷する比率が分散分析からは高くみられ、入試成績が低く、1～3 セメスターの GPA が 2.0 未満の数名の学生には、指導強化が求められる（資料 5-6）。

### 〈3〉 看護学研究科

学生の募集、入学試験に関する日程の調整、募集活動、入学試験の実施に関しては研究科委員会に属する入学者選抜委員会が、規程（資料 5-5）に基づき実施している。

学生の募集は、別表に示した I 期 II 期を含めて秋田県南、県央、県北合わせて 10 回の大学院説明会の他に、県内外の大学、病院の訪問と大学学校案内パンフレット（資料 5-7-1）及び学生募集要項の送付を行った（資料 5-7-2）。

入学者選抜の妥当性に関しては以下に示す。

出願資格については、学校教育法第 102 条、及び学校教育法施行規則第 155 条で謳われている修士課程・博士課程（前期）に該当する資格を募集要項に記載している。また、がん看護学分野（CNS 教育）と助産学分野（助産師国家試験受験教育）に関しては、看

護師資格を要求している。

資格審査の項目を定めており、学士の学位を持たない者が本学大学院に入学を希望する場合には、大学を卒業したと同等以上の学力があると認めた 22 歳に達する者であり、受験希望者に関しては、学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号に該当する人材として、事前に個別出願資格審査申請書の提出を求め、入学者選抜委員会での審査を行った上で、出願の可否を決定している。

学生募集は、一般選抜、社会人特別選抜、赤十字特別選抜で行い、選抜方法は、筆記試験（外国語、小論文、専門科目）、面接及び書類審査を総合して合格者を決定している。ただし、社会人特別選抜及び赤十字推薦選抜では、外国語（英語）の試験を免除している。

可否の判定は、以下の筆記試験、面接試験の資料を以って行なわれた。

筆記試験では、専門科目 200 点、小論文 100 点の配点である。専門科目では専攻する専門科目（100 点）とそれ以外の科目 1 問（100 点）を選択し、小論文と合わせ 300 点満点とした。また、面接結果は 3 名の面接官（何れも研究指導教員）各々の可否で表示し、筆記試験の結果と共に研究科委員会に提出された。最終的には、面接の結果を加味した上で、筆記試験の上位 13 名を平成 25 年度合格者として公表した。なお、小論文と専門科目の採点にあたっては、採点者が受験者を特定できないように受験番号をカバーするなどの措置をしている。入学者の選抜に関しては、規程に基づいて適正に行われたが、入学者が修士課程の学生として適正であったか否かに関しては、入学時の成績と入学後の成績との関連性を検討するなど、多方面から今後検討する必要がある。

### （3）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

経年的な入学区分別の受験者数、合格者数、入学者数を表 5-1 に示した。また、平成 24 年度の在籍者は、下記の通りであり、収容定員に基づき適正に管理されている。

1 学年定員は 100 名である。定員に対する受け入れ人数を 110%以内としている。本学では、3 年次編入制度をとっている。3 年次編入生の定員は 10 名である。現在は、4 年次生の編入生が 9 名であり、3 年次生の編入生は 4 名である。

平成 25 年度は、入学生 115 名であり適正である。

1 学年 109 名	在学割合	1.09
2 学年 109 名		1.09
3 学年 109 名		0.99（母数は編入学定員 10 加算）
4 学年 120 名		1.09（母数は編入学定員 10 加算）
合計 447 名		1.06

表5-1 看護学部選抜試験別の受験者・合格者・入学者の年次推移

年度	試験区分	受験者数	合格者数	入学者数	総数
22	推薦入学試験	56	49	49	109
	社会人・学士入学試験	7	6	6	
	一般入学試験	186	91	54	
23	推薦入学試験	46	44	44	121
	社会人・学士入学試験	12	10	10	
	一般入学試験	127	114	58	
	編入学	15	15	9	
24	推薦入学試験	58	55	55	113
	社会人・学士入学試験	7	5	5	
	一般入学試験	200	108	49	
	編入学	6	6	4	
25	推薦入学試験	66	56	56(予定)	115 (予定)
	社会人・学士入学試験	12	5	4(予定)	
	一般入学試験	162	99	55(予定)	

〈3〉 看護学研究科

入学定員 12 名定員に対して 12 名の入学者があり、現在、定員の超過はない。経年的に見た受験者数と選抜方法による入学生の内訳は、表 5-2 に示した。平成 24 年 4 月の学生数は、1 学年 12 名、2 学年 12 名であり、在籍数は 24 名となっており、定員の 100% である。しかし、平成 24 年度に実施した入学者選抜において平成 24 年度入学予定者数は 13 名であり、さらに、長期履修生の在籍を考慮すると、来年度以後の在籍数の管理を考慮しなければならない。なお、長期履修者は、特別研究遂行のために在籍しているが、今後は学生全体の学習環境を配慮する事が考えられる。

表 5-2 大学院研究科修士課程受験・合格・入学状況

年度	試験区分	受験者数	合格者数	入学者数
23	一般入試	2	1	1
	社会人特別選抜	11	11	11
	赤十字推薦選抜	0		
24	一般入試	1	1	1
	社会人特別選抜	12	11	11
	赤十字推薦選抜	0		
25	一般入試	3	2	2(予定)
	社会人特別選抜	12	11	11(予定)
	赤十字推薦選抜	0		

平成 24 年度末現在

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

看護学部及び看護学研究科の入学者選抜委員会において、毎年選抜試験に関する最初の会議では、募集要項の作成に先立ち前年度の選抜試験の見直しがおこなわれ、受け入れ方針及び方法の適切性を検討し、変更事項に関しては教授会或いは、研究科委員会での審議事項となっている（資料 5-8、5-9）。

〈2〉 看護学部

入学者選抜に係る日程の調整並びに方法を見直し募集要項を作成及び入学試験に係る事項は、教授会の議を経て、入学者選抜委員会が行う。

入学試験の公正性・適切性を確保するために、学内においては、試験毎に教授会の議を経て実施に移す体制をとり、入学試験の合否判定は、教授会の合否判定会議を開催して行われる。また、その結果は日本赤十字学園理事会にも報告している。

入学試験は、願書の受付から合格発表まで受験番号で処理し、個人を特定できないように進めている。推薦入試・応用力テスト成績、一般入試・大学センター試験成績、個人・集団面接、書類審査等、また入学後のGPAとの相関、1セメスターのGPAおよびその後の推移、実習生成績、ボランティア、国家試験合格等から入学試験方法と学生の適正を検証している。

看護学部の学生定員の充足状況については、平成21年の開学以来、受験倍率は2倍を持続し、入学定員も開学以来充足しており良好である。今後もこれを持続し、より良い学生を育成するために、更に入学試験の選抜方法、入試と入学後の学業成績などの関連を追究し、継続的なデータを蓄積する。

現在、看護学部では、70～80%の学生が秋田県の出身者であるが、秋田県の15～19歳人口の推移は、平成21年に51,266名、平成22年は50,352名、平成23年には48,416名と漸次減少の傾向にある。従って、平成27年度には、募集活動をさらに近隣の県に広める計画である。

〈3〉 看護学研究科

毎年度、入学試験業務の開始に際し、入学者選抜委員会が入学選抜に関連する日程の調整、方法の詳細などを見直しを行ってから大学院生募集要項が作成され、研究科委員会の審議を経た後に入学選抜は開始される。

## 2. 点検・評価

### ① 効果の上がっている事項

入学者選抜試験に関しては、看護学部、看護学研究科共に、実施方法等に関しての点検が毎年実施されており、公平性に関しての問題はなかった。

本学は国公立大学に囲まれた地域であり、対等な能力をもつ学生を獲得するためには、一般入学試験は大学入試センター試験を利用し、5教科5科目とした。受験科目は、

高等学校普通科・実業科を問わずに選択できるように設定している。これは、本学の目的とする看護職者育成のために、多様な教育歴を持つ高校生の受験を可能にしている。

看護学部の入学生の学習成果をG P A 2.0未満の学生の割合でみると、2.0未満の割合は推薦入試での合格者と一般入試での合格者の割合に差は見られず、バランスがとれており、入試方法は評価できる（資料5-6）。以上により、本学の教育を受けるにふさわしい学生を確保できている。

看護学研究科では、学士の学位を保有しない受験者にも、受験資格に関する規定を設けて資格審査を行うことにより、現在臨床看護に携わっている人に実践の中での改善すべき問題の研究を行う機会を提供しており、看護の質の向上に貢献している（資料5-3）。

## ② 改善を要する事項

看護学部に入學するにあたり、習得しておくべき知識等の内容や水準についての明示は十分ではなかった。現在、少数名の学生に対して一般的に言われている基礎学力の不足を補い、大学生活に早期に順応するための、入学前ないしは入学後教育を考慮することも必要である。

看護学研究科で学習をするためには、外国文献の購読は必須であるが、臨床を基盤とした学生たちには英文読解に関して困難性が多く、社会人特別選抜、及び赤十字推薦選抜入試からは、英語の試験を外している。今後の課題である。

## 3. 根拠資料

- 5-1 ホームページ（建学の精神、教育理念・目的・目標、求める学生像）
- 5-2 看護学部看護学科学生募集要項 平成24年度（既出1-10）
- 5-3 大学院看護学研究科看護学専攻修士課程学生募集要項 平成24年度（既出1-14）
- 5-4 日本赤十字秋田看護大学入学者選抜委員会規程
- 5-5 日本赤十字秋田看護大学大学院入学者選抜委員会規程（既出2-16）
- 5-6 平成21～24年度入試成績とG P A関連データ（相関係数、G P A分散分析、G P A推移）
- 5-7-1 学校案内パンフレット（平成24年度）
- 5-7-2 平成24年度 大学院学生募集説明会日程、資料送付根拠資料
- 5-8 日本赤十字秋田看護大学入学者選抜委員会 議事録
- 5-9 日本赤十字秋田看護大学大学院研究科入学者選抜委員会 議事録

## 【基準6】 学生支援

### 1. 現状の説明

（1）学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

#### < 1 > 大学全体

大学として、学生の学習活動を支援する方針は、学生が主体的に学ぶことができる学習環境を整えることである。看護学部では、その支援の中心に学生委員会の活動が位置付けられている。中でも、アドバイザー制度は日常的に学生を支える支援の柱となっている。

学生が、在学中に抱える修学、健康及び生活上の諸問題、将来の目標等に対する迷いや悩み等を共に考え、学生が自主的に解決する事を4年間に亘って継続的に支援する制度である（資料6-1）。

看護学研究科でもその方針に変わりはなく、2年間を各領域の研究指導者が中心になり学生の支援についての役目を担っている。

## <2>看護学部

学生支援の中心となる学生委員会は、看護学部の教授会規程第8条7項に基づく日本赤十字秋田看護大学学生委員委員会規程により、学務部長を委員長とした委員会である。規程では、学生委員会は「本学学生の学生生活向上のために、学生生活全般に関する事項を協議（審議）し、決定事項の実施を管理運営すること」と明示されており、毎月一回定例会議（原則第2火曜日）を開催し、同じキャンパスで学生生活をしている日本赤十字秋田短期大学と合同で学生支援についての協議を行い、連携して運営に取り組んでいる。

また、学生行事に関する事項、学生の健康管理に関する事項、学生の就職及び進学に関する事項、課外活動（学生自治会、カリヨン祭及びクラブ活動等）に関する事項、学生相談（学生支援アドバイザー制度及びカウンセラー制度等）に関する事項、学生の福利厚生に関する事項、その他学生生活に関する事項を、審議することが、学生委員会の業務として明文化されている（資料6-2）。

学生支援アドバイザーの任期は4年であり、原則として一人の学生が1年次から4年次まで持ち上がりで担当し、継続的に支援している。各学年には責任アドバイザー（クラスアドバイザー）がおり、アドバイザー同士の連携を密にして学生支援をしている。

年3回、アドバイザー会議を開催し、全学的に学生支援に関する情報交換をし、学生に関する課題などを共有している。

## <3>看護学研究科

学生が少人数であることと、直接研究に関わることから研究指導教員が学生支援を行っている。社会人学生が殆どであり、授業が夕方から夜になるために、実質的には学部学生との関わりは少ない状況である。大学院生の持つ固有な課題やアメニティなど、学生の学園生活に必要な支援に心がけている。

### **（2）学生への修学支援は適切に行われているか。**

#### <1> 大学全体

課題が生じた学生の対応について検討が必要な場合は、主にアドバイザーが担うが、学年アドバイザーとの話し合いや、授業担当教員及び看護学実習の担当教員とも連携して対応することもある。また、教員全員のオフィスアワーを学生に周知し、学習支援が得られるようにしている。

専門性の高い教育であるために学生が看護学部に進学してきた目的は明確であり、修学に関しての課題を持つ学生は他の一般大学と比較すると低いと考えられる。全国的に学業に関しての中途退学者が多く見られる中で、本学では少ないことは、学生にとって入学

時に目的が定まっていたことや、あるいは家族の支え等の要素は多く考えられるが、本学のアドバイザー制の果たす役割も大きいと考える。

看護学部学生の中途退学者状況を表に示した。中途退学の原因は、進路の方向の変更であった。看護学研究科においては、中途退学者はなかった。

表 6 - 1 看護学部学生の中途退学者数

中退時期	学 年			
	4 回生	3 回生	2 回生	1 回生
1 年次	0	3	2	0
2 年次		0	2	0
3 年次			0	1
4 年次				0
退学者合計	0	3	4	1

平成 24 年 5 月現在

学生への経済的支援は、本学独自の奨学金としては、日本赤十字社看護師同方会秋田県支部・日本赤十字秋田短期大学同窓会奨学金が、本学（大学・短大）に在籍する学生を対象に設けられている。

平成 24 年度に日本学生支援機構から奨学金を受けた学生は全部で 234 名、秋田県看護職員修学資金 6 名、日本赤十字社看護師同方会 13 名であった。

各種奨学金のほか、経済支援策として学生納付金の延納及び分納を設けている。様々な方法を通して、学生の経済面の援助が適切に行われている。

日本学生支援機構の奨学金新規採用に関しては奨学金担当者が説明会を開いている。

秋田県看護修学資金、日本赤十字社同方会などは掲示で学生に知らせ、希望者の応募を募っている。更に各施設（病院）等からの奨学金については、施設の個別説明を学生へ行っている（資料 6-3）。

日本赤十字社看護師同方会秋田県支部・日本赤十字秋田短期大学同窓会奨学金については、その規程が学生便覧に掲載されており、全学生に周知されている（資料 6-4）。

また、日本赤十字学園の奨学金は、東日本大震災に被災し、経済的に支援が必要と認められる学生を対象としたもの（学校法人日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金）である。入学初年度の年間授業料相当額を上限として給付する給付型奨学金であり、平成 24 年度に創設された。

特待生制度「入学試験成績及び学業成績の優秀な者の授業料を免除することにより、学生の勉学を奨励するとともに学習意欲の高揚を図り、質の高い学生を確保すること」を目的として、本学独自の特待生制度が設けられており、特待生制度規程は、学生便覧に掲載され、学生に周知されている。

さらに、学生の保護者によって構成されている「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十

「秋田短期大学父母の会」から、学生生活や修学に係る様々な財政支援を受けている。具体的には、学友会（学生自治会）主催の学園祭・クリスマス会経費及びサークル活動費への助成、保健師・看護師資格取得に係る経費（模擬試験）への一部助成、卒業謝恩会への助成、学生用教育教材（PC、コピー機）の寄贈等を受け、学習環境の整備や課外活動の充実、進路支援等を含む学生支援に活用している。

障がいのある学生に対する修学支援は、開学以来、障がいのある学生が入学していないこともあり、現在のところ修学支援措置は行っていないが、学内の施設・設備としては、建物全体は3階建てであるがエレベーターを設置しており、1号館1階正面玄関脇と2号館の各階に車椅子対応トイレを設置しているほか、1号館正面玄関前に車椅子利用者用駐車スペースを1台分整備している。

### （3）学生の生活支援は適切に行われているか。

学校保健法に基づき、学生の健康の保持増進を図ることを目的として「健康管理規程」を設けている（資料 6-5）。学生の健康管理に関する業務は学務部長が担当し、教職員、校医、看護職者及びカウンセラーが実施することとしている。また、健康管理として①健康診断の企画、計画及び実施、②救急処置、③健康相談及び指導、④精神衛生相談、⑤各種予防接種その他の伝染病予防、⑥環境安全衛生対策、⑦保健室の管理、⑧健康管理カードの記録及び健康診断表の保管の業務を行うことと定め、併設する日本赤十字秋田短期大学と合同の施設設備・組織により、学生の心身の健康保持・増進への支援を行っている。

定期健康診断は毎年4月に全学生を対象として実施している。実施後、結果表・問診票を基に健康上問題のある学生には学校医と保健室配属の看護職者がアドバイスするが、必要があれば学校医の紹介状を持参して医療機関で精密検査することを勧めている。また、定期健康診断時に感染症抗体価検査（ムンプス、麻疹、風疹、水痘）を実施しており、抗体のない学生には予防接種の勧奨に努めている。

感染症予防対策としては、前述の感染症抗体価検査の実施、抗体のない学生への予防接種勧奨のほか、4月のガイダンスにおいてB型肝炎ワクチン接種の勧奨を行っている。また、インフルエンザ予防対策として冬期前（10月～）にインフルエンザワクチン予防接種を勧奨している。

保健室は1階の事務室に隣接して2室設けている。保健室対応は保健室所属の看護職者が行うため、学生の体調不良や負傷、日常の健康相談等に専門的に対応できる環境にあると言える。平成24年度までは保健室所属の看護職者は1名（保健室への滞在は週4日）であり、看護職者が不在となる時間帯は学務課が窓口となり、学校医、学生委員会担当教員、学務課職員が対応している。

学生が安心して学生生活を送れるようにするための備えとして、本学では学生教育研究災害傷害保険（学研災）と医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）に全学生が加入することとしている。保険の内容については学生便覧に詳細を掲載して学生に周知している。

地震等の災害時の対応については、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学危機管理組織体制に関する規程」（資料 6-6）を設け、危機管理基本マニュアル（資料 6-7）を整備して教職員に配布しているほか、学生に対しては学生便覧に「災害時の心得」の項を設け、災害時の対応方法を明示している。また、緊急時の避難経路図を学内の

要所に表示し、避難場所への誘導がスムーズに行われるよう配慮しているほか、年一回、秋田南消防署の協力を得て、全学的に防災避難訓練を実施している。

学生生活を送る上での悩み等に対して、クラスアドバイザーや学生委員会の教員、スクールカウンセラーが相談に応じる体制があることを、学生便覧への掲載やガイダンスでの説明を通して学生に周知している。

学生生活における様々な心理的支援のニーズに関しては、週に一度、保健室の1室を利用してスクールカウンセラー（秋田赤十字病院の臨床心理士1名）がカウンセリングを実施している。カウンセラーは学生の了解の下に学科教員等と連携している。

4月のガイダンスでは当該年度のカウンセリング実施日を案内している。新入生対象の4月のガイダンスでは『こころの健康を保つコツ』についてスクールカウンセラーが講演する場を設けている。悩みを抱えたときのセルフケアやストレスへの対処方法等の指導がなされるほか、カウンセリングへの案内もされており、学生がカウンセリングを身近な相談の場と捉えて相談に行きやすくなるよう配慮している。

ハラスメント防止については、規程に基づき、ハラスメントに関する相談に対応するための相談員を置いている。学生に対しては「学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程」を学生便覧に掲載しているほか、相談員名（学生担当）を掲示し、周知を図っている。現在のところハラスメント防止規程を適用する事案は生じていない。

また、学生生活の実態を把握し、学生支援のあり方について検討していくことを目的として、平成24年7月に、本学の学生を対象とした『学生生活に関する実態調査』を行った（資料6-8）。調査内容は、居住形態、通学方法、アルバイト等の日常生活状況、授業外での学習時間や授業への出席状況、課外活動等の学生生活、学生生活の快適性等に関するものである。

日常生活に関してみると、自宅からの通学生は、約5割であった。アルバイトをしている1～2年次生の学生は、5～7割で、4年次生は、約3割であった。アルバイト目的は、「生活費の補充」の割合が、各学年とも最も高く、次いで「社会経験のため」であった。

学修状況をみると、授業出席率が「100%～80%」の学生は、約9割であった。授業外での学習時間は1年次生では「1～2時間」が約4割、2～4年次生では「30分未満」「30～1時間」で約5～6割であった。

調査結果は学生委員会で集計し、教授会、教員会議にて報告を行った。

学生委員会では、ランチョンミーティングという名称で、月1回、学生委員会の教職員と学友会役員の学生とで昼食時間に懇談し、学生の意見とニーズを把握するようにしている。平成24年度は学友会規約の改正に取り組み、より効率的な運営を図るようにした。

課外活動への支援について、学生自治組織として、本学及び看護大学の全学生をもって構成されている「学友会」があり、「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学学友会規約」を学生便覧に掲載している。学友会は学生自治に関する活動、課外活動団体（サークル）の統括のほか、学園祭、スポーツフェスティバル、クリスマス会等の全学的学生行事に関わる事業を行っている（資料6-9）。

学友会活動は、学生が選出した役員中心に運営され、必要に応じて学生委員会が指

導・助言等を行っている。学生委員会には、学友会・サークル活動担当を置いて、学務課入試・学生係の相談窓口、実務面でのサポートと合わせて、サポート体制を強化している。

学友会の経済的基盤は会員が納付する会費であるが、大学からの補助金のほか、父母の会からも資金面でのサポート（サークル活動への助成：年間 100 万円、学園際・クリスマス会への助成：年間 40 万円）があり、活発な活動展開につながっている。

課外活動団体（サークル）としては、学友会の下に、スポーツ系、文化系、ボランティア活動系等 22 の活動団体が所属している。それぞれに教職員が顧問として就き、活動状況の見守りや、必要に応じて助言を行っている。

以上、現在は学生からの学務課職員や学生支援アドバイザーなどへの相談に多く見られるのが、学費負担の困難による修学の継続に関するものである。奨学金等の紹介などにより多くの場合、継続可能となっている。また、学生の心身の健康状況に関する相談に関しては、相談員や保健師による保健室機能が大きく貢献していると考えられる。

#### （４）学生の進路支援は適切に行われているか。

学生への進路支援は主に学生委員会、事務部学務課の入試・学生係が連携・協力して実施している。学生委員会は企画・運営を行い、進路ガイダンスを実施している。

学務課の入試・学生係は進路支援に係る業務として、就職・進学に関する事務手続きの窓口対応、施設等からの求人依頼等への対応（人事担当者への対応）、求人票の管理と学生への情報提供、学生からの「就職・進学登録カード」「就職・進学試験報告書」の管理に関する業務等を行っている。

新年度ガイダンスにおいて、学生委員会として各学年に進路ガイダンスを行った。その後、主に 4 年次生を対象（他学年も参加可能）に学生委員会主催の県内、県外の病院説明会を 3 回実施した。また、業者による進路相談会、病院見学のアナウンス、秋田県病院協会主催の就職説明会の紹介を行った（資料 6-10）。

進路資料室に当該年度と過年度の求人票（ファイル形式）、求人施設・事業所等のパンフレット、採用試験受験報告書、就職試験対策の参考資料等各種の資料を置き、学生が自由に閲覧できるように常時開放している。

また、当該年度の求人票の情報提供にあたっては、進路資料室脇に掲示ボードを設けて対応している。求人が寄せられ次第掲示し、求人情報をタイムリーに提供できるよう配慮している。例年、県内・県外から年間 300 件以上の求人が寄せられるが、求人票を単票で地域別に掲示するほか、求人票に通し番号を付けて情報を一覧表にリスト化して提供することで、学生が希望の求人情報にアクセスしやすくなるよう配慮している。

## 2. 点検・評価

### ① 効果が上がっている事項

修学支援体制としてのアドバイザー制度の導入は、学生の生活と学業のあり方を継続的に追跡できる体制であり、学生にとってきめ細かな支援が可能である。修学支援の体制として学生の相談に乗り、学生たちにとって利用可能な経済的支援の方法を紹介する等、支援体制として有効である。

経済的な支援の方法は大学内外で準備されている。また、奨学金や学納金納付猶予についての措置も経済的支援への対応である。また、東日本大震災の被災者には、授業料に関しての負担の軽減の措置が取られた。

進路支援では、学生委員会を中心として進路ガイダンスを行っており、学生が適切な選択を行い易い体制を作っている。

感染症対策は学生の健康保持のみならず、実習先に感染を持ち込まないためにも、また、医療職としての基本的な姿勢でもあり生活支援の重要な部分である。

## ② 改善すべき事項

学生支援に関する多くの規定に大学の方針が定められているが、時代の変化やニーズに合うように継続検討する必要がある。

学生相談の体制に関しては、現在教員、スクールカウンセラー、キャリアアドバイザーによる相談体制、保健室での対応があるが、実際に学生のニーズに即しているか検証を行う必要がある。

また、学生生活に関する実態調査や、卒業生アンケート調査等から、学生支援体制の改善に反映できるようにしていく必要がある。

看護学研究科では、平成 26 年度には研究科の代表としての教員を学生委員会に位置づけ、上記の学生支援活動が大学全体として機能し、学生に周知、利用されるように計画する。

## 3. 根拠資料

- 6-1 学生支援アドバイザー制度
- 6-2 日本赤十字秋田看護大学学生委員会規程（既出 2-12）
- 6-3 就職先説明会
- 6-4 日本赤十字社看護師同方会秋田県支部・日本赤十字秋田短期大学同窓会奨学金貸与規程
- 6-5 健康管理規程
- 6-6 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学危機管理組織体制に関する規程
- 6-7 危機管理基本マニュアル
- 6-8 学生生活に関する実態調査（平成 24 年 7 月）
- 6-9 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学学友会規約
- 6-10 就職説明会資料

## 【基準 7】 教育研究等環境

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

研究費については経営会議が、教育研究設備に関しては、教員の指摘、提起に基づき、随時、学長及び経営会議の責任で行っている。

- ① 学生の学修及び教員の教育・研究に必要な環境整備に関する方針の明確化

学生の学修施設として、図書館のほか講義室 12 室、演習室 20 室、実習室 3 室、情報処理学習室(OA教室) 1 室、語学学習施設(LL教室) 1 室を整備している。

教育・研究に必要な研究室は 1 室 21 m<sup>2</sup>の個人研究室があり、これには教授、准教授が 1 人、講師が 2 人と定め入室することになっている。また、助教・助手については 4～6 人が入室できる共同研究室 2 室を定めている。共同研究室は、個人の使用区分をパーティションで仕切り、静かな研究環境を提供できるよう配慮している。

各研究室には、書架・机・椅子・PC・電話・流し台等を整備している。

## ② 校地、校舎、施設、設備に関する整備計画

校地については、43,599.10 m<sup>2</sup>を備えており大学設置基準の 4,200 m<sup>2</sup>を上回っている。

校地には校舎敷地、体育館敷地のほかグラウンド用地 9,408.69 m<sup>2</sup>があり、校舎については、8,513.36 m<sup>2</sup>(図書館、体育館、倉庫を除く)である。

このほか、図書館 770.86 m<sup>2</sup>、体育館 1,283.84 m<sup>2</sup>、倉庫 141.14 m<sup>2</sup>を備えている。施設設備に関しては、講義室にプロジェクター、スクリーン、パワーアンプ、チューナー、DVDデッキ、CDデッキ、カセットデッキ、ビデオデッキ、モニターテレビ、実物投影機をそれぞれ一式整備しているほか、OA教室には 51 台のPCを整備し、インターネットに接続できるほか、教員と学生或いは学生間でメールによる情報伝達ができるよう学内 LAN を設定している。

また、使用できるソフトウェアには、マイクロソフトオフィス、タイピングソフト、統計処理ソフト及び講義支援ソフトを導入している。

LL教室には、モニターテレビ及びブースレコーダ 56 台が、図書館には常設PC 4 台、貸出用ノートPC 10 台を整備している。

## (2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

### ① 大学の教育研究目的を実現するための校地・校舎・施設・設備等諸条件の整備状況とその適切性

校舎は秋田市郊外の田園地帯に立地しており、緑も豊富で教育環境には恵まれている。反面、校地の 1 部・グラウンドは水田跡地であったため軟弱地盤であり、常に地盤沈下に留意している。なお、校舎は岩盤の上に建てられており問題はない。

### ② キャンパス・アメニティの形成状況

学生のくつろぎの場所として、1 階には玄関を入れてすぐ 3 階まで吹き抜けの広い学生ロビーを配置して開放感を与え、ミーティングテーブルと椅子を置いて学習等ができるようにしている。2 階及び 3 階にも休憩コーナーを設けている。

学生食堂は、一度に 200 人が入れる座席数を備えている。半円形のガラス張りで、グラウンドの芝の緑、その奥に広がる田園の風景は癒しの風景と言える。

学生には 300 円の定食のほか 150 円の一品料理等安価で提供している。

体育館では、バスケットボール 1 面、バレーボール及びバドミントンは 2 面同時

に使用が可能となっている。授業のほかサークル活動でも使用されている。

グラウンドは1周 200mのトラックを設けており、授業のほか、野球、サッカー等のサークル活動や学友会のスポーツフェスティバルにも使用されている。

車両通勤は登録制で、使用を許可された学生の150台分が収容できる駐車場を備えている。学生駐輪場は200台を提供している（資料7-1）。

### ③ 校地・校舎・施設・設備等の維持・管理及び安全・衛生・防犯・防災に関する責任体制の確立とシステムの整備状況

本学の建物の維持管理における財務諸規程、施設設備等の管理に関する諸規程は以下の通りである。

○学校法人日本赤十字学園 経理規程（資料7-2）

○学校法人日本赤十字学園 経理規程施行細則（資料7-3）

○学校法人日本赤十字学園 固定資産・物品管理規程（資料7-4）

○学校法人日本赤十字学園 資金運用規程（資料7-5）

これらの諸規程を遵守し、施設設備の維持管理を適切に行っている。また、これと同様に施設設備の維持管理、建築物・建築設備・火気使用設備器具等の実施検査等も定期的に行っているほか、消防署の査察も年1回行われ、安全確認がされている。

また、火災・地震等に対し、大学で「危機管理マニュアル」（資料7-6）を整備し、教職員全員に配付するとともに、学生に対しては避難訓練、災害訓練を通じて緊急時の避難態勢を周知させている。

更に、コンピュータシステムのセキュリティについても、ウイルス対策ソフトによるPC管理を行っている。

省エネルギー等地球環境保全対策としては、校舎内の冷暖房の温度設定、クールビズ期間の設定、空室の消灯、コピー・印刷機の工夫、ゴミの分別収集等、学内において学生、教職員に掲示で周知させ、全学において環境保全に対する配慮を行っている。

### ④ 施設・設備面におけるバリアフリーの整備状況

1号館1階体育館付近及び2号館各階の合計4箇所に障がい者用トイレを設置しているほか、玄関前に障がい者用駐車場を設置している。

また、図書館には車いす対応の閲覧机1台を備えている。

## （3）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学図書館（以下、本図書館とする）では、短期大学開学翌年に図書委員会において本学の目的に沿った資料収集方針を作成した。それに基づき、「全人格的教育を可能にし、更に学生自らの学習意欲をサポートできる範囲までの資料収集」とし、専門領域だけでなく、それと不可分の医学、心理学、社会学分野の充実と、教養書、逐次刊行物も積極的に収集してきた。

この資料収集をベースとして、オンラインでの文献情報等入手手段も充実させるべ

く、開学3年目（平成10年）にはNACSIS-IR（現国立情報学研究所学術コンテンツ・ポータル機関別定額制）、平成13年にはそれまでCD-ROMだった医学中央雑誌をWeb版に変え、看護学科が改組した大学開学の平成21年にはCINAHL、PsycINFOという外国語文献データベース、科学技術振興財団のJDreamも導入した。

また電子媒体も含めた資料の充実だけでなく、サービス面では開学当初から平日19:00までの夜間開館を実施し、平成21年には19:30、平成23年には21:00と徐々に開館時間を延長した。平成21年からは11:00～16:00までの土曜開館も開始し、平成23年には10:00～17:00までに延長した。このように、学生が学修する環境を整備することに、着々と努めてきた。

一方、本図書館は地域の医療福祉関係図書館としても重要な役割を負っている。学外者への利便性や地域への広報サービスという見地からホームページを作成し、ほかの図書館とも連携協力を図りながら、図書館、学術情報サービスの地域への開放に努めている。

#### ①資料の購入・管理

当館の資料は、年2回の選書の機会を設け、教員から学生の学修に供する図書を購入希望リストの提出、図書委員会での了承を経て購入している。専門分野外や参考図書類は図書館職員が取りまとめ購入している。

#### ②蔵書構成

この結果、現在の蔵書の構成は、短期大学所蔵では福祉を含む社会科学分野が54.5%、自然科学分野が11.4%である。大学所蔵では、看護分野が22.3%、医学を含む自然科学分野が37.5%である。全体では、本学の専門分野である社会科学分野22.7%、自然科学分野32.5%、看護分野が18.3%となっており、他分野については構成比は一桁台であるが万遍なく所蔵している。

#### ③学術情報サービス

その蔵書についてはWebOPACにより、学内外での検索が可能であり、またNACSIS-CAT/ILL（国立情報学研究所目録所在情報サービス）にも登録しているため、主要な図書はCiNii Booksでも検索できるようになっている。

学術雑誌は、購入と寄贈により受け入れ、図書館システムのデータベースで管理している。特に購入雑誌では、各号の特集タイトルも入力し、検索によって得たい情報にアクセスしやすくなっている。

医学系を中心とした日本語データベースは4種類、外国語データベースは2種類契約している。これらはアクセス数の制限はあるものの、IP認証により学内のどこからでも検索が可能となっている。図書館ホームページにはデータベースのページを設け、各データベースのアイコンを用意し、アクセスしやすいように便宜を図っている。

#### ④施設・設備と運用サービス

図書館は、校舎の一角にあり、延べ床面積835.02㎡、閲覧席は118席、AVルーム、視聴覚ブース、検索コーナー、ブラウジングコーナー、リフレッシュスペースを設けている。AVルームでは、ワイヤレスヘッドフォン対応の7人用と3人用の視聴覚設備を備え、2グループが同時に視聴可能である。視聴覚ブースはヘッドフォンを使用する個人視聴用で6席ある。

検索コーナーには、OPAC専用パソコン1台とインターネット検索用3台がある。加え

て図書館3階フロア、2階フロアともに無線 LAN のアクセスポイントを設置し、学内貸出用ノートパソコンを利用して学生が席を立つことなくインターネットで情報を収集できる。リフレッシュコーナーにはソファやカフェチェアを設置し、飲料に限り持ち込み可とし、娯楽用雑誌を配置するなどして、長時間の学修の休憩の場を提供している。

また、図書館の利用が少ない学生にも気軽に足を運んでもらうための動機づけとして、年1回、図書館フェアを開催している。期間中一定の利用回数に達した場合に抽選があり、赤十字グッズ等があたることになっている。

#### ⑤他機関との情報の相互提供

前述のとおり、WebOPAC の公開、また NACSIS-CAT/ILL に参加しているため、当館の資料の所蔵状況は学外からでも容易に知ることができる。また各種データベースにより、学術論文全文をインターネット上で取得できるようになってきているが、入手できない場合でも、ILLにより他大学への文献複写依頼が容易である。

本学教員の研究成果物である紀要論文については、NACSIS の学術コンテンツ登録システムに参加し、既発行分全てを CiNii から全文を読むことができるようになっている。

#### ⑥地域への貢献

当館は蔵書が豊富とはいえず、内容も前述のとおり社会科学分野、自然科学分野、看護分野で約4分の3を占めていることから、保健医療福祉関係者に限って、学外者も利用できるようになっている。申請があれば図書館利用カードを発行し、貸出も行っている。

### (4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

#### ①学部学生の教育研究環境

学生が、講義室・ゼミ室等を使用する場合には、学務課に書類を提出し許可を得ることになっている。実際には、学生が授業時間の合間や放課後に自学自習を行うために、空いている講義室、ゼミ室、或いは開放場所にある机等を随時使用している。また、実習室は、技術の修得のために、平日及び土曜日（長期休業中も含め）は空いている場合、自由に使用することができる。

#### ②大学院学生の教育研究環境

看護学研究科で、大学院設置基準に基づく教育研究に機械、器具等の必要な分野は、助産学分野（特に助産師国家試験受験教育）と基盤看護学分野・感染制御学領域である。助産学分野では、従来までは看護学部の母性・小児看護学実習室を共用で使用している。しかし、大学院学生数が平成23年度は1名であったが、平成24年度には3名と増加している状況から、占有できる実習室が望まれている。一方、感染制御学領域に関しては、約30名が収容できる看護学部の実験室が完成したが器材などが整っていない状況である。

大学院生の研究室は机、パソコンに関しては、現在一人一台で使用可能であり、インターネットの接続も可能である。学生数が増加した場合の環境を配慮する必要がある。

大学校舎内の施設利用に関しては、セキュリティの関係から指導に関わる教員がいる間を除いては、21:30までとしている。また、図書館の利用については、大学院の授業が21:10に修了するが、平日は21:00までとなっていたために、年度半ばから21:30迄の開

館となった。

### ③教員の教育研究環境

研究環境については研究費、研究場所、研究時間が課題となる。

教員の研究費に関しては、当該年度の個人研究費に関する経営会議の決定を経てから、研究センターが教員に個人研究費として配分している。年度当初に各教員は年間の研究計画書を作成し、提出した段階で研究費の使用が可能になる。また年度末には立案した研究に関する報告書を提出する事となっている。配分される研究費は職位別になっており、教授（特任教授を含む）60万円、准教授50万円、講師40万円、助教40万円、助手20万円である。職位別の個人研究費消化率は表7-1に示す様に平均78.0%であった。

表7-1 平成24年度 職位別研究費消化率

職位	人数	消化率
教授	17	55.6%
准教授	8	89.4%
講師	8	82.5%
助教	11	84.5%
平均		78.0%

これら研究費の使用状況を経費項目別にみると、表7-2に示す様に、旅費交通費が47.0%と、約半分を占めており、次いで、消耗品費25.3%、諸会費20.8%となっていた。

表7-2 平成24年度 個人研究費経費項目別支出割合

経費項目	金額	支出割合
消耗品費	3,812,568	25.3%
旅費交通費	7,080,144	47.0%
印刷製本費	340,529	2.3%
会議費	3,872	0.0%
渉外費	16,040	0.1%
報酬手数料	56,111	0.4%
通信運搬費	400,757	2.7%
諸会費	3,128,289	20.8%
業務委託費	238,915	1.6%
合計	15,077,225	100.0%

外部研究費の獲得状況は表 7-3 に示すように、獲得数が低調であった。また、申請数も少なかった。

研究費	新規・継続	件数
厚生労働科学研究費	新規	
	継続	1
文部科学省科学研究費 基盤C一般	新規	2
	継続	3
文部科学省科学研究費 若手研究B	新規	1
	継続	
日本赤十字学園 教育・研究基金	新規	1
	継続	

研究室は、原則として教授、准教授は個室使用、講師は二人部屋、助教、助手は 3-4 人が共通部屋の条件で配置している。これによる研究上の不利に関しての問題は出ていないが、教育指導に関しては、学生との面接が個室以外の教員の場合には研究室が使用できず、教室、やゼミ室を探すという事もあった。

研究専念時間については実習期間にはとりにくい傾向にあるが、業務量は年間 1 人当たり実習週数 6~21 週/年間 (53 週) で、実習指導が主である助教・助手で、最大週数の教員であっても年間週数の約 40%内である。なお、教員の業務量については、コマ数を設定 (60 時間/1 コマ) しており、教授は 5~8 コマ、准教授は 8~10 コマ、講師・助教は 10~12 コマである。これには学部・大学院の研究指導も単位数から換算 (学部 4 単位・120 時間、大学院 6 単位・180 時間) し含まれている。また実習時間も単位数から換算 (15~45 時間/1 単位) してコマ数に加えている。この実習期間中に授業・会議・学会等研究活動が含まれており、授業は別途コマ数扱いであるために、2 重算定もあり得る。学内運営については、教授・准教授は委員会活動 (3~4/人) に責任を持ち、講師以下はメンバーとして機能 (1~2/人) し、研究活動を保証する上でも業務量の偏在を防いでいる。

次に、土、日曜日に教育・研究活動を行う教員に関する扱いについては、研究職であるために労働基準法関連から、裁量労働制を適応させる。平成 23 年度の教授会で、特任教員は通年で適応させ、常勤教員は実習指導を含むために長期休暇期間に適応させることが決定した。但し事務職員は労働基準法との関連から、就業規則で振替休日の制度がある。

研究費に関しては既に示したが、特に秋田の立地条件から、教員が教育あるいは研究の目的で、学会や研修への参加する場合、他の地方に比べて費用と時間がかかる状況である。それを補う意味で個人研究費は他に比較して潤沢になっている。

研究指導体制に関して、研究でつながる講座制とは異なり、自由に個人間で研究を行うことができるという利点もあるが、まとまった研究が少ないことにも通じている。また

准教授以下の若手教員に博士号を持つ人が少なく、研究活動の推進が課題である。平成24年度教員の業績の概要を表7-4に示した。

内訳	単著(単独)	共著(共同)筆頭	共著(共同)	合計
著書	2	2	4	8
原著	0	0	4	4
その他の学術論文	0	10	1	11
報告書	0	1	0	1
その他	3	1	0	4
学会発表	6	22	20	48
合計	11	36	29	76

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

研究倫理に関しては、日本赤十字秋田看護大学・秋田短期大学倫理委員会の下部組織として、研究センター倫理審査委員会があり、研究に関連する倫理審査を行っている。日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究センター倫理審査委員会規程により、構成員は、研究センター長、看護系教員1、介護福祉系教員1、医系教員1、一般教育系教員1、学外有識者1の合計6名からなっている。毎月第一金曜日に定例会を開催、審査を実施している。

受審の対象は教員、大学院研究科学生、看護学部学生、日本赤十字秋田短期大学の学生、或いは本学に関連する学外者の研究である。学部学生の卒業研究と短期大学学生ゼミの課題では、外部で調査などが必要な研究(但し、その場合の申請者は担当教員)である。

研究倫理審査受審に関しては、研究倫理審査申請要領に基づき、申請書類を作成し審査委員会の開催日の関連から、毎月1日を締め切りで申請を行う。表7-5は本年度の研究倫理審査申請数と承認数の実績である。

所属	申請件数	承認数	取り下げ数
教員	10	6	4
大学院生	13	13	0
学部学生(卒業研究)	25	22	3
短期大学学生(ゼミ)	3	2	1
合計	51	43	8

研究倫理に関する学内審査機関の運営と審査の実施に関しては適切に行われている。

## 2. 点検・評価

### ① 効果の上がっている事項

図書館・学術情報サービスに関しては、教員からの購入希望リストにより、学生の学修に直接役立つ、専門分野中心の資料構成となっている。根拠資料に見られるように、全蔵書数では同規模図書館と比較すると多少不足のようにも考えられるが、構成から考えると、学習・教育用資料については、概ね充足しており、学生の図書館利用も活発と言える。しかし、全文データベースの契約により、論文情報については十分とは言えないまでも徐々に充実している。

本学（短大・大学とも）は、5時限（終了時刻 17 時 50 分）の授業も多く、また実習も多いため、21 時 30 分まで図書館で学修できることは学生には歓迎されている。

大学院学生の教育研究環境に関しては、現状では、ほぼ適切に整備されていると考えられた。また、研究倫理審査委員会では外部委員を迎え、外部有識者としての適切な評価を得て、厳格な体制で審査に臨む事ができた。

### ② 改善を要する事項

図書館の蔵書のうち、研究用資料については、個人研究費での購入・保管という方法で図書館とは別に運用されており、本学の特色ある蔵書構築を目指すなら、資料収集方針等について今後検討する必要がある。

教員の研究に関しては、個人研究費の項目別の割合では、地方であることから旅費が個人研究費の約半分を占めており、内容としては学会出張が主であった。

一方、今年度外部研究費の獲得の割合が著しく低く、対策が必要である。

## 3. 根拠資料

- 7-1 学生駐車場・駐輪場
- 7-2 学校法人日本赤十字学園 経理規程
- 7-3 学校法人日本赤十字学園 経理規程施行細則
- 7-4 学校法人日本赤十字学園 固定資産・物品管理規程（資料）
- 7-5 学校法人日本赤十字学園 資金運用規程
- 7-6 危機管理マニュアル

## 【基準 8】 社会連携・社会貢献

### 1. 現状の説明

#### (1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

赤十字の基本原則は「人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性」であり、特に人道的任務を基調として、日本赤十字秋田看護大学は教育を行っている。従って、社会との連携・協力は、これら人道的任務の達成をする要素であり、本学の教育の一環であるとともに、本来大学の持つべき責務として社会との連携・協力が行われている。

本学としての社会連携・協力の取り組みは、日本赤十字秋田短期大学と合同で国際交

流センター、地域交流センター、赤十字・国際人道法教育活動センター、教務委員会、情報・広報委員会、公開講座委員会などが、それぞれの規程に基づき企画を行っている。また、地域への施設の開放などに関しては、大学事務局が窓口になっている。

赤十字の理念の下に、大学の行った社会連携の一つは、平成 23 年の東日本大震災後の 6 月 1 日から 8 月 6 日まで、短期大学と合同で行った陸前高田市でのボランティア活動であった。この時には、学生 143 名（内短大 36 名）と教職員延 28 名（内短大 6 名）が 9 班に分かれて、現地で救援物資の仕分け、食事の準備、配膳などの支援を行った。

人道の理念の遂行であるとともに、教育上にも重要な意味を持った活動であった（資料 8-1）。

## （２）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

地域の大学との共同の活動や本学独自の活動、地域住民との共同で教育の成果を還元している。

### ＜大学コンソーシアムあきた 高大連携授業＞

高校生を対象に秋田の 14 の高等教育機関が連携し、各機関が有する知的資源を地域に開放する目的で行っている活動（大学コンソーシアムあきた）の一環であり、各大学の企画した授業を提供し、高校生に大学の授業の一端に触れてもらい、学問への興味を喚起し進学について考える企画である。

平成 24 年度前期には、「高校生のための看護学入門―「生きる」を支える人になる―」、後期には、保健医療・リハビリテーション入門をテーマに本学の教員が授業を行っている。

### ＜国際交流＞

本学は、日本赤十字秋田短期大学と合同で国際交流センターを設置し、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学国際交流センター規程（資料 8-2）の下に国際交流を行っている。

具体的には、モナッシュ大学（オーストラリア・ヴィクトリア州メルボルン市）（資料 8-3）と、また、平成 21 年 4 月より台北医学大学（台湾・台北市）（資料 8-4）と、それぞれ提携協定を締結しており、国際交流センターは本年度もその関係強化に向けた活動を継続して行った。同時に、国際交流センター長の指揮の下、スタディーツアーの企画立案、国際交流関係資料の収集、本学図書館内に情報発信スペースの開設などの活動を行った。

平成 24 年 6 月、台北医学大学の教授・職員からなる代表団 6 名が本学を訪れ、本学学長、教員との情報交換の場を持ち、両大学間における研修生の相互派遣や教員の共同研究等の可能性について議論し、そのような制度の早期実現に向けて実務協議を開始することで一致した。国際交流センターは、その協議結果を受け、初の試みとして台北医学大学の研修生受け入れプログラムを企画し、平成 24 年 8 月 6 日から 8 月 10 日までの 5 日間、同大看護学部生 5 名の研修を全学的な取り組みと位置づけて実施した（資料 8-5）。また、平成 24 年 9 月には本学の教授 5 名からなる視察団が台北を訪れ、学校施設と付属病院を視察、看護学部教授陣と今後の協力体制の構築や実施に関して話し合いが行われた（資料 8-6）。

一方、本学では、平成 21 年より提携協定先であるモナッシュ大学の企画・運営による英語集中学習プログラム（3 週間）への参加を、本学看護学部のカリキュラムとして策定した「英語 海外研修」（選択科目 1 単位）の履修とみなすと位置づけており、学生の募集から渡航手配等、本研修に関わる一切の業務を、国際交流センターおよびその委員でありかつ看護学部で英語科目を担当する准教授が合同で担当し推進している。本年度は、本学看護学部 1 年次生 4 名が、参加し 3 週間実施された。また、これとは別に、国際交流センターでは、本学学生に国際交流の機会を提供できるよう、海外の赤十字および関連団体などの協力を得て、スタディーツアーなどの企画立案に努めている。

#### <地域交流>

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学地域交流センター規程の第 1 条（目的）には、地域交流センターは「地域交流に関する活動及び研究を行うことを目的に置く」と記載されている（資料 8-7）。なお、学外組織からの学生ボランティア要請への対応は事務局学務課入試・学生係が担当するものもあれば地域交流センターが担当するものもありと、根拠がないまま前例に従って処理している状態である。また、一般に向けた講演会の企画運営は地域交流センターのほかに赤十字・国際人道法教育活動センター、教務委員会、情報・広報委員会、公開講座委員会と複数の組織がそれぞれ独立に行っている。

平成 24 年に行った教育研究成果の社会への還元につながる活動としては、①聞き書きボランティア養成講座、②「海で遊ぼう」、③学生ボランティア活動の支援、④地域住民・学生のための健康づくりのセンター活用があげられる。

##### ①聞き書きボランティア養成講座

「聞き書き」とは、お年寄りの話したいことを聞き、その語りを本人の話し言葉や口調を再現し文章化するものである。聞き書きの実践では、語り手と聞き手との相互作用が生じ、聞き手は語り手であるお年寄りを大切にすることや、一人ひとりの人生を尊重することを深く感じ、さらに、聞き書きはその土地土地の文化の伝承にも繋がる。高齢化率全国一位である秋田県において、本学がリーダーシップをとって、聞き書きを広めたり、聞き書きの聞き手や書き手のボランティアを養成したりすることは、地域貢献に繋がる意義ある取り組みであると考え（資料 8-8）。

##### ②海で遊ぼう「こどもサマーキャンプ in 秋田」

東日本大震災避難者支援応援ファンド助成事業の一環として、本学が中心となり秋田こども遊び応援実行委員会を立ち上げて活動した。平成 23 年 3 月の震災に遭った岩手県・宮城県の子供達を秋田の子供達を迎え、みんなで大自然の中で一緒に遊び、共同生活をしながら五感を磨き、同時に大自然が恐ろしいだけでなく、自然の優しさや温かさを感じてほしいという目的で企画し、平成 24 年 7 月 21 日（土）～22 日（日）に開催した。

企画内容は、太平山リゾート公園での共同生活・キャンプファイヤー・サッカー、桂浜海水浴場でのサーフィン・沖合の綱引き、雄物川の川下り等のイベント等であった。学童参加者は 165 名、ボランティアは 200 名余であり、事故もなく終了した。子どもたちの楽しそうな様子あるいは迎えに来られたご家族からは、企画に参加しての子どもたちの成長ぶりに満足された様子が伺え企画の目的は達成されたと言えよう。事務局は、継続して本学におかれる（資料 8-9）。

### ③学生ボランティア活動の支援

ボランティア活動は、5月連休中のボランティア活動のとりまとめと日常の学務課を経てのボランティア募集への対応がある。5月の対応については、ボランティアについての説明と連休中のボランティア活動の対応についての説明ととりまとめを地域交流センターで行った（資料8-10）。また、地域の敬老会や運動会等へのサポートも行った。

さらに、冬の雪かきは、平成25年1月12日（土）（学生18名、教員11名）と2月16日（土）（学生13名、教員9名）の2回にわたって実施した。地域住民から感謝の言葉を頂戴し、終了後の昼食会では学生と住民との交流も行われ、学生にとってボランティアの意義や地域の方々の暮らしを考える機会となった。

平成24年度の地域の諸団体との交流実績は表8-1の通りである。

表8-1 平成24年度 地域の諸団体との交流実績

活動	交流団体	参加人数等実績
こどもサマーキャンプ in 秋田	秋田こども遊び応援実行委員会	参加者：子ども総勢165名 協力者：200名
上北手地区体育レクリエーション大会・上北手小学校大運動会	上北手地区振興会 上北手地区体育協会	1. 実施状況 1) 事前準備（参加者：教員2名） ①3/20（火）16:00～体育協会総会での本学参加の打診 ②5/27（日）13:00～体育協会会長との打ち合わせ会議 ③7/18（水）18:30～全体打ち合わせ会議 ④8/24（金）18:30～全体打ち合わせ会議 ⑤9/2（日）13:00～本学グラウンド整備 ⑥9/8（土）13:00～会場（本学）設営・準備（体育館含む） ※学生（約500名）への周知方法：6月末～ポスター掲示及び一斉メール 2) 当日（9/9（日）参加者6:00～教員1名、8:00～教員1名、学生7名、計9名） ①学生の内訳：女子6名（1年生1名、3年生5名）、男子1名（3年生）いずれも看護学科 ②実施状況 a. 種目参加 100m走、タイヤリレー、大玉ころがし ※1町内会からの1名参加依頼あり b. 競技用具準備 ラブラブゲーム ※11:00以降は血圧測定で対応できず c. 血圧測定コーナー 11:00～15:00、4ブース（約30名） ※看板設置、放送で増加 d. その他：各競技応援（紅白ポンポンでエール）
敬老会余興	上北手地区敬老会	学生ダンス部2名によりダンス3曲披露

雪かき ボランティア ア	上北手地区社会 福祉協議会	第1回：2013年1月12日(土) 学生18名、教員11名で3か所の除雪 第2回：2013年1月26日(土) 暴風雪のため中止 第3回：2013年2月16日(土) 学生13名、教員9名で2か所の除雪
--------------------	------------------	--

#### ④地域住民・学生のための健康づくり

##### イ. 「3・1・2弁当箱法」研修会

「3・1・2弁当箱法」の研修会は、文部科学省の科学研究費の助成を受けて、学生と地域市民をコラボレーションを目的の一つにして実施した。7月6日(金)と7月13日(金)の2日に渡る参加者は、学生115名、地域市民29名であった。本研修は、主食・主菜・副菜を3・1・2の容積割合にて詰めることによりバランスの良い1回の食事を確かなものとして確認し身につけられることを意図していたが、終了後のアンケートで「3・1・2弁当箱法」を日常生活に活用すると回答した人は、90%と高かった。また、地域市民と学生が同一調理台で仲間として相互に助け合っている場面を見ることが多くあり、本企画のねらいは達成できたと思われる(資料8-11)。

##### ロ. 特別講演「寿命～人は何歳まで生きられるのか」

特別講演は、3月1日(金)14:40～16:40に実施、参加者32名であった。一般参加者は、老年者が多く、死生観についての質問など老後の過ごし方への質問も活発であった。参加した学生は、日頃の講義で聴かれないこともあり、広い視野での考え方ができたと感想文で述べていた(資料8-12)。

また、教育(実習)で協力を得ている秋田県医療療育センター(以下、療育センター)との連携強化と相互理解のための交流を目的として、12月21日(金)15:00～17:00実施の療育センタークリスマス会に参加した。本学からは14名(教員6名、職員1名、学生5名、「につせきでかだろ」のメンバー2名)がサンタやトナカイの衣装に着替えて赴き、ダンスやハモニカ演奏を披露した。

#### <赤十字・国際人道法教育活動センターの活動>

「日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学赤十字国際人道法教育活動センター規程」では「赤十字及び国際人道法教育活動に関する企画並びに実施を図ることにより、本学の建学の精神を実現することを目的に置く」としており、赤十字思想と国際人道法の普及を目指して活動を行ってゆくこととされている(資料8-13)。この活動センターは、平成20年度に文部科学省教育GP事業に採択された日本赤十字秋田短期大学の「国際人道法の理念を行動化するための教育」の教育GP活動の実施機関として設立された「国際人道法教育センター」が3年間の取り組みを終了することに伴い、平成23年度からこれまでの活動を継承し、さらに発展させるために設立された。この教育GP事業では、模擬救護訓練、「ボランティアの日」の活動(資料8-10)、環境活動、学生エコ活動が取り組まれ、大きな成果を上げてきた。また「赤十字人道法教育フォーラム」を開催し、学生、職員、市民を対象にその時々ホットなテーマを設定して啓蒙活動を行ってきており、平成24年度で3回目の開催となった(資料8-14)。また平成24年度には県内赤十字施設

と共同でキッズタウンを開催し、子ども達中心に赤十字の紹介に勤め、平成 24 年度日本赤十字社主催のクロス大賞で「広報特使・オフィシャルメッセンジャー活用部門」の「優秀賞」を受賞している（資料 8-15）。

同センターの教育研究成果の社会への還元につながる活動は以下の通りである。

#### ①災害救護訓練（短期大学との合同実施）

本学では平成 20～22 年度文部科学省教育 G P 選定事業（資料 8-16）の一環として平成 22 年度から全学的に災害救護訓練を実施している。

目的は、「災害時に行う救護活動や避難所での支援活動の全体像と活動時における支援者の役割を理解し、将来、災害救護活動の推進者として成長できるように基礎的能力を培う」である。

平成 24 年度は 9 月 24 日～25 日の 2 日間実施した（資料 8-17）。2 日目が実施日であるが、1 日目は学習及び準備日となっている。地震災害を想定し、学生は避難者・傷病者、応急処置、トリアージ、搬送、情報伝達、炊き出し等、全員が役割を担い、それぞれの目標を掲げながら訓練を実施する。教職員も役割を持ち、学生とともに行動しながら指導的立場を担う。全学生約 550 名の訓練であることから、訓練の実施は午前、午後に分かれており、訓練以外では、屋内で三角巾の使用やロープの効果的な使用法等を体験した。

#### ②赤十字・国際人道法教育フォーラム（全学的取組）

本学では文部科学省 G P 選定事業（資料 8-16）の一環として、平成 22 年度から赤十字・国際人道法教育活動センターが主催し、赤十字・国際人道法教育フォーラムを実施している。

第 3 回の平成 24 年度は、12 月 18 日に開催し、本学学生、教職員のほか、一般市民の方々など約 500 人が参加した（資料 8-18）。今回のフォーラムには秋田市出身の女優、浅利香津代氏を招き「浅利香津代人生を語る～心から心へ絆の糸を～」と題する基調講演をいただいたほか、本学赤十字・国際人道法教育活動センター長による「救済の魂ここにあり～日航機御巣鷹山墜落事故における救護活動～」と題する講演が行われた。

#### ③赤十字運動月間におけるイベントへの参加（資料 8-15）

日本赤十字社では、赤十字の父といわれている「アンリー・デュナン」の生誕月である 5 月を「赤十字運動月間」とし、全国で様々な行事やイベントを実施している。平成 24 年度には、県内赤十字施設と共同で「赤十字キッズタウン」を実施した。本学、日本赤十字秋田短期大学、日本赤十字社秋田県支部、秋田赤十字病院等、秋田県内 6 つの赤十字施設が参加し、赤十字の活動を子どもたちとその家族に広く知ってもらうことを目的として行われた。学生赤十字奉仕団の学生などが中心となって参加し、ブースに分かれて、医師との触れあいや職業紹介、体験コーナー等活動をサポートした。幼稚園児や小学生まで約 150 名の参加があった。

#### <看護学研究科>

平成 24 年 11 月には、研究科基盤看護学分野感染制御学領域が主催をして、本学非常勤講師、大湾知子氏を講師に迎え「排泄ケアにおける看護・介護の連携とアセスメントの重要性」のテーマの基にセミナーを実施した。病院や介護施設の介護職、看護職約 70 名が一般参加、学内教員など約 100 名が参加した。後援は TENA であり、寝たきりの高齢者

などに対する清潔な排泄と感染の予防を学び、好評であった。

赤十字の理念からも、また、本大学院研究科の掲げる理念・目的からも社会との連携・協力は基本的な方針である。秋田県という地域社会の持つ「がん」「少子化」に対応するべく「がんと生活」「健全な次世代」を標榜する本大学院は、地域医療に携わる社会人看護職を学生として入学させており、臨床現場での看護の向上を図っており、平成 24 年度には 6 名の看護師が修士の学位を得て、看護の実践の中での社会への貢献をしている。

以上のほか、日本赤十字社が東日本大震災後、被災地の子どもを対象として北海道においてサマーキャンプを実施した。本学では短期大学と合同でボランティアを募集し、派遣した。

「未だ先行きの見えない被災地で生活する児童・生徒に対して、心身のリフレッシュに加え「将来の視野を広げるプログラム」や「仲間との協調・助け合いを学ぶ機会」を提供することにより、次世代を担う子どもたちの将来の基盤作りを支援すること」を目的として、8月4日から8月23日まで6班に分かれ、各班4泊5日の日程で実施された。岩手県、宮城県、福島県の小学校5年生から中学校3年生までが参加した。

本学から短期大学と合わせ参加した学生ボランティア 69 名は、グループミーティングやオリエンテーリング等々、子どもたちとともに多くの活動を実施した。(資料 8-16)

## 2. 点検・評価

### ① 効果の上がっている事項

モナッシュ大学への学生派遣は、本年度を含め開学よりこれまでの間、平成 21 年度 3 名、平成 22 年度 12 名、平成 23 年度 4 名、本年度 4 名と、参加人数の増減はありながらも、毎年継続することができた点は特筆に値する。台北医学大学との交流事業に関しては、本年度は特に大きな前進を果たした。

地域交流センターの活動に関しては、参加した地域や施設の方々からは非常に高い評価を得ており、学生や教職員の地域交流の大変良い機会となっている。

赤十字・国際人道法教育活動センターの活動は、災害救護訓練や赤十字関連行事等を通して、学生・教職員がともに「人道」について考え、学び、実践する機会となっており、赤十字教育は効果が得られている。また、災害救護訓練のマスコミ報道や赤十字・国際人道法教育フォーラムの一般公開は、広く社会にも赤十字の理念、活動、存在意義等について周知する機会となっている。

### ② 改善を要する事項

国際交流センターは本学の国際交流事業を活性化させるべく、企画立案と実施の努力を行ってきた。しかし、国際交流事業を、大学としてどのように位置づけ、どのような本学のポリシーをどう反映させたものとすべきなのか、社会連携・社会貢献とどう関連させるのか、赤十字の国際活動とどう関係づけるのか、また、グローバル人材育成との関係性等、取り組むべき課題は山積している。加えて、「海外看護研修」として今後改定がなされるカリキュラムに対応した研修先の開拓も国際交流センターに課せられた使命となって

いる。これについては、「海外看護研修」の詳細なカリキュラムが確定した段階で、本学看護学部をサポートする役割を国際交流センターが担うことになる。その他のセンター機能を含め、規程の改訂を視野に入れ検討する必要がある。

### 3. 根拠資料

- 8-1 「絆の丘」忘れないあの日の“記憶” 東日本大震災被災者支援学生ボランティア活動 岩手県陸前高田市第一中学校避難所での2カ月
- 8-2 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学国際交流センター規程（既出2-4）
- 8-3 General Agreement between Monash College Pty Ltd CAN 064 031 714 (through its Monash University English Language Centre) (MUELC) and The Japanese Red Cross Akita College of Nursing, Japan
- 8-4 AGREEMENT BETWEEN THE JAPANESE RED CROSS AKITA COLLEGE OF NURSING AND TAIPEI MEDICAL UNIVERSITY
- 8-5 台北医学大学看護学生研修プログラム August 6th, 2012-August 11th, 2012
- 8-6 Visiting Program for delegations from The Japanese Red Cross Akita College of Nursing, Akita, Japan September, 12th, 2012
- 8-7 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学地域交流センター規程（既出2-5）
- 8-8 日赤秋田聞き書き隊 養成講座
- 8-9 こどもサマーキャンプ in 秋田 笑顔の報告書
- 8-10 「ボランティアの日」について
- 8-11 「3・1・2 弁当箱法」
- 8-12 特別講演「寿命～人は何歳まで生きられるのか」
- 8-13 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学赤十字・国際人道法教育活動センター規程（既出2-3）
- 8-14 平成24年度「赤十字・国際人道法教育フォーラム」（フライヤー）
- 8-15 赤十字運動月間イベント
- 8-16 「国際人道法の理念を行動化する教育の推進」平成20年度文部科学省教育GP選定事業
- 8-17 平成24年度災害救護訓練
- 8-18 平成24年度「赤十字・国際人道法教育フォーラム」
- 8-19 平成24年度東日本大震災復興支援事業「日赤キッズクロスプロジェクト」サマーキャンプ2012 in クロスヴィレッジ 実績報告

## 【基準9】 管理運営・財務

### ・管理運営

#### 1. 現状の説明

- (1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学は、学校法人日本赤十字学園の傘下であり、本学園の理事会、常務理事会及び評議員会と連携協力関係を維持している。

本学園の理事会は、本学園寄附行為第7条により理事の選出と人数を定め、収支予算、事業計画等重要の審議機関としている。また、常務理事会は、本学園寄附行為第20条によりその設置が定められ、本学園理事会業務委任規程第3条により常務理事会への委任項目を定めている。

評議員会は、本学園寄附行為第21条によりその設置と評議委員定数を定め、また、第23条により理事会の諮問機関として定められている。なお、現在の評議員数は26名であり、私立学校法第41条に規定する現在の理事数12名の2倍以上の人数を維持している。

また、本学園の業務を監査するため本学園寄附行為第6条により監事2名を置いている。監事は本学園の理事会、評議員会に出席し、私立学校法及び寄附行為の規程に基づいて法人の業務及び財産の状況について監査を実施し、公認会計士と連携して監査報告書を作成のうえ理事会、評議員会に提出し、本学園の監査機能の役割を果たしている。

本学の管理、運営に関する諸規定を整備し、それらに基づいて置かれている組織は以下の通りである。それぞれの分掌、役割分担にもとづき、方針、意思決定が行われ、適切な運営が図られている。

#### ①経営会議

大学の管理運営方針を決めるものとしては経営会議があり、学長ほか管理職によって構成され、学長の職務決定を補佐している。毎月1回開催し原則全員出席としている。

#### ②教授会

大学の教学組織として教授会がある。構成員は学長、副学長（この職を置く場合に限る）学部長及び教授となっており、毎月1回招集され、構成員の3分の2以上の出席により成立し、人事案件を除き、出席構成員の過半数をもって議決する。

また、教授会規程には専門委員会を置くことが定められており、専門委員会は教務委員会、学生委員会、教員選考委員会、入学者選抜委員会、図書委員会、情報・広報委員会、紀要委員会及び公開講座委員会の8委員会がある。

以上の2つの会議により法人組織と教学組織の権限と責任は明確化されている。

#### ③学長、学部長の権限と選任手続

##### ア. 学長、学部長の選任手続の適切性、妥当性

学長の選任手続は、学校法人日本赤十字学園大学学長選考規程に基づき行われている。学長の任期が満了するとき、又は辞任の申し出があったとき等に理事長が学長候補者推薦委員会を設置のうえ学長候補者の選考を行う。学長候補者推薦委員会は、教授会において選出された専任教授3人、理事会において選出された理事3人により構成する。学長候補者推薦委員会において候補者1人を選出し、理事長は理事会の同意を得て学長を任用する。

以上のように、学長の選任手続については、理事会、教授会の意向が反映できる仕組みとなっており、日本赤十字学園傘下の大学の学長選出の手続きとして妥当と言える。

また、学部長は、日本赤十字秋田看護大学看護学部長選考規程に基づき、学長

が本学教授のうちから推薦（経営会議において無記名投票）し、理事長が任用することとなっている。

#### イ. 学長権限の内容とその行使の適切性

学長の権限については、学校教育法により校務をつかさどり、所属職員を統督すると定められており、本学の管理運営の全てについて権限と責任を有する大学の代表者であり教育研究の最高責任者である。

管理運営及び教育研究上の重要事項については、学内外の意見を聞き、経営会議及び教授会での審議のうえ、学長が執行する体制となっている。

しかし、緊急の場合は、学長の責任において執行している。以上のことから学長権限の内容とその行使は、概ね、適切であると考ええる。

#### ウ. 中・長期的な管理運営方針の策定

日本赤十字学園の方針により、第一次中期計画（平成 21 年度から平成 25 年度の 5 カ年、資料 9(1)-1）を策定のうえ取り進めている。主な事項は経営意識の醸成、経営基盤の確立、教育研究向上のための財源確保を柱としており、具体的には、学生定員確保、経費の節減、競争的外部資金の獲得等を目標としている。

### (2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

#### ①関係法令に基づいた管理運営に関する学内諸規程の整備状況

大学の管理運営については、関係法令等及び学内規程を遵守している。関係法令等の改正の通知があれば、直ちに関係部署に通知し、遺漏のないように対応している。

また、学園の諸規程、学内の諸規程に基づいて大学運営にあたっており、新規採用の教職員には、ガイダンスで規程集を配付、重要な条項は説明している。

更に、規程が改正された際は、電子メールにより通知し学内規程の周知に努めている。

#### ②大学の意思決定プロセスの運用とその適切性

大学の意思決定プロセスは、大学経営に関する事項を審議する経営会議と教育研究に関する事項を審議する教授会の 2 つにより行われている。

本学の予算、決算、学則改正等の重要事項は経営会議の審議後、理事会の承認を得る。また、教育研究に関することでは、教授会の傘下の専門委員会で検討した事項を教授会で審議する。これら 2 つの会議で審議された内容に基づき学長が最終決定を行う。このように本学の意思決定プロセスは確立されており、その運用は適切であると考ええる。

### (3) 大学業務を円滑に行う事務組織を設置し、十分に機能させているか。

#### ①事務組織の構成及び人員配置の適切性

本学は、事務職員は専任 19 名であるが、同校舎で短期大学も運営していることから短期大学専任職員も兼務発令して対応している。

人員配置については、事務局長の下、総務課 12 名、学務課 7 名、図書館 1 名とそれぞれ配置させており、教員及び学生との信頼関係の下に業務を遂行している。

各委員会等にも事務職員を配置し、その状況についてほかの職員に周知させており、

事務職員全員が学内の動きを把握できる体制をとっているほか、2週間に一度、係長以上の打ち合わせ会議を行い、スケジュール、懸案事項、報告事項等を共有している。

以上の体制から、事務組織は機能しているものとする。

②多様化する業務内容への対応策や事務組織の機能を高めるための方策とその有効性

機能強化の対策として、管理職を除く事務職員が毎年他団体の実施する各種研修会に10名程度が参加しているほか、毎月の本学FD/SD研修にも原則として全員が参加している。また、大学における職員の役割の熟知と業務意欲の向上を図る目的で、定期的な人事異動を実施している。

③職員の任免・昇格等に関する諸規程の整備とその運用の適切性

任免・昇格等については、学校法人日本赤十字学園職員給与要綱により定められており、任免、昇格のほか、給与支給に関する全てを当該規程に沿って執行している。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

①人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善への取り組み状況

毎年、学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱に基づいて、職員の自己評価、上司による勤務評価を行っている。自己評価と勤務評価を基に、上司からの面談が実施され、勤務評価の結果の伝達と今後の業務執行へのアドバイスが行われる。

②大学の事務職員として求められる能力を高めるためのSDの実施状況とその有効性  
原則として事務職員全員が、毎月1回行われる本学FD/SD研修に出席している。

事務職員も研修結果の報告や、所掌事務の評価や課題等について、随時、報告を行っている。発表の機会を設けることで、職務遂行だけでなく、大学職員としての意識付けの効果も上がっている。しかし、さらなる事務職員の専門的な職能については、レベルアップを大学教育環境他、大局的な視野から目指す必要がある。

## 2. 点検・評価

本学の管理・運営については、運営管理方針、意思決定、学内外へのコンプライアンス、大学教職員としての意識付けが、適切かつ効果的になされているかどうかという視点から、点検・評価を行う必要がある。

管理運営方針については、学内諸規定や、それを受けて設置されている組織や部門毎には明示されているが、教育研究も含む大学運営には、部門間にまたがった横断的な運営が求められることも多い。

意思決定については、規定や個々の運方針の周知の徹底がなされており、学長のリーダーシップが強く発揮されている反面、学内での、教授会その他への、教職員の意見集約が課題である。完成年度までは、開学認可通り実施することがすべてであったが、今後は教職員のモラルの向上のためにも、改善のための検討が必要である。

コンプライアンスの面では、規定等がきちんと整備されている反面、規定相互に重複やズレがみられる。職務遂行上のルールや役割分担に関して創意工夫を行い実施してきたが、同時に諸規定の見直しを図っていく必要がある。

また、大学の教職員としての意識付けは、FD/SD研修や、各種委員会（職員もメンバーとして参加することが多い）における討議、年度毎の各部門の事業評価等において、

一定程度なされてきているが、教育研究、大学運営、社会的貢献を踏まえた、職務意識や実践態度の涵養という点では、更なる努力が望まれる。

#### ①効果が上がっている事項

意思決定のプロセスを明確にするために、それに関わる全ての会議等の規程を整備し、適切に運用している。教員と事務局職員との、SD活動を通じた、教育改善法、学生支援課題の検討が行われている。

#### ②改善すべき事項

一層の課題の周知と共有化を進める中で、教職員の「参加」意識の向上を図る。また、各規程の整合化、業務推進上の連携の改善に向け、学園本部との運営方針の調整を図るとともに、教職員の意欲向上を図り、意見の集約化の方法を再検討する。

### 3. 根拠資料

9(1)-1 学校法人日本赤十字学園寄附行為

9(1)-2 学校法人日本赤十字学園寄附行為

9(1)-3 学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程

9(1)-4 学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程

9(1)-5 学校法人日本赤十字学園 理事 寄附行為による選任区分及び監事

## ・財務

### 1. 現状の説明

#### (1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

##### ①中・長期的な財政計画の立案

本学の収支状況については、収入において総額のうち、学生生徒納付金が約 63%、国・県補助金が約 24%、その他約 13%となっている。また、支出においては、総額の内人件費が約 62%、教育研究費が約 27%、管理経費が約 4%となっている。

本学は、開学時以来、毎年秋田県から施策である高齢者の増加に伴う看護師の養成事業を受けた形で、高額の補助金を受けている。

これは、将来的にも継続される見通しであり、当面、財政面では安定財政が見込まれる。

##### ②科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

平成 24 年度においては、厚生労働省科学研究費補助金・文部科学省科学研究費補助金の間接経費のみで、その他の外部資金獲得はなかった。

##### ③消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率について過去 5 年間の推移を次表に示す。

(平成 24 年度における主な消費収支計算書関係比率)

- ・ 補助金比率  
全国平均を上回っており、良好である。
- ・ 人件費比率  
全国平均を下回っており、良好である。
- ・ 教育研究経費比率  
全国平均を 15 ポイント下回っている。
- ・ 管理経費比率  
全国平均より下回っており、良好と言える。

比率名	算式(×100)	評	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	全国	東北
人件費比率	人件費/帰属収入	▼	37.9	60.4	47.7	45.0	51.3	48.4
人件費比依存率	人件費/学生生徒納付金	▼	130.9	89.8	94.8	71.9	97.6	95.1
教育研究(管理)経費比率	教育研究(管理)経費/帰属収入	~	14.9	27.2	18.6	19.9	35.9	37.3
管理経費比率	管理経費/帰属収入	~	4.7	3.5	2.7	2.7	7.1	6.4
借入金等利息比率	借入金等利息/帰属収入	▼	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.2
帰属収支差額比率	(帰属収入-消費支出)/帰属収入	△	29.5	8.9	15.1	27.3	3.1	6.5
消費収支比率	消費支出/消費収入	▼	81.4	96.6	115.8	75.4	107.8	107.0
学生生徒等納付金比率	学生生徒納付金/帰属収入	~	29.0	67.2	50.3	62.6	52.6	50.9
寄付金比率	寄付金/帰属収入	△	1.3	0.0	0.3	0.1	2.2	2.6
補助金比率	補助金/帰属収入	△	17.2	30.6	19.9	23.6	10.3	18.6
基本金組入率	基本金組入額/帰属収入	△	13.4	5.7	26.6	3.6	10.1	12.6
減価償却費比率	減価償却額/消費支出	~	10.6	12.7	7.0	8.0	9.7	11.4

※ 平均値は、「平成24年度版 今日私学行政」より“平成23年度”【大学法人】の数値を使用しています。

(平成 24 年度における主な貸借対照表関係比率)

- ・ 自己資本構成比率  
全国平均と同レベルである。
- ・ 消費収支差額構成比率  
全国平均がマイナスところ、プラスとなっており良好である。
- ・ 固定資産構成比率  
全国平均を下回っており、良好と考える。
- ・ 流動資産構成比率  
全国平均を上回っており、良好と考える。
- ・ 退職給与引当預金率  
本学は 100%であり、良好である。
- ・ 固定負債構成比率・流動負債構成比率  
固定負債構成比率については、全国平均と同レベルであるが、  
流動負債構成比率については、全国平均を下回っており、良好である。

貸借対照表

※評(▼低いほうがよい, △高いほうがよい, ~どちらともいえない)

比率名	算式(×100)	評	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	全国	東北
固定資産構成比率	固定資産/総資産	▼	70.9	69.3	77.0	69.6	86.1	83.5
有形固定資産構成比率	有形固定資産/総資産	▼	61.9	55.7	49.3	41.3	59.3	60.4
その他の固定資産構成比率	その他固定資産/総資産	△	9.0	13.6	27.8	28.3	26.9	23.1
流動資産構成比率	流動資産/総資産	△	29.1	30.7	23.0	30.4	13.9	16.5
固定負債構成比率	固定負債/総資金	▼	6.5	7.7	11.0	10.3	9.1	7.2
流動負債構成比率	流動負債/総資金	▼	3.5	4.0	6.5	3.6	6.0	5.6
内部留保資産比率	(運用資産-総負債)/総資産	△	19.1	19.0	6.5	16.6	25.6	26.9
運用資産余裕比率	(運用資産-外部負債)/消費支出	△	89.3	92.4	44.4	73.4	1.4	1.4
自己資金構成比率	自己資金/総資金	△	90.0	88.4	82.5	86.2	84.9	87.3
消費収支差額構成比率	消費収支差額/総資金	△	25.5	25.4	16.5	24.5	△ 15.0	△ 16.2
固定比率	固定資産/自己資金	▼	78.8	78.5	99.7	113.6	101.5	95.7
固定長期適合率	固定資産/(自己資金+固定負債)	▼	73.4	72.2	87.9	136.5	91.6	88.4
流動比率	流動資産/流動負債	△	834.6	773.1	376.9	852.4	232.1	297.0
総負債比率	総負債/総資産	▼	10.0	11.6	16.4	13.8	15.1	12.7
負債比率	総負債/自己資金	▼	11.2	13.2	21.2	22.6	17.8	14.6
前受金保有率	現金預金/前受金	△	1,280.2	1,174.4	718.7	1,622.8	343.0	452.3
退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金(資産)/退職給与引当金	△	100.0	100.0	100.0	100.0	56.9	68.1
基本金比率	基本金/基本金要組入額	△	98.8	100.0	99.4	100.0	96.7	96.9

※ 平均値は、「平成24年度版 今日私学行政」より“平成23年度”【大学法人】の数値を使用しています。

(2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

① 予算編成の適切性及び執行ルールの明確性と内部監査の適切性

予算編成については、本学事業運営方針に基づいて学科、各委員会、各センター機構が要望書を提出し、予算担当がヒアリングを行い、収支バランスの確保と財政の健全化の観点から、当該事業計画の経費の妥当性を検討し、予算編成を行っている。予算案の調整は、事務局長、学長、経営会議において精査、査定、審議したうえ、理事会に付議される。

全ての予算執行は、担当である総務課経理係による文書の起案で処理し、事業内容、予算執行を精査するとともに、予算執行状況を管理できる体制となっている。

監査は、学校法人日本赤十字学園内部監査規程に基づき学園本部が監査法人に委託し、私学振興助成法に基づき、年2回(期中・期末監査)を実施している。

期中監査では、全般事項(本学全体の概要把握、内部統制の理解、システムの概要把握)、取引処理の全般的理解(質問による取引全般の概要把握)、人件費関係(内部統制の理解等)について実施される。また、期末監査では期末残高に基づく決算書類の監査が行われている。

内部監査については、学園本部職員が定期的に来校し、契約、伝票、証憑、文書のチェック等が実施される。

② 予算執行に伴う効果を分析・検証し、次年度予算につなげる仕組みの確立

当該年度の予算執行状況は、総務課経理係において学科、各委員会、各センター機構、教員個別の研究費等常に把握できる体制にあり、決算額との乖離を極力少なくするよう予算管理を行っている。

次年度予算編成を行う際は、前年度の決算状況を基に、執行されなかった事業はスクラップ事業と判断し、突発的な事業については、その必要性を考慮している。

## 2. 点検・評価

### ①効果が上がっている事項

収入面においては、学生の定員確保による学生生徒納付金、補助金の収納等予定の財源が確実に確保されており、また、支出面においても予算額を大幅に超過することがなく、健全な経営がなされている。

### ②改善すべき事項

本学における経営分析の結果を、本学 FD/SD 研修会の際に教職員に提示・説明しているが、経営意識の醸成という点で不十分さがある。また、外部資金の獲得のためには、教員が研究に関する能力の向上を図ることはもとより、資金獲得の情報、手段、方法等に関しての専門的に具体的な事務サポートシステムが必要である。

## 3. 根拠資料

9(2)-1 財務計算書類（平成 20 年度～平成 24 年度）

9(2)-2 監査報告書（平成 20 年度～平成 24 年度）

9(2)-3 事業報告書（平成 24 年度）

9(2)-4 財産目録（平成 25 年 3 月 31 日現在）

## 【基準 10】 内部質保証

### 1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

日本赤十字秋田看護大学の開設に伴うセンター組織の一環として、評価センターを設け、学校教育法第 109 条に基づく自己点検・評価を実施している。

具体的には、学園生活、教育、研究に関わる事項は日本赤十字秋田短期大学と共同の大学施設でおこなわれており、短期大学が開設当初より設置していた教育研究活動委員会が評価センターに改組された組織である。従って、点検・評価も大学と大学院、短期大学合同で実施され、評価センターは、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程（資料 10-1）に基づき運営されている。

平成 22 年度より自己点検・評価報告書を公表しているが、平成 23 年度には大学院研究科が加わり、学則第 3 条に準拠し、日本赤十字秋田看護大学、日本赤十字秋田短期大学と合同の「自己点検・評価報告書」を冊子体で公表している（資料 10-2）。

大学設置基準第 1 条 3 項及び大学院設置基準第 1 条 3 項に示されている、教育の質を維持する為に、自己点検報告書は冊子として配布し、学内教職員の研究教育及び学内諸活動に関する更なる向上に利用するとともに、ホームページに掲載し、社会に対して本学の状況の説明を公開し、説明責任を果たしている。平成 24 年 11 月より、日本赤十字秋田短期大学と合同のホームページとなり、平成 22 年度及び平成 23 年度の報告書を掲載し、広く社会への周知を図っている。

また、ホームページでは、学校教育法施行規則等の一部改正する法律（平成 22 年文

部科学省第 15 号) に則り、日本赤十字秋田看護大学看護学科、大学院研究科、日本赤十字秋田短期大学では、教育研究活動などに関わる情報を公開している(資料 10-3)。尚、開示に関しては、「学校法人日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」に準拠し、以下の項目をホームページに掲載している。

以下は開示内容であるが、該当する項目に関しては全て日本赤十字秋田看護大学看護学部、日本赤十字秋田看護大学大学院、日本赤十字秋田短期大学の別に掲載されている。

## 教育研究上の目的

教育の理念、教育の目的・目標

## 教育研究上の基本組織

大学組織図

各教員が保有する学位及び情勢(教員紹介)等

教職員数、職階別、男女別教員数、教員一人当たり学生数及び非常勤教員比率、年齢別教員数

## 入学者受け入れ方針

アドミッション・ポリシー

学生数・入学者数

学生総数・学生の状況

入学形態別 志願者、受験者、合格者

卒業・就職状況等

## 教育課程編成方針(授業科目、授業内容、年間授業計画等)

カリキュラム・授業概要(シラバス)

## 学位授与方針(取得可能な学位、卒業・修了必要単位修得数等)

卒業に必要な修得単位数

成績評価の基準

取得可能な学位

資格修得要件

## 教育研究環境に関わる校地・校舎等の施設設備

キャンパスマップ

学科施設・設備

大学図書館

交通アクセス

## 授業料・入学金等の学費

## 修学・進路選択・心身の健康等に係る支援等

就学支援及び心身の健康等の支援

進路選択に係る支援

## 国際交流・社会貢献等の概要

国際交流 (協定相手校等)

地域交流 (社会貢献活動)

大学間連携 (大学コンソーシアムあきた)  
産官学連携  
東日本大震災 災害地支援

#### 財産目録

平成 21 年度より平成 24 年度まで  
日本赤十字秋田看護大学 及び 日本赤十字秋田短期大学  
財産目録、貸借対照表、資産収支報告書、消費収支計算書  
いずれも PDF

#### 自己点検・評価報告書

自己点検・報告書 (PDF)

#### 設置の趣旨を記載した書類

日本赤十字秋田看護大学大学院 (PDF)

#### 設置計画履行状況報告者

設置計画履行状況報告者 (PDF)

#### その他

事業計画

事業報告書

監事の監査報告書

ホームページ以外の公表方法としては、毎年作成する学校案内パンフレット「日本赤十字秋田看護大学 日本赤十字秋田短期大学」(資料 10-4) 及び日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学学報である「CARILLON カリヨン」(資料 10-5) を年 1 回発行し、両大学の活動状況を、学生、教職員が共有するとともに、学生の父母、全国の赤十字関連施設、東北 6 県の高等学校に向けて発信し、本学への理解に努めている。

## (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

平成 21 年度より日本赤十字秋田看護大学と日本赤十字秋田短期大学と合同で、さらに平成 23 年度からは日本赤十字秋田看護大学大学院も加わり、学長直属の位置にあるセンター機構の一つである評価センターが、内部質保証に関わっている。評価センターは日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学評価センター規程(資料 10-1) に準拠し、構成は、経営会議の議を経て学長が任命する教授をセンター長として、平成 24 年度は看護大学 4 名、研究科 1 名、短期大学 1 名の教員と職員 2 名で構成された。

規程には、その業務は第 4 条(1) 別紙の事項に関する評価計画の立案並びに評価活動の推進、とあり別紙には自己点検・評価の各項目があげられている。

また、(2) では、全学的な連絡調整及び広報活動、(3) では評価関係資料の収集及び利用並びに利用の提供などが規定されており、センター自体は点検・評価に関連する事務的な役割になっている。従って、一応システムとしては存在するが、質の保証のための PDCA サイクルを実際に回転させるためには、組織評価体制が必要であ

る。

赤十字の理念と活動に連動した教育、基礎教養と深い専門性の追求、実力を備えた看護専門職者の教育が柱となった教育目的・目標を掲げている。現在これに関しては日本赤十字看護大学・日本赤十字短期大学研究センターが教育の質保証のためのP D C A観点から、教員に呼びかけ、全学を挙げて研修会をしている。研究センターもまた広い意味では、質保証システムに関連している。その活動の根拠は、日本赤十字秋田看護大学・秋田短期大学研究センター規程の第4条業務の規定の(4)FD(SD)に関することである(資料10-6)。

なお、大学運営に関連しては、学校法人日本赤十字学園内部監査規程に基づき、業務及び諸活動について日本赤十字学園による実地監査がおこなれ、水準の向上が図られている。実地監査は3年毎に学園の保有する大学、短大について行われており、本学では、短期大学とともに規程に則り、平成24年度に業務監査及び会計監査が行われた。

また、公的研究費に関しては、日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田看護大学公的研究費の適正な運営・管理体制に関する規程に基づき経理事務により実施されている。

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

大学の内部質保証に関しては、学長、学部長、研究科長、経営会議、教授会を中心として前年度の課題であるシラバス内容、教育内容の点検・評価を行い、そのP D C Aサイクルは機能している。しかし、精度に関して、シラバス内容の表記に不徹底があり、平成25年度の改善課題として取り組む。

また、研究センターに関しても、F D機能を有効に活用し、大学、大学院の基本的なポリシーの検討を開始しており、質保証システムとして適切に機能している。

なお、大学運営に関しては、学校法人日本赤十字学園の諸規程に則り、実行されており、適切に機能している。

内部質保証とは、第三者評価を踏まえて点検評価されるものではなく、恒常的に質を検討する組織が望ましいと考えられる。従って、組織として常に現状に対する点検評価を怠らず課題を見出し、改善評価に進むことを念頭に置く必要がある。これは全学的に取り組むことであり、全教職員に啓蒙と現状調査を兼ねて、大学基準協会の自己点検評価項目(理念から内部質保証までのすべての項目)について、平成24年度、全教職員に向かい、理解・周知・課題・改革案・他意見等を網羅したアンケート調査を評価センターで実施している。

これまでの自己点検・評価報告書は、P(計画)D(実行)C(点検・評価)A(調整・改善)により実施されているが、CとAについては、これまで以上に推し進める必要があると考え、内部質保証機能を円滑に遂行させるためにはさらなる検討が必要と考える。

## 2. 点検・評価

急速に変化する教育環境に対応するためには、さらなるP D C Aサイクルの質向上が

求められる。そのためには自己点検・評価の実施等に関する学内の審議機関、即ち組織評価機能の強化を図る体制が必要であり、また相互評価ないしは外部評価が必要である。

①効果があがっている事項

情報公開については、ホームページ或いは冊子体で公表している。常時管理する専門の部署をおきアップデートを行っている。

研究センターの FD/SD 機能を使って、教育目標をさらに具現化した卒業時到達目標と、それを達成する定量的・定性的評価の設定を教員間で検討をしている。

②改善すべき事項

内部質保証システムを構築するためには、P D C A サイクルを円滑に回転させることが条件である。恒常的に大学の質の向上を図る P D C A サイクルを実行するため、現状の本学評価センターの機能・組織について検討を行う必要である。具体的には、評価センター機能の中に、自己点検・評価、相互評価・外部評価、第三者評価受審機能を含む組織評価体制が必要であり、組織改善のために、規程の変更を検討している。

なお、本学に見合った制度システムを構築し、学校法人日本赤十字学園としての将来構想や本学の「中・長期計画」への連動も可能にさせる。

そして自己点検・評価の実施等に関する審議を強化する組織評価体制のもと、相互評価ないしは外部評価の検討を行う必要があり、看護学部は相互評価の検討を、看護学研究科は外部評価を考慮中である。

### 3. 根拠資料

- 10-1 日本赤十字秋田看護大学評価センター規程
- 10-2 自己点検・評価報告書 日本赤十字秋田看護大学 日本赤十字秋田短期大学（平成 23 年度）
- 10-3 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学 ホームページ等資料
- 10-4 学校案内パンフレット（平成 24 年度）（既出 5-7-1）
- 10-5 学報カリヨン No. 3（既出 1-9）
- 10-6 日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学研究センター規程（既出 2-7）